

外国人集住 都市会議 報告書

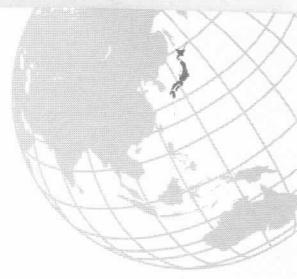
東京 2008

多文化共生社会をめざして ~すべての人が参加する地域づくり~

とき
2008 10/15 [Wed] 12:45~

ところ
海運クラブ

東京都千代田区平河町2-6-4 TEL.03-3264-1825



目 次

| | |
|--|-----|
| プロ グ ラ ム..... | 1 |
| 外国人集住都市会議会員都市首長 プロフィール..... | 2 |
| 外国人集住都市会議アドバイザー プロフィール..... | 5 |
| 外国人集住都市会議 東京2008 討論 省庁参加者 | 5 |
| 開会・座長あいさつ..... | 7 |
| 第Ⅰ部 ブロック提言..... | 9 |
| 第Ⅱ部 外国人集住都市会議首長と5省庁との討論 | |
| 前半：Aグループ | 19 |
| 後半：Bグループ | 40 |
| フロアからのコメント | 58 |
| みの か も 宣 言..... | 61 |
| 次期座長あいさつ..... | 63 |
| 資料 編..... | 64 |
| ◆外国人集住都市会議東京2008資料(当日配布資料) | 65 |
| ◇みの か も 宣 言..... | 66 |
| ◇群馬・静岡ブロック | 68 |
| ◇長野・愛知ブロック | 79 |
| ◇岐阜・三重・滋賀ブロック | 89 |
| ◇省庁関係資料..... | 99 |
| ◆多文化共生をめざして活動する民間国際交流団体のパネル展 参加団体..... | 111 |
| ◆外国人集住都市会議の概要..... | 112 |
| ◆外国人集住都市会議の規制改革要望書..... | 120 |
| ◆外国人集住都市会議の緊急要望書..... | 131 |

プログラム

| 時間 | 内容 |
|-------|--|
| 11:45 | 開場・受付開始 |
| 12:45 | 開会・座長あいさつ(美濃加茂市長) 総合司会:池上重弘氏 |
| 13:00 | 第Ⅰ部 ブロック提言 『生活者としての外国人と地域コミュニティとの関わり』 群馬・静岡ブロック(湖西市長) 太田市、大泉町、浜松市、富士市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市 『地域における企業の外国人への支援及び自治体との連携』 長野・愛知ブロック(上田市長) 上田市、飯田市、豊橋市、岡崎市、豊田市、西尾市、小牧市、知立市 『外国人の子どもの教育について』 岐阜・三重・滋賀ブロック(鈴鹿市長) 大垣市、美濃加茂市、可児市、津市、四日市市、鈴鹿市、伊賀市、長浜市、湖南市 |
| 13:45 | 休憩 |
| 13:55 | 第Ⅱ部 外国人集住都市会議首長と5省庁との討論 Aグループ コーディネーター:山脇啓造氏 Bグループ コーディネーター:井口 泰氏 参加省庁:総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省 |
| 16:45 | みのかも宣言・次期座長あいさつ(太田市長) |
| 17:15 | 閉会 |

同時開催

| | |
|-------|----------------|
| 11:45 | 多文化共生をめざして活動する |
| 17:15 | 民間国際交流団体のパネル展 |

外国人集住都市会議会員都市

太田市・大泉町・上田市・飯田市・大垣市・美濃加茂市・可児市・浜松市・富士市・磐田市
掛川市・袋井市・湖西市・菊川市・豊橋市・岡崎市・豊田市・西尾市・小牧市・知立市・津市
四日市市・鈴鹿市・伊賀市・長浜市・湖南市



外国人集住都市会議会員都市 首長プロフィール



**群馬県太田市長
清水 聖義** (1941年12月7日生)
し明清義

前職：群馬県議会議員
就任年：2005年4月(旧太田市長、1995年)
当選回数：1期目(旧太田市長、3期)

太田市では、日本人や外国人の区別無く、市民の誰もがお互いを思いやり、いきいきと元気に暮らせる「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」の創造を構築してまいりたいと考えております。



**群馬県大泉町長
長谷川 洋** (1949年12月1日生)
はせがわひろし

前職：大泉町議会議員
就任年：2001年4月
当選回数：2期目

国籍を問わずすべての住民が、それぞれの知恵と力を出し合い、支え合うことが協働のまちづくりの基本です。本町では、日本の文化や習慣などを正しく伝えてくれる人を「文化の通訳」として登録し、育成を進めています。



**長野県上田市長
母袋 創一** (1952年7月6日生)
もたい そういち

前職：長野県議会議員
就任年：2006年4月(旧上田市長、2002年)
当選回数：1期目(旧上田市長、1期)

来日直後等の外国籍児童生徒の集中日本語教室を継続するほか、市内の外国籍市民との懇談会の開催、企業との連携による多文化共生のまちづくりの推進に取り組んでいます。ブレークスルーワークにより、未来を見据えた地域づくりを行います。



**長野県飯田市長
牧野 光朗** (1961年8月16日生)
まきの みつお

前職：日本政策投資銀行大分事務所長
就任年：2004年10月
当選回数：1期目

飯田市では、国籍や民族・文化の違いを豊かさとして活かし、全ての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。市民・事業者・ボランティア団体等と協働して外国籍市民に関わる施策を総合的に推進していきます。



**岐阜県大垣市長
小川 敏** (1950年11月15日生)
おがわ びん

前職：会社役員
就任年：2001年4月
当選回数：2期目

国籍を問わず、次世代を担う子どもの相互の多文化共生教育の推進を図ります。また、行政、企業、地域が協力・連携を図ることにより外国人市民への生活支援を推進しています。



**岐阜県可児市長
山田 豊** (1932年2月4日生)
やまだ ゆたか

前職：可児市収入役
就任年：1994年11月
当選回数：4期目

4月から可児市多文化共生センター「フレビア」を開館し、情報提供、日本語の学習支援、外国人相談、交流の場の提供など4つの機能を柱に、多文化共生社会への拠点施設として稼動し始めました。



**静岡県浜松市長
鈴木 康友** (1957年8月23日生)
すずき やすとも

前職：衆議院議員
就任年：2007年5月
当選回数：1期目

市の重点戦略として多文化共生社会の形成を掲げ、外国人の生活支援拠点として、従来の「国際交流センター」を「多文化共生センター」に改組し、専門スタッフによる包括的な支援などの取り組みを進めています。



**静岡県富士市長
鈴木 尚** (1946年11月21日生)
すずき ひさし

前職：静岡県議会議員
就任年：2002年1月
当選回数：2期目

外国人市民が地域コミュニティに溶け込むためには日本語の習得が不可欠です。本市では、外国人市民が日本語を学ぶ環境を整えるため、日本語を教えるボランティアの養成やスキルアップに力を注いでいます。



**静岡県磐田市長
鈴木 望** (1949年4月20日生)
すずき のぞむ
前 職：旧厚生省
就 任 年：2005年4月(旧磐田市長、1998年)
当選回数：1期目(旧磐田市長、2期)

多文化共生を推進する磐田市では、子どもの就学支援に取り組んでいます。教育環境の整備とともに保護者の理解促進が重要です。また、外国人市民との間に恒常的な意思疎通の太いパイプを築き、共生社会の基盤とすべく努力しています。



**静岡県掛川市長
戸塚 進也** (1940年1月2日生)
とつか しんや
前 職：衆議院議員
就 任 年：2005年4月
当選回数：1期目

外国人市民と地域住民が共に理解しあい、安心して日常生活を送ることができるよう、外国人向け日本語教室や日本の暮らしに関する生活相談窓口を常設しています。日常生活の支障や不安を解消するための施策充実に努めています。



**静岡県袋井市長
原田 英之** (1943年1月12日生)
はらだ ひでゆき
前 職：静岡県健康福祉部長
就 任 年：2005年4月24日(旧袋井市長、2001年)
当選回数：1期目(旧袋井市長、2期)

共生のまちづくりを進め、広報ふくろいポルトガル語版をはじめ、ブラジル人向けの情報紙の作成に取り組んでいます。また、多文化共生ミニフォーラム等の開催を通じて、お互いの文化や習慣の違いを知る第一歩からの市民意識の啓発に努めています。



**静岡県湖西市長
三上 元** (1945年1月5日生)
みかみ はじめ
前 職：船井総合研究所取締役
就 任 年：2004年12月
当選回数：1期目

市民が国際性豊かな幅広い視野を身につけるための環境を整えるとともに、外国籍住民への日本語教育の充実と健康保険への加入促進を行い、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めています。



**静岡県菊川市長
太田 順一** (1950年4月28日生)
おおた じゅんいち
前 職：菊川町議会議員
就 任 年：2005年1月(旧菊川町長、1998年)
当選回数：1期目(旧菊川町長、2期)

「笑顔がうまれるまち」。市民の誰もが笑顔でいられる、そんなまちをめざしています。多文化共生の地域づくりに向けて外国人市民との懇談会や防災訓練、地域イベントなど、コミュニティを核としたまちづくりを進めています。



**愛知県豊橋市長
早川 勝** (1940年12月21日生)
はやかわ まさる
前 職：衆議院議員
就 任 年：1996年11月
当選回数：3期目

8月にブラジルのバラナヴァイ市と教育分野の友好提携を締結し、現在は多文化共生推進計画の策定に取り組んでいます。

また、今年度NPO法人化した豊橋ブラジル協会をはじめ、多くの民間団体等との市民協働を一層推進していきます。



**愛知県岡崎市長
柴田 紘一** (1940年11月10日生)
しばた こういち
前 職：愛知県議会議員
就 任 年：2000年9月
当選回数：3期目

今、外国人を積極的に受け入れようとする動きは非常に活発なものとなっています。岡崎市在住の外国人を同じ市民として受け入れ、ゴミ出しや生活習慣についての講座や日本語教室の充実を図り、地域における多文化共生の実現をめざします。



**愛知県豊田市長
鈴木 公平** (1939年3月20日生)
すずき こうへい
前 職：豊田市助役
就 任 年：2000年2月
当選回数：3期目

外国人住民が日常生活を営むために最低限必要な日本語能力を習得できるよう、産学官民の連携による学習支援の仕組みづくりに取り組んでいます。日本人と外国人の相互理解を基本とした、恵みある多文化共生社会の実現をめざしています。



**愛知県西尾市長
中村 晃毅** (1938年1月1日生)
なかむら こうき
前 職：愛知県議会議員
就 任 年：2005年9月
当選回数：1期目

地域に住む外国人と日本人が互いの文化や考え方についての理解を深めながら、ともに安心して暮らしていく共生のまちづくりを推進します。



**愛知県小牧市長
中野 直輝** (1945年3月26日生)
なかの なおてる
前 職：弁護士
就 任 年：1995年2月
当選回数：4期目

「市役所・教育現場における通訳・相談員の増員」、「外国語版生活情報誌の充実」など、情報提供の面から外国人をサポートとともに、外国人の方々にも積極的に「よりよい多文化共生社会」について共に考え行動していただくため、「外国人市民懇談会」を開催しています。



**愛知県知立市長
本多 正幸** (1950年3月11日生)
ほんだ まさゆき
前 職：知立市議会議員
就 任 年：2004年12月
当選回数：1期目

多文化共生イベント「知立で知ろう、世界のこと～今年はブラジル移民100周年～」を開催しました。交流の結果、協働のまちづくりを促進することを目的に、公募市民による実行委員会を設け準備開催し、多くの市民にご参加いただきました。



**三重県津市長
松田 直久** (1954年5月8日生)
まつだ なおひさ
前 職：三重県議会議員
就 任 年：2006年2月
当選回数：1期目

本市では、多様な文化や価値観を認め合い、国籍や民族、言葉や習慣の違いを超えた、誰もが豊かで元気あふれる多文化共生のまちづくりをめざしています。



**三重県四日市市長
井上 哲夫** (1938年7月12日生)
いのうえ てつお
前 職：参議院議員
就 任 年：1996年12月
当選回数：3期目

母語での生活オリエンテーション、市広報紙やコミュニティFM放送などの多様な手段により正確な情報を提供するとともに、地域の防災訓練などへの支援を通じ、外国人市民の地域活動への参画を進めていきます。



**三重県鈴鹿市長
川岸 光男** (1942年9月17日生)
かわぎし みつお
前 職：三重県議会議員
就 任 年：2003年5月
当選回数：2期目

地域で生活するすべての市民が、国籍や文化的背景の違いにかかわらず、お互いに認め合い一緒にまちづくりに参画するための日本語教育の充実など環境の整備を図り、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。



**三重県伊賀市長
今岡 瞳之** (1939年5月5日生)
いまおか むつゆき
前 職：旧上野市議会議員
就 任 年：2004年11月(旧上野市長、1993年)
当選回数：1期目(旧上野市長、3期)

外国人と交流でき、共生できる地域社会をつくるため、外国人住民と日本人住民が相互理解を深め、多文化共生社会づくりを推進するため設置した伊賀市外国人住民協議会と協働し、外国人住民の声を市政へ反映するよう努めます。



**滋賀県長浜市長
川島 信也** (1936年3月24日生)
かわしま のぶや
前 職：旧国鉄本社
就 任 年：2006年3月
当選回数：1期目(旧長浜市長、2期)

「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」をめざし、市民の国際的な視野を広め、外国人市民が抱える課題を共有するなど、多文化共生の地域づくりへの取り組みを考えています。



**滋賀県湖南市長
谷畑 英吾** (1966年9月11日生)
たにはた えいご
前 職：甲西町長
就 任 年：2004年11月
当選回数：1期目

外国人市民により正確な情報を伝えようと母語による広報誌やHP、生活オリエンテーションを行っています。また、外国人市民の視点を市政に反映させ、自らがネットワークを構築できるよう外国人市民会議を発足しました。



**岐阜県美濃加茂市長
渡辺 直由** [’07・’08年度座長] (1945年8月6日生)
わたなべ なおよし
前 職：家業
就 任 年：2005年9月
当選回数：1期目

異なる言語、文化的な背景を有する市民が共に暮らす多文化共生のまちづくりには、コミュニケーションが欠かせません。地域で“顔”的見える関係をつくるため、地区懇談会を開催してまちづくりを共に考えています。

【凡例】

| 都市名 |
|---------|
| 氏名・生年月日 |
| 経歴 |

今年度、重点的に取り組んでいる
多文化共生施策は？

外国人集住都市会議アドバイザー プロフィール



関西学院大学経済学部教授・少子経済研究センター長

井口 泰氏

いぐち やすし

1976年一橋大学経済学部卒、労働省入省。80～82年、独・エアランゲン・ニュルンベルク大学留学。92年、労働省外国人雇用対策室企画官。94年、同外国人雇用対策課長。95年、労働省退職、関西学院大学経済学部助教授。97年、同教授。99年、博士号取得。01～02年、独・マックス・プランク研究所客員研究員。06年から、(現)規制改革会議専門委員。主要著作:『外国人労働者新時代』(ちくま新書)ほか。



明治大学教授

山脇 啓造氏

やまわき けいぞう

明治大学国際日本学部教授(外国人政策・多文化共生論)。コロンビア大学国際関係・公共政策大学院修了。総務省・法務省外国人台帳制度に関する懇談会構成員。東京都地域国際化推進検討委員会委員長。総務省多文化共生の推進に関する研究会座長の他、法務省、文部科学省、外務省、国土交通省の外国人施策関連委員を歴任。また、愛知県多文化共生推進プラン検討会議座長、宮城県多文化共生推進条例策定懇話会座長等、数多くの地方自治体の外国人施策関連委員も歴任。



静岡文化芸術大学教授

池上 重弘氏

いけがみ しげひろ

北海道大学文学部卒業、同大学院文学研究科修了。北海道大学文学部助手、静岡県立大学短期大学部専任講師、静岡文化芸術大学文化政策学部准教授を経て現職。専門は文化人類学、多文化社会論。静岡県多文化共生推進会議委員、浜松市外国人子ども支援協議会会長、磐田市多文化共生社会推進協議会会長等。主著に、『ブラジル人と国際化する地域社会—居住・教育・医療—』(編著、明石書店)、『国際化する日本社会』(共著、東京大学出版会)。

外国人集住都市会議 東京2008 討論 省庁参加者

- 総務省 自治行政局 外国人台帳制度企画室長
- 法務省 官房審議官(入国管理局担当)
- 外務省 領事局 参事官
- 文部科学省 大臣官房審議官(初等中等教育局担当)
- 厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部長

池本 武広 氏

いけもと
たけひろ

いけもと
たけひろ

いけもと
たけひろ

高宅 茂 氏

たかや
しげる

たかや
しげる

山本 栄二 氏

やまもと
えいじ

やまもと
えいじ

前川 喜平 氏

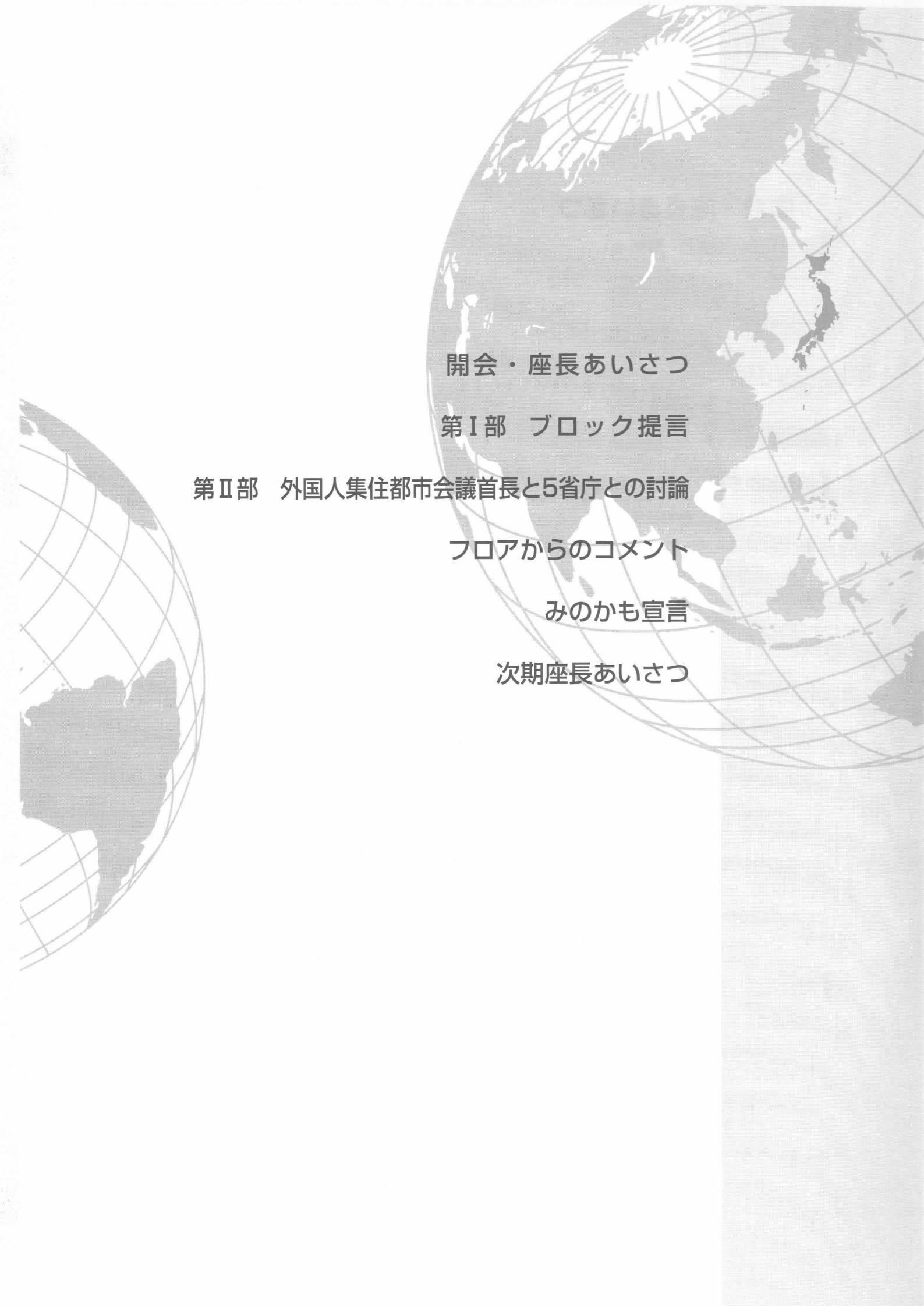
まえかわ
きへい

まえかわ
きへい

岡崎 淳一 氏

おかざき
じゅんいち

おかざき
じゅんいち



開会・座長あいさつ

第Ⅰ部 ブロック提言

第Ⅱ部 外国人集住都市会議首長と5省庁との討論

フロアからのコメント

みのかも宣言

次期座長あいさつ

開会・座長あいさつ

総合司会（池上 重弘 氏）



皆様こんにちは。本日はようこそお越しくださいました。
ただいまより「外国人集住都市会議 東京2008」を開会いたします。

初めに、座長である美濃加茂市長 渡辺直由からあいさつを申し上げます。

美濃加茂市長（渡辺 直由 氏）

皆様こんにちは。岐阜県美濃加茂市長の渡辺直由でございます。

本日はお忙しい中、ご参加を賜りましてまことにありがとうございます。

外国人集住都市会議は、2001年に浜松市の呼びかけで始まり、豊田市、四日市市を経て、現在、美濃加茂市が座長を務めさせていただいております。発足当時は13都市でありました会員都市は、現在では26都市となりまして、会議の存在意義がますます大きくなっているものを感じています。

世界的な経済危機による影響が危惧されますが、とりわけ不安定な雇用形態で就労をしている外国人住民の生活の安定は重要な課題となります。また、地域社会においては、言葉や文化、習慣の違いから様々な摩擦が生じており、早急にこれらの課題の解決に取り組むことが必要です。

一方で、こうした課題ばかりではなく、外国人登録者の長期滞在化が進むことにより、異なる文化的背景を有する者同士が、ともにまちづくりの議論に参加することで、新たな価値観、地域文化が創出されるという可能性を感じています。

外国人集住都市会議では、この2年間、「すべての人が参加する地域づくり」をテーマに、全国的に広がりを見せている外国人住民にかかる課題について調査研究を重ねてまいりました。本日は、その成果を踏まえ、国・県・経済界への提言をさせていただくとともに、ご臨席をいただいております省庁の皆様とも多くの課題について大いに議論をしてまいりたいと思います。どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

総合司会（池上 氏）

渡辺市長、どうもありがとうございました。

本日の会議の開催に当たりまして、お忙しい中、大勢のご来賓の方々にご臨席をいただいておりますのでご紹介をさせていただきます。

ブラジル連邦共和国大使館大使代理、二等書記官 イザベラ・メディロス・ソアレス様

ペルー共和国大使館、ウゴ・パルマ大使代理 ジョイシィ・ゴヤ様ほか大使館の皆様にもお越しをいただいているいます。



日本経済団体連合会産業第一本部長 井上洋様

国際労働機関駐日代表 長谷川眞一様

国際移住機関駐日代表 中山暁雄様

日本国際協力センター理事長 松岡和久様

そのほかに国会議員の皆様にもお越しをいただいています。

衆議院議員 中川正春様

参議院議員 山下栄一様

参議院議員 中村博彦様

また、多くの方々から祝電を頂戴しています。いただきました祝電につきましては、この後、ホワイエにてご披露をさせていただきますので、ご覧いただければ幸いです。

また、本会議はブラジル大使館、ペルー大使館、多文化共生推進協議会のご後援を受けるとともに、岐阜県より市町村振興補助金を受けています。ご紹介をもちまして御礼とかえさせていただきます。

本日の「外国人集住都市会議 東京2008」は、第Ⅰ部、各ブロックの報告と提言、第Ⅱ部、外国人集住都市会議首長と5省庁との討論会という2部構成になっています。第Ⅰ部は、13時より各ブロックのリーダー都市の首長の皆様から、テーマの調査研究の成果、内容をご報告いただき、ブロックからの提言を行います。その後、休憩を挟みまして、13時55分から第Ⅱ部、外国人集住都市首長と5省庁との討論会を行います。この会議のテーマである「すべての人が参加する地域づくり」実現へ向けた課題の解決について、議論をしていただくという流れになっています。

第Ⅱ部では、AグループとBグループの二つに分かれ、討論会を進めてまいります。Aグループでは、外国人集住都市会議のアドバイザー、明治大学 山脇啓造教授に、そしてBグループでは、同じくアドバイザーの関西学院大学 井口泰教授にコーディネートをお願いいたします。

申し遅れましたが、私は外国人集住都市会議のアドバイザーを務めております静岡文化芸術大学の池上重弘と申します。本日の会議の総合司会を担当いたします。よろしくお願ひいたします。

■ 第Ⅰ部 ブロック提言

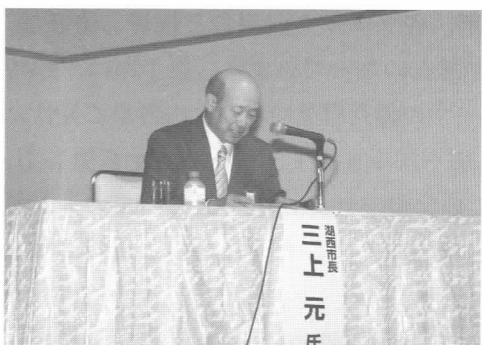
■ 総合司会（池上 氏）

では、これより第Ⅰ部、ブロック提言を行います。

外国人集住都市会議では、2007年度、2008年度の2年間、群馬・静岡、長野・愛知、そして岐阜・三重・滋賀のブロックに分かれ、それぞれ「地域コミュニティ」「自治体と企業の連携」「外国人の子どもの教育」のテーマについて協議を重ねてまいりました。本日は、それぞれのブロックで2年間取り組んできた調査研究について報告をした上で、各ブロックからの提言を行っていただすことになっています。

初めに、群馬・静岡ブロックです。リーダー都市の静岡県湖西市 三上元市長からご報告をいただきます。それでは三上市長、よろしくお願ひいたします

■ 湖西市長（三上 元 氏）



琵琶湖の西ではなく、浜名湖の西の湖西市でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、これから群馬・静岡ブロックの発表を行います。

私たちのブロックは、昨年から、「生活者としての外国人と地域コミュニティとの関わり」をテーマに研究・討論を重ねてまいりました。外国人集住都市会議は、外国人を労働者としての一面でとらえるのではなく、地域住民としての側面に焦点を当てながら、共生社会の実現に向け、努力してまいりました。こちらのグラフにありますように、近年、永住権を取得したブラジル人の数は急増しています。また、外国人登録者数はどの地域でも大幅に増加し、地域の住民として定住化する傾向はますます全国的な広がりを見せてています。昨年の「みのかも2007」の報告では、外国人を生活者として受け入れるために、行政が行っている主な取り組みの一端をご紹介するとともに、行政の努力だけでは越えられない壁があることをご報告いたしました。例えば、正しい居住実態が把握できていないことや、文化や生活習慣の違い、また言葉の問題から地域でコミュニケーションが図られず、地域住民としての意識が日本人側にも外国人側にもないというような課題でございます。こうした数々の課題の中から、今年は「共生」のキーワードとなる「日本語」について、二つの調査を行いました。一つは、有効抽出による日本語能力や日本語学習についてのヒアリング調査です。二つ目は、外国人集住都市で開催している日本語教室の調査です。

一つ目のヒアリング調査の結果から、幾つかをご紹介いたします。

まず、この調査に回答した外国人のうち、約7割は日本における通算滞在年数が6年以上でした。全体の約7割が「あいさつ程度」の日本語で来日しています。しかし、今は約6割近くの人が「日常会話はできる」と答えています。ただし、読み書きとなると、約2割が「全くできない」、



約4割が「ひらがな、カタカナは可能」でした。読み書きにかなり問題のある点を反映する結果といたしまして、お手元の資料にありますように、相当数の方が漢字を含んだ災害時の注意事項が全くわからない。また、災害発生時の消防署への通報については、約3割が全くできない、約2割がやさしい言葉への言いかえを必要としました。こうしたことから、行政情報を確実に伝えるためには、多言語を用いることは不可欠であり、かつ日本語による情報提供は少しでも外国人にわかりやすい言葉を使うことが大切であると言えます。

9割を超える外国人が「日本語は仕事のメリットになる」と感じ、かつ8割が「学習したい」と希望しているにもかかわらず、現在約7割が日本語学習をしていません。学習できない理由としては「時間がない」が大半を占めています。職場で学習したいという希望も聞かれました。日常生活の中で日本語学習が優先されるためには、インセンティブを高める必要があるのではないかでしょうか。

外国人集住都市では、NPO団体などと協働しながら外国人の日本語学習を支援しています。しかしながら、課題も見えてきました。指導者に関しては人材の不足や、多くの日本語教室がボランティアの善意に頼って活動しているということであり、また受講者に関しては、勤務形態などにより日本語学習が継続できないという悩みがあります。さらには、日本語教室の場所の確保が困難であることや、個々のニーズへの対応が難しいなどの課題を抱えています。外国人の在留をめぐる国レベルの検討の中でも、日本語学習支援のあり方や体制を整える必要が真剣に議論されていることは大変うれしいことです。

ところで、近年は大規模な災害が多く発生し、外国人が要援護者になる可能性が非常に高くなっています。しかし、緊急時に外国人が日本語で119番通報できないケースが起きています。外国人集住都市においては、外国人を対象とした防災訓練を実施したり、多言語による避難マップを作成しています。しかし、今後多国籍化が進展することが予想される中、すべての言語に対応することは困難であり、外国人住民が少ない自治体では各種の情報を多言語化するのは人的にも経済的にも苦慮しているのではないでしょうか。

外国人住民への災害対策は不十分であり、早急に災害支援対策を充実させる必要があります。ここで映像をご覧いただきたいと思います。約2分です。

[ビデオ上映]

さて、ご覧いただいたとおり、外国人集住都市会議では様々な取り組みを進めています。しかしながら、自治体の努力だけでは解決することはできません。そこで、国・県・経済界へ提言をいたします。

まず、「日本語学習支援と多言語対応について」です。生活に必要な日本語の習得機会を保障する制度を創設することや、在留資格の取得や在留期間の変更・更新における日本語能力に応じた優遇措置を設けることなどについて、国が早急に取り組むことを望みます。県に対しては、県内で共通の行政情報につきましては、県において多言語化していただきたい。また、経済界へは職場内日本語教室を開催するなど、外国人労働者が日本語を学習する時間が確保できるよ

うな支援、そして日本語能力が昇給や昇格などの評価に反映され、安定した雇用につながる仕組みを企業でつくっていただきたいと思う次第であります。

次に、「災害時の支援等について」ですが、国においては国が実施主体となり、全国をネットワーク化する災害支援システムを構築するとともに、自治体への人的支援を行っていただきたい。また、入国時に外国人に対する災害時の心得や注意などのオリエンテーションの実施や、災害時に外国人住民の居住実態が正確に把握できる体制の整備を提言いたします。

また、県へは、県内自治体が必要とする防災情報などの多言語化と、災害及び通訳ボランティアの確保並びに育成を行っていただきたいと申し上げます。

さらに、経済界へは、外国人労働者に対する防災・防火の教育や訓練を日ごろより職場で実施していただきたい。また、災害発生時のインフラに関する情報提供や災害時の伝言サービスなどについて、多言語で実施していただくことを提言いたします。

さて、外国人の長期滞在化や高齢化が進展している中で、ともに地域で生活していくためには、変えていかなければならない二つの環境側面があると考えます。一つ目は、日本人にもわかりづらく複雑な現行の制度を、誰にもわかりやすい制度に改変していくことを検討する必要性です。例えば税金や社会保険の制度です。転居や転職などの移動の多さ、また雇用の調整弁のような存在になっている外国人にとって、納税環境は十分整っているとは言いがたく、また複雑な現行制度を十分に理解してもらうための措置もほとんど行われていません。こうした現状が個人住民税の滞納を招き、結果的に納税の義務が果たされず、見過ごすことのできない地域の課題として顕在化しています。

二つ目としては、受け入れ側の意識改革の必要性です。

今回のヒアリング調査で、日本語によるコミュニケーションや日本のルールを守ることが必要だという回答が多く寄せられている反面、差別を感じていると訴えた外国人が少なからずあったことは見過せない事実です。日本人と外国人が互いの文化や価値観に関する理解を深め、権利の尊重と義務の遂行を確立し、将来にわたり多文化共生社会を堅持するために、誰にでもわかりやすい税制度や社会保険制度の検討や、多文化共生に関する教育の実施など、生活しやすい環境を整える必要があることを国へ提言します。

この後に、二つのブロックから報告・提言が続きます。入管法改正施行以来既に18年が経過しました。しかしながら、外国人の受け入れ体制はいまだに整っていません。その課題は、もはや限られた地域、限られた世代のものではありません。国においては、省庁を超えた取り組みが急務である、日本の全体の問題としてこれを強く訴え、報告と提言を終わります。ご清聴ありがとうございました。

■ 総合司会（池上 氏）

三上市長、どうもありがとうございました。

途中、挿入された動画からは、集住都市の現状がリアルに感じ取られたことだと思います。

続きまして、長野・愛知ブロックです。リーダー都市の長野県上田市 母袋創一市長からご報告をいただきます。



それでは母袋市長、よろしくお願ひいたします。

■ 上田市長（母袋 創一 氏）



皆様こんにちは。長野県上田市から参りました母袋と申します。

昨年に引き続きまして、長野県2市、愛知県6市によります長野・愛知ブロックのリーダー市として発表をさせていただきます。

長野・愛知ブロックは労働分野を担当しております。昨年からのテーマは「地域における企業の外国人への支援及び自治体との連携」です。

このテーマに基づき、三つの検討事項を設定しました。昨年は企業の取り組み事例や自治体との連携に関する意向調査などの基礎的な調査を行ったところです。そして、本年は昨年の調査結果を踏まえ、検討事項の1. 外国人を直接・間接に雇用する企業の責任について調査と検討を行い、国・県及び経済団体に提言を行うものです。

それでは最初に、「地域の構成員としての企業の社会的責任の啓発と実現」というテーマにつきまして申し上げます。

この提言については、二つの調査を行いました。

最初は、企業の社会的責任に関して、外国人集住都市26都市の商工会議所、商工会を対象に調査を行ったところです。詳細は、皆様のお手元にございます資料の調査1をご覧ください。

設問1の、「法令遵守向上の取り組みについて」は、複数回答となっていますが、広報紙等による啓発活動や、特に何もしてないと回答が多く、積極的な取り組みは少ない状況でした。

設問2の、「優先度が高いと考えられる企業の社会的責任」につきましては、「社内での日本語教育や資格取得などの能力開発」が多いほか、「能力に応じた待遇面での配慮」や、「自治体との連携」も多くありました。企業側の現状は、「啓発活動」が多く、具体的な改善を期待する行政側との間に意識の差が見られました。

次に、調査2といいたしまして、「企業に期待する社会的責任」につきまして、外国人集住都市26都市に調査を行いました。詳細は調査2をご覧ください。

「法令等に基づく社会的責任」に関しては、「雇用対策法等の労働関係法令の遵守」、「社会保険等の加入の徹底」が強く期待をされています。また、「企業の自主性に基づく社会的責任」に関しては、「社内での日本語学習の支援」、「派遣先企業やサプライチェーン企業への法令遵守の徹底」、これらへの期待も高い状況です。

以上が調査結果でございます。

26都市では、間接雇用の外国人労働者が多く、定住化が進行する中で外国人を直接、または間接的に雇用することで利益を受ける企業は、地域の構成員として、同じく構成員である外国人労働者に対しても、その社会的責任を考える時期を迎えていると思います。

企業が外国人労働者の支援を行う場合には、自治体との連携が重要となります。26都市の取り組みにおきまして、様々な活動が行われており、また経済界との連携におきましては、岐阜県、愛知県など3県1市による「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」が昨年制定されています。また、豊田商工会議所、ついで浜松商工会議所でも昨年、「外国人雇用企業ガイドライン」が策定されまして、経済界の新たな動きが少しずつありますが広がりを見せているところです。

以上、概略を申し上げました。これらを踏まえながら、企業の社会的責任に関し、国・県及び経済界へ提言をいたします。

最初に、国への提言を6点申し上げます。

①企業の取引先や調達先であるサプライチェーンに対しても、法令遵守を求めるこにに関して支援施策や関係法令の改正を求めます。②国際標準化機構が進める組織の社会的責任の規格化と認証システムの構築に協力することを求めます。③雇用対策法に基づく外国人雇用管理に関するガイドラインに沿って、雇用管理がきちんとされているか調査し、外国人雇用に関する情報の有効活用のためのシステムの構築を求めます。④入管法による在留資格の更新や変更のガイドラインに社会保険等に加入しているかどうか確認する規定を加えることを求めます。⑤外国人を社会保険等に加入させない企業に対しましては、罰則規定を発動するか、新たに罰金や過料の規定を設けて加入を促進することです。⑥社会保険庁が行う社会保険加入実態調査結果等を早期に公表することを求めます。

次に、県に対してです。

県下の経済団体に対して、地域構成員としての企業の社会的責任に関して、周知・啓発等の活動を求めます。

経済界に3点、提言いたします。

1点目は、雇用対策法等の法令遵守が強化されるよう、外国人雇用のためのガイドラインの作成等により、企業の社会的責任について啓発・指導を求めます。2点目は、全国及び地域におけるサプライチェーンまで含めた企業の法令遵守の取り組みの支援を求めます。3点目、このような企業の社会的責任に関する議論を契機にいたしまして、自治体と企業、経済団体との連携を活性化することを求めるものです。

次に提言の2といたしまして、「成人の外国人に対する日本語習得のための制度構築」についてです。

外国人が日本人と共に生ずるため、また就学や就労に際しても日本語を習得することが大切なことは言うまでもございません。しかし、昨年、豊田市が名古屋大学に委託して行った調査によりますと、あいさつ程度はできても、約8割の外国人が日本語に不自由している現状があります。現行の法制度では、外国人の日本語を習得する機会は保障されておらず、言葉の壁が様々な問題を生む根本要因でございます。国は、日本語を習得する制度を構築し、その普及を図る必要があります、それには自治体との連携が不可欠です。

日本語に関して、自治体と企業が連携する新たな取り組みとして、「あいち日本語学習支援基金」が本年度創設されました。企業の地域貢献として大きく期待するところであります。ブ



ロックでは、この基金を参考に、企業と公的機関が連携した基金のモデルの検討を行いましたので、後ほどご説明します。

また、豊田市におきましては、日本語レベルを段階的に評価するシステムと、地域、企業内、個人の学習システムを含めた「とよた日本語学習支援システム」、これらの構築が今年から始まりました。浜松市では、企業内の日本語教室など外国人労働者の日本語学習を支援する組織が昨年設置されています。これらの取り組みの成果を今後期待するところでございます。

これらの状況を踏まえ、日本語習得の制度構築についてそれぞれ提言いたします。

最初に国に申し上げます。

外国人の生活や就学・就労に必要な日本語習得の機会を保障する制度の創設を求めるものです。内容は、日本語習得の機会の保障と成果の認定等であり、国の財政負担を求めるものでもあります。

県に対して二つ申し上げます。

最初に、国への提言に対する自治体の取り組みに関する支援を求めるものです。次に、先ほど申し上げました「あいち日本語学習支援基金」等を参考にして、企業や県民に基金を呼びかけ、日本語学習機会の提供を中心とする県レベルの基金制度の創設等の検討を求めます。この基金に関しては、ロックで基金のモデルを検討しました。詳細は、資料1にありますので、あわせてご覧ください。

基金モデルは、日本語習得事業を対象にしまして企業等から原資を集め、県レベルの組織により設置するものです。モデルは、いまだ検討段階でして、今後において皆様からもご意見を広く頂戴して、さらに検討してまいりたいと考えています。

最後に、経済界に対して2点ございます。

1点目は、企業内での日本語教室の開催等への理解と協力を求めるものです。2点目は、日本語学習の意欲向上のため、日本語能力の高い外国人を企業内で優遇したり、日本語教室への参加を配慮する仕組みをつくることを求めるものです。

以上、長野・愛知ロックから提言いたしました。企業の社会的責任につきましては、初めて取り組んだテーマですが、今後とも大切なテーマとして、息の長い取り組みが必要と考えています。ロックの提言作成・研究にご協力いただきました7都市の皆様、またご助言をいただいた井口先生に感謝申し上げ、当ロックの発表を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

■ 総合司会（池上 氏）

母袋市長、ありがとうございました。

社内での能力開発について、企業側もその必要性を強く期待しているというデータが出てまいりました。また、企業と行政の公的機関の連携の動きが今始まっているという報告もあり、県レベルでの基金創設を求める、そういった提言もなされました。

それでは最後になりますが、岐阜・三重・滋賀ロックです。リーダー都市、三重県鈴鹿市の川岸光男市長からご報告をいただきます。

川岸市長、よろしくお願ひいたします。

鈴鹿市長（川岸 光男 氏）



皆様こんにちは。三重県鈴鹿市の市長の川岸です。
外国人集住都市会議の岐阜・三重・滋賀ブロック
を代表して、ご報告をいたします。

近年、グローバル化が進み、多くの外国人が日本
に在住するようになりました。それに伴い、必然的に
外国人の子どもも増加してまいりました。さらに、
国籍という枠組みではとらえ切れない様々な文化的
な背景を持った子どもが在住するようになりました。

多くの保護者は、日本に就労目的で来日した外国人で、その子どもたちの多くは保育託児施設
へ入園や、公立学校へ編入してきます。外国人の子どもたちにとって、学校生活は言葉や習慣、
教育制度等の大きな違いを実感する場となっています。また、保護者が定住するのか帰国する
のかはっきり決めているわけでもなく、子どもも不安を感じた状況でいると思われます。また、
保護者も長時間労働で子どもの教育を考える余裕がない状況にもあります。親が子どもに対し
て、この大切な時期に教育の重要性をしっかりと認識させることも必要であると思います。外
国人の子どもが日本の学校で安心して生活ができ、学習のできる環境を整備し、人づくりをし
ていくことが教育の喫緊の重要な課題と思われます。

そこで、私どもブロックでは9都市が参加し、アドバイザーとして明治大学 山脇教授にご
指導をいただき、「外国人の子どもの教育について」をテーマとして検討してまいりました。

文部科学省の調査によりますと、平成19年度外国人児童生徒数は、小学校約4万5,000人、中
学校約2万1,000人で、前年度より小学校で3%の増、中学校では4.3%の増加となっています。
また、日本語指導が必要な児童生徒数は、平成19年度に2万5,411人で、前年度と比較して
13.4%増加しており、5年前と比較すると35.6%の増となっています。外国人の在籍学校数では、
平成19年度5,877校で、前年度と比較して7.3%増加し、多くの学校で外国人児童生徒が在籍す
るようになってきています。さらに、外国人の子どもはそれぞれ日本語能力が異なるため、個々
に応じた日本語指導を進めていく必要があります。

このような状況の中、外国人の子どもの教育について、各都市におきましては様々な独自の
取り組みがなされています。例えば就学前に保育所や幼稚園で外国人の子どもや保護者に対し
て、生活習慣など順応できるよう、相談員の配置などをしています。また、多くの都市では、
入学前に就学説明会を開催しているほか、就学前初期指導教室を開設し、初期の日本語指導や
適応指導を実施している都市もあります。

公立小・中学校では、すべての都市で初期的な支援をそれぞれ工夫しながら実施し、また日本語指導を充実させるため、各都市独自で教員、指導員や支援員等を配置しています。また、ボランティア等による学習支援をしている都市もございます。さらに、新たに自治体国際化協
会の補助により、母国からブラジル人の教職員を受け入れ、子どもや保護者への教育相談等を



行ったり、外国人児童生徒の日本語能力の把握と日本語指導のシステム構築に取り組んでいます。中学校においては、進路相談、就労支援を多くの都市で実施しています。また、義務教育年齢を超過した子どもに日本語学習支援を開催したり、ハローワークと協力して子どもへの就職に対する意識を高める啓発活動などを進めています。

外国人学校につきましては、ボランティア等を派遣して日本語指導を実施したり、日本の文化体験等健全な教育が得られる機会を提供したり、公共施設の貸し出しや物品等の提供などをしている都市があります。

以上、各都市ではそれぞれ工夫をして、外国人の子どもへの支援を実施していますが、日本語を理解できない外国人の子どもが急増する中、自治体独自の取り組みでは限界となってきています。日本は、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約」を批准しています。そこに明記されていますように、日本に暮らすすべての子どもたちに教育を受ける権利が保障されなければなりません。また、国では今年6月に「初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会」より報告が出されました。国に対して、外国人の子どもの教育について早急に総合的、かつ体系的な施策の構築を要望いたします。

そこで、当ブロックから以下の4項目について提言をさせていただきます。

まず初めに、「就学前の支援について」ですが、外国人の子どもは保育所や幼稚園に入園する場合、言葉の壁が大きな問題となっています。子どもの母語を話せる保育士や教諭の配置がなく、コミュニケーションなどが困難な状況で、保育所などの生活に支障をきたしています。また、就学前に日本語教育、学校への適応指導が十分になされていないために、入学後、日本の学校についていくことができない状況にあります。そこで、国は就学前の支援についての基本的かつ具体的なガイドラインを示し、また保育所などへ安心して預けられる母語や文化的背景を理解できる人材配置の財政的支援、並びに外国人の子どもが小学校に入学してからスムーズに学習に取り組めるよう、現在、モデル的に実施しています就学前初期指導教室の成果・課題を研究し、全国に普及していくシステムを構築することを強く提言いたします。

次に、「公立小中学校における外国人児童生徒の受け入れについて」ですが、外国人の子どもの在籍数が増加しており、それに伴い日本語指導が必要な子どもも増加をしています。そのような状況の中、国において外国人児童生徒の教育に関する基本方針を早急に策定していただき、学習指導要領に盛り込んでいただくよう強く提言をいたします。

また、外国人の子どもはそれぞれ個々に日本語能力が異なっており、指導する現場では苦慮しています。そこで、日本語能力を測定する方法を開発し、それに応じた学力保障をめざした体系的な日本語指導のガイドラインの策定を提言するとともに、外国人児童生徒担当教員の加配を増やし、集中的に初期指導を行う財政的支援を提言いたします。

さらに、文化的背景の異なる子どもを理解できるスクールソーシャルワーカーや、生活指導、特別支援等に関するカウンセラーの配置の支援を提言いたします。

また、学習障害や発達障害などの障がいに対応するための調査研究の実施などを提言するものです。

次に、「義務教育年齢を超過した子どもの施策について」ですが、外国人の子どもの高校進学

率は日本の子どもと比べ、まだまだ低いものがございます。また、母国と日本の教育制度の違いで、日本の義務教育を超過した年齢となり、中学校卒業資格がなく、高校へ進学することができない場合もあります。そこで、国に対して、現在実施しています中学校卒業程度認定試験制度に日本語が理解しにくい外国人を対象にした試験を新たに創設すること、また夜間中学校の拡充、職業訓練や働きながら学べる環境づくりの支援を提言いたします。

次に、外国人学校についてですが、外国人学校の大半は私塾扱いで、国などからの助成もなく、授業料も高額となっています。また、卒業後、日本で生活するには日本語が必要になるにもかかわらず、外国人学校での日本語指導には乏しいものがございます。そこで、国に対して、外国人学校での日本語教育の拡充支援や、本国政府からの支援の要請を提言するとともに、外国人学校では日本の学校のように健康増進の指導や感染症予防の徹底がなされていないのが実情であり、子どもの健康管理を行うための支援を提言します。

また、一定の基準を満たす外国人学校を一条校に準ずる教育機関と位置づける体系の創設、並びに寄附金に対する優遇措置範囲の拡充を提言します。

最後に、文部科学省では、公立学校は国際教育課、一方、外国人学校は国際課が所管と、2部署に分かれているので、これを1ヵ所で担当し、総合的に外国人教育を推進できるよう提言いたします。

以上、「外国人の子どもの教育について」報告をしましたが、今後、外国人の子どもも日本の社会の一員となり、日本の将来をともに形成していく大切な人材となっていきます。子どもは日々成長しております。一刻の猶予もありません。よって、ここに「外国人の子どもの教育について」強く国などへ提言するものでございます。

以上、ブロックの報告とします。ご清聴ありがとうございました。

■ 総合司会（池上 氏）

川岸市長、ありがとうございました。

日本語指導の必要な子どもたちが今日でも増え続けていると。そういった現実を前にして、多様な対応が求められているという提言をいただきました。

本日、皆様のお手元には2種類の資料があると思いますけれども、クリーム色の『みのかも宣言及び提言、資料編』に今の提言の細かい内容が掲載されております。

いま一度、論点をまとめてみたいと思います。

群馬・静岡ブロックでは、「生活者としての外国人と地域コミュニティとの関わり」とのテーマのもとに、三つの柱がございました。①「日本語学習支援と多言語対応について」、②「災害時の支援等について」、③「生活しやすい環境整備について」ということありました。

長野・愛知ブロックは、「地域における企業の外国人への支援及び自治体との連携」というテーマのもとに、二つの柱がございました。①「地域の構成員としての企業の社会的責任の啓発と実現」、②「成人の外国人に対する日本語習得のための制度構築」でした。

ただいまの岐阜・三重・滋賀ブロックからは、「外国人の子どもの教育について」というテーマのもと、四つの柱がございました。①「就学前の支援について」、②「公立小中学校における



外国人児童生徒の受け入れについて」、③「義務教育年齢を超過した子どもの施策について」、④「外国人学校について」ということありました。

以上で外国人集住都市会議の地域ブロックからの提言が終了となりました。発表を担当してくださいました3市長に、皆様、もう一度拍手をお願いいたします。(拍手)

これより15分間の休憩に入ります。第Ⅱ部 外国人集住都市会議首長と5省庁との討論会は、この後、13時50分からの開催とします。よろしくお願ひいたします。

■ 第Ⅱ部 外国人集住都市会議首長と5省庁との討論

前半：Aグループ

総合司会（池上 氏）

皆様、大変お待たせいたしました。ただいまから、本日の第Ⅱ部 外国人集住都市会議 首長と5省庁との討論を開会いたします。

ここで、ご来賓の方のご紹介のために少し時間をいただきたいと思います。

まず自由民主党政務調査会外国人労働者等特別委員長である参議院議員 藤井孝男様にお越しいただいております。

また、駐東京ペルー共和国総領事館より、代理領事のエルフィ・ロハス様にお越しいただいております。

それでは、この後の討論会ですが、外国人集住都市会議の首長を前半と後半の二つのグループに分けて行ってまいります。

これから、おおむね15時までを5省庁の皆様と前半のグループで、その後、休憩を挟みまして、首長が入れかわり、16時15分ごろまで5省庁の皆様と後半のグループの首長の皆様で討論をいただきたいと考えています。前半では、5省庁からの最新の取り組みについて、各省3分程度でお話をいただければと考えています。

本日のお手元の資料にあるプログラムの中に首長の皆様とご登壇いただいている省庁の皆様のプロフィールを掲載しています。

初めに省庁の皆様からご紹介申し上げます。

総務省自治行政局外国人台帳制度企画室長 池本武広様

法務省官房審議官(入国管理局担当) 高宅茂様

お手元の資料では外務省領事局長 深田様とありますが、ご都合により本日ご欠席のため、領事局参事官 山本栄二様にお越しいただきました。

文部科学省大臣官房審議官(初等中等教育局担当) 前川喜平様

そして厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長 岡崎淳一様

以上、5省庁の皆様にご登壇いただいております。

続きまして、外国人集住都市会議前半の登壇者をご紹介します。

太田市 清水聖義市長、大垣市 小川敏市長、浜松市 鈴木康友市長、磐田市 鈴木望市長、西尾市 中村晃毅市長、小牧市 中野直輝市長、四日市市 井上哲夫市長、可児市 山田隆治副市長、知立市 田中勇副市長、津市 小川俊昭副市長、そして座長美濃加茂市 渡辺直由市長です。

前半のコーディネーターは山脇先生です。よろしくお願ひいたします。

コーディネーター（山脇 啓造 氏）

それでは早速、前半の討論を始めたいと思います。



このセッションでは、まず初めに5省庁の皆様から、それぞれの取り組みについて最新情報をご提供いただきたいと思っています。先ほど総合司会の池上先生から3分程度とお話をありがとうございましたが、3分以内でお願いをしたいと思います。まことに恐縮ですが、ご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは早速、総務省の池本室長からお願ひいたします。

■ 総務省（池本 武広 氏）



総務省の外国人台帳制度企画室長の池本です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

資料としましては、新たな外国人台帳制度の位置づけ、イメージというものが表に出ておりますポンチ絵のような2枚とじの資料をつけています。これをご覧いただきながら説明をお聞き取りいただければと思います。

ご存じのように、我が国に在留する外国人は年々増加しています、既に215万人に達しています。伸び率としても、過去10年間で約1.5倍となり、今後も増加が見込まれるところでして、現在、法務省で進めておられます在留管理制度の改正とあわせて、適法に在留する外国人が基礎的な行政サービスを適切に受けられるよう、市町村における体制づくりが大変重要な課題です。このため、閣議決定されました「規制改革推進のための3か年計画」において、外国人登録制度の見直しについては住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編されることとして、遅くとも平成21年、来年の通常国会までに関係法案を提出することとされたところです。

これを受けて、この私の職名ですけれども、総務省の自治行政局に外国人台帳制度企画室という組織を設けて、制度化に向けての検討を4月から行っているところです。

現在、この外国人集住都市会議の座長都市である美濃加茂市などの地方公共団体の実務者の方々、また山脇先生にもご参加をいただきまして、外国人台帳制度に関する懇談会を開催しています。この懇談会においてさまざまな角度からのご意見をいただき、検討を行っているところです。

そこで、時間の制約もありますので、簡単なイメージとしての位置づけと基本構想の概要だけをご説明したいと思いますが、資料の1枚目です。入管法などに基づく外国人の在留管理につきましては、新制度では法務大臣のもとに外国人の在留情報が一元的に把握されることとなりまして、今回、外国人登録制度が新入管制度に集約されるところでございます。一方、現在、市町村では事実上、外国人登録を行っている外国人を住民として把握しまして、外国人登録の情報を各種情報サービスの提供の基礎として利用している現状ですけれども、今回の改正で市

町村では各種行政サービスに活用するための外国人の情報を把握する根拠を失うこととなるわけです。そこで、今般、外国人台帳制度を整備しまして、基礎的な行政サービスを提供する基盤を確立するということをめざしています。

次に、2枚目をご覧いただきたいと思います。

この閣議決定を受けまして、総務省及び法務省がこの3月に取りまとめた基本構想のポイントをご説明します。

ねらいとしましては、先ほども申し上げましたように、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有し、住民行政の基礎とするために適法な在留外国人の台帳制度を整備するものです。対象外国人は、在留カードの交付対象者及び特別永住者を基本と考えています。

行政サービスへの活用ですけれども、記載事項としましては、外国人の氏名、住所、世帯等に係る必要な情報を記載事項と考えています。この台帳と市町村における各種行政サービスを連携して、基礎的な行政サービスを提供するに当たり基盤となるような制度をめざしています。また、いわゆる混合世帯の構成員の把握の必要性ということが課題ですので、この的確な把握のあり方についても検討することとしています。

右に「情報の正確性を確保するための措置」と書いてございますけれども、住民基本台帳と同様に、転出届、その他の届け等を制度化しまして、転出時、市町村において転出情報の速やかな把握を可能とすることをめざしています。また、市町村長による職権修正、調査権等を制度化しまして、居住実態に即した情報把握を市町村において可能とすることをめざしています。

また、法務大臣から市町村長へ在留関係の情報を迅速かつ的確に提供していただくことや、こういった情報伝達については、電子化、つまり通信回線を使って行うことを検討しているところです。

この懇談会における議論内容については、今後速やかに取りまとめて、平成21年通常国会に関係法案を提出すべく努めてまいりたいと考えています。以上です。

コーディネーター（山脇 氏）

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして法務省の高宅審議官からお願ひいたします。

法務省（高宅 茂 氏）



法務省の入国管理局担当の審議官の高宅です。よろしくお願ひいたします。

私から、今、総務省からもご説明のありました新しい在留管理制度の構想についてご説明します。特に集住都市の皆様のご関心の点を中心にご説明します。

まずその在留管理制度に入る前に現状ですが、現状は外国人の在留に関する幾つかの許認可とともに、今、外国人登録制度というのがございます。この外国人登録制度は、現在、



外国人住民に対する行政サービスにも利用されているわけですが、住民基本台帳制度とは異なりまして、もともと住民の利便を図ることを目的としたものではなく、基本的には外国人の在留管理に資することを目的としています。このため、外国人に行政サービスを提供するに当たって、さまざまな支障が生じているということが指摘されています。このことは、昨年の集住都市会議で発信された「みのかも2007メッセージ」の中でもご指摘を受けていますし、外国人の台帳制度の創設についても要望があったと承知しています。

こういった状況を受けて、お手元に資料があるかと思いますが、法務省資料というのが2枚ついております。そのうちの1枚目に従前の検討の経緯が書いてありますが、政府全体についてのところは時間の関係で省略いたしまして、法務省としては、その真ん中にありますとおり平成19年2月1日ですが、法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」のもとに「在留管理専門部会」を設置して検討を依頼したところです。専門部会では、随時会合を行うほかに、港区役所を見せていただく、あるいは在留外国人と関係がある15の団体・関係者からご意見をいただいくというような機会を設けて検討してまいりました。それらを踏まえて、本年3月、平成20年3月に専門部会から「新たな在留管理制度に関する提言」が出されまして、その最終報告を受けて、最終的には政策懇談会本体での修正・了承を経まして、本年3月、法務大臣にその提言が提出されたところです。

その提言の内容について幾つかの点をご紹介しますが、それが2枚目です。

まず在留管理制度のねらいですが、そこに書いてありますとおり、法務大臣が外国人の在留の管理、つまり日本に在留されることについての管理に必要な情報を一元的に、今まででは外国人登録は市町村を通じて、それから許認可の在留許可は入管そのものがやっていたわけですが、そういったものを一元的に法務大臣がやる。それから正確かつ継続的に把握していくことが基本的な考え方です。

その上で、的確な在留管理を行うということと同時に、市区町村で整備される予定の適法な在留外国人の台帳制度、これに一定の情報を提供する。それによりまして地域における外国人住民に対する各種行政サービスの向上を図る。こういった外国人を支援する各種施策が講じられるなどして、外国人が生活しやすい温かい環境、共生社会の実現をめざす、これが在留管理制度の見直しのねらいです。

実際に、どういう制度かということですが、そこは2のところに、箇条書きに書いてあります。ご覧いただければわかりますが、一つは在留カードを発行する。それから、在留期間の途中で一定の報告をいただく。状況についての変化があれば報告をいただく。あるいは外国人の受け入れ先から法務大臣に情報提供をいただく。あるいは関係行政機関との間で情報の相互提供をするということでございます。

時間の関係ではしりますが、その上で適法な在留外国人の台帳制度をつくりまして、そこに必要な情報を的確に載せていくことで、住民サービスの向上を図りたいと考えています。

最後に、4のところに適法に在留する外国人の利便性の向上ということで、在留期間を延ばすとか、あるいは再入国許可制度の見直し、そういうことも検討課題としています。以上です。

コーディネーター（山脇 氏）

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして外務省の山本参事官、お願ひいたします。

外務省（山本 栄二 氏）



外務省領事局参事官の山本です。

外務省からは3枚物の資料をお配りしていますが、これに沿って必ずしもご説明しませんので、別途資料は読んでいただければと思います。口頭で申し上げるので、聞いていただければと思います。

最初に、日本で生活する外国人の数は皆さんご存じのとおり215万人を超えて、さらに増加していく傾向にあります。そこで、諸外国の例を簡単に申し上げますと、今やはりこういう外国人の問題をめぐっていろんな議論がされていまして、欧州を初めとして、世界で高度人材の獲得競争がすごく激化しているということが一つ言えます。一方では、高度人材以外の外国人の方についてはいろんな制度をやっている国がありまして、例えば労働力不足に対応するために、一定期間だけ外国人の方を受け入れて、あとは帰国していただくという制度をとっている中東、韓国、台湾といったような国があれば、カナダのように非常に寛容な対応をとっている国もあります。欧州においては、EUの域内の労働の自由ということもありますし、域外からの労働者受け入れについては非常に消極的になっているという傾向があります。日本の場合、こういう諸外国の例も参考にして、日本の経済的、文化的、政治的な背景を踏まえて、国民的な議論をしていく必要があるんだろうと思います。

いずれにせよ、私ども日本としてはグローバル化の時代において、自治体の皆様と緊密に連携をとりながら、外国人の方の居住に関する情報が正確に把握できるような受け入れシステムを再構築するということが重要ですし、さらに外国の方が活躍できるような環境、雇用・社会保障の確保だとか、子どもの教育、住宅の確保など、統一的な受け入れ政策を整備することが必要であると思います。

あと研修技能実習制度については、いろんな問題点も指摘されておりまして、政府の方でもいろいろ今改善の検討を行っていますが、さらに改善していくことが必要だと考えています。

そういうことから、外務省としては各省庁とも連携をとりながら、できるだけ在日外国人に係る課題に積極的に取り組んでいるところでして、具体的に申し上げますと、以下のようなことをやっています。

まずは、日本社会の安全確保のために、外務省はまずメリハリのある査証発給を行っている一方で、高度人材については積極的に受け入れるという方針のもと、昨今、新聞でも出ていますが、EPA（経済連携協定）の締結等を通じて外国人の人材の受け入れを積極的に進めています。



例えば、既にインドネシアからは国家資格の取得のために必要な知識・技術の習得を目的として、看護師、介護士の受け入れを行っていますし、フィリピンなどとも交渉中です。また、外務省としては、毎年在日外国人に係る問題に関する国際シンポジウムを行っていまして、明年2月には名古屋市において行う予定です。

さらに、皆さんご関心のある日本語教育につきましては、これもやっぱり日本に入ってこられる前に日本語の能力を高める必要性を痛感していまして、そういう協力をやってきていますし、また入国とか在留手続の際に日本語能力を持った方にインセンティブを与えるというか、優遇するような措置を法務省さんとも今検討して進めている次第です。

以上です。また、詳しいところはお配りした資料をご覧になっていただければと思います。

コーディネーター（山脇 氏）

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして文部科学省の前川審議官、お願ひいたします。

文部科学省（前川 喜平 氏）



文部科学省の前川です。

お手元に裏表印刷した資料が1枚入っています。表が縦長で、裏が横長で、縦長の方には「外国人児童生徒教育の充実方策について(報告)」と、横長の裏の方には「外国人の生活環境適応加速プログラム」というタイトルがついています。

まず縦長の表をご覧いただきながら聞いていただきたいと思うんですが、外国人の児童生徒の教育に関しましては、ますます増加する子どもたちの受け入れに対応できるような教育条件を整備すること、それから子どもたちの就学の支援を充実させるということが非常に大きな課題となっているわけ

です。

私どもの、塩谷立大臣も、ちょうど外国人集住都市である鈴木市長のところの浜松市が地元でして、ブラジルにも調査に出かけるというようなこともしていまして、この会議についても「しっかりと皆様方のご要望を聞いてこい」と言われていますので、本日は、聞く方に専念したいと思っていますが、縦長の報告と申しますのは、昨年の9月にここでコーディネーターを務めておられます山脇先生もご参加いただきまして、「初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会」という検討会をつくりまして、ご検討いただいた結果を、今年の6月に報告としてまとめていただいたものです。

そのポイントとしましては、一つは就学支援の充実ということで、就学状況の調査を定期的、継続的に実施することとか、あるいは就学相談、就学案内の実施を強めていくといった提言です。

2番目は、学校での適応指導とか日本語指導体制の充実ということで、子どもたちへの日本語指導についてのガイドラインをつくることとか、あるいは教員とか支援員への研修といった

ことで、資質向上を図るといったことについてのご提言をいただいています。

3番目は、地域での取り組みについてのご提言で、子どもの居場所づくりとか、あるいは地域の日本語教育の推進などについてのご提言をいただいたわけです。

裏を見ていただきますと、これは私ども文部科学省として、21年度の概算要求にも盛り込んでいる事項です。先ほどご提言の中に文部科学省の中で初等中等教育については初等中等教育局国際教育課、それから外国人学校については大臣官房の国際課と課が分かれているから、これを統合するようにというご提言がございましたけれども、さらに加えて、大人の日本語教育については文化庁国語課というところがやっているわけでして、大体この三つの課が一緒にあってこの辺の仕事をやっているということですけれども、予算のプログラムの上では三つの課にまたがっているものを、総合的取り組みということで、「外国人の生活環境適応加速プログラム」という名前でまとめたわけです。

この真ん中のコラムに五つ丸がありますけれども、左上の調査研究委託と申しますのは、これはブラジル人学校、あるいはブラジル人子弟を取り巻く喫緊の課題について調査していくことで、その中にはブラジル人学校における健康診断のあり方というようなことについても研究してまいりたいと考えているものです。

それから左の真ん中にありますのは、外国人児童生徒の日本語指導等の充実のための総合的な調査研究ということで、日本語指導のための総合的なガイドラインをつくるということ、あるいは児童生徒の日本語に関する能力の測定方法を開発する。さらに、教員の専門性の向上を図る研修プログラムの開発を行うとか、こういったことに取り組んでまいりたいと思っています。

左下にありますのは、外国人児童生徒の母国政府との協議会等の運営ということで、一昨年の4月にブラジル政府との間で覚書が締結されたことを受けまして、母国政府との協議会を運営していくといった取り組みです。

右上にあります帰国外国人児童生徒受入促進事業。これは地元のNPO、あるいはボランティア団体等の関係者にご協力をいただきまして、就学促進員というものを委嘱するということも含めまして、きめ細やかな就学促進活動を行うといったことについて取り組んでまいりたいというものです。

一番右の下にありますのが、生活者としての外国人のための日本語教育事業ということでして、日系人の方々などを活用した日本語教室の開催とか、あるいは日本語能力を持っておられる外国人などを対象にいたしました指導者養成などの取り組みをしているわけですけれども、来年度からはこれに合わせ、新規の事業といたしまして、都道府県レベルで地域の日本語教育をコーディネートするような体制を整備していくということ。それから、生活日本語コミュニケーション能力といったものについての測定評価、あるいは指導力の評価方法といったことについて調査研究すると、こういったものについても取り組んでまいりたいと考えているところです。以上です。

コーディネーター（山脇 氏）

どうもありがとうございました。



文部科学大臣がこの集住都市会議に大きな関心を持っていらっしゃるということを、大変心強く伺いました。

それでは最後に、厚生労働省の岡崎部長、お願ひいたします。

■ 厚生労働省（岡崎 淳一 氏）



厚生労働省の岡崎です。高齢・障害者雇用対策部長、何か外国人と関係ないような肩書きですが、外国人雇用対策課という課がありまして、私がこれも担当しています。外国人の担当の部長です。よろしくお願ひいたします。

資料につきましては、私の方も1枚紙ですが、「厚生労働省資料」と書いた横書きの紙があります。これに基づきまして、今日は私ども外国人の関係、高度人材、あるいは留学生の就職支援、様々やっていますが、本日の会議の課題に即しまして日系人のことについてのみお話をさせていただきたいと思います。

一つ目が、企業におきます雇用管理をどうやって改善していくかという問題です。これは、昨年の国会におきまして、雇用対策法という法律があり、これの改正をいたしました。それに基づきまして、一つは外国人を雇っている企業からは雇用状況の報告を隨時いただくということになりました。これにつきましては、1年間の、それまで既存に雇っていた方につきまして猶予期間があったために、まだ最終的な状況の確認ができていませんが、6月末までの状況につきまして先日把握したところ、33万8,000人余りの方の雇用状況届が出ています。

いずれにしましても、これは状況を把握するだけが目的ではなく、雇用対策法の中でも外国人雇用管理の指針をあわせて策定しています。これを十分にそれらの事業所に周知することをしていきたいと考えています。

ただ、私どもハローワークの人員にも限りがありますので、来年度からは社会保険労務士の団体等にもこの雇用管理指導を委託する事業を始めるなど、企業におきます適切な対応をより強く求めていきたいと考えています。

それから二つ目は、日系の方の就業支援事業ということでして、平成16年度から実施しています。これは、日系の方々、我が国の職場のしきたり、マナーでありますとか、あるいは就職につきまして不慣れな面があるということで、これは地元の各自治体の皆さん方からもご協力いただいていますが、自治体と連携しながらいろんな職業に関するガイダンス事業を行っています。昨年度の実績では、147回実施していまして、大体10人ぐらいずつ出ておられるというような状況です。

三つ目が、就職支援ですが、これは昨年度から始めていまして、就職支援ナビゲーターという担当者を置き、担当制により日系の方々の就職支援をしています。個別に、履歴書の書き方、その他の指導をしながら就職に結びつけていくということでして、今年の実績で、243の方がプログラムを終え、そのうち約7割の方が就職しているというところです。

昨今、雇用情勢が注意を要するというか、やや危ない状況にあります。そういう中で、日系の方等、どちらかというと早く雇用が危なくなるということではないかと懸念しております、私ども各ハローワークに対しまして、そういった状況も十分把握しながら、こういったシステムを使いながら適切な対応をするようにという指示を出そうと思っておりますが、各市町村の皆様方からもそういった状況を教えていただきながら、適切な対応をしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

■ コーディネーター（山脇 氏）

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから討論に移っていきたいと思います。

このAグループ前半の討論におきましては、主に「子どもの教育」、それから「成人の日本語教育」を取り上げて討論を進めていきたいと思います。

まず「子どもの教育」に関して、首長の皆さんからご発言をいただきたいと思いますが、お1人3分以内におさめてご発言いただけすると幸いです。

それではまず、浜松市の鈴木市長からお願ひします。

■ 浜松市長（鈴木 康友 氏）



ご紹介を賜りました浜松市長の鈴木康友です。

私の方から2点、公立学校、ならびに外国人学校への支援についてお願ひをしたいと思います。

先ほど鈴鹿の川岸市長からお話をございましたとおり、日本は国際人権規約と児童の権利に関する条約を批准しています。釈迦に説法ではありますけれども、これによりまして日本人も日本

本人児童生徒同様にしっかりと教育の権利を保障する義務があるということです。

國の方から言えば、「公立学校に対して門戸も広げているし、何ら変わりなく平等にしていますよ」ということだろうと思いますが、自治体の現場に行くとそうではございません。先ほどからもお話をございましたとおり、心配しているのは言葉の壁等により学校に行かないという不就学が増えることです。あるいはダブルリミテッドと言われる、母国語も日本語も中途半端になってしまい、そうした子どもたちが増えるということで、実は各自治体は、非常に頭を悩ませながらいろいろな対応をしています。特に公立学校への支援員の派遣、あるいは独自に教員の加配等を行っていまして、浜松でもそうした支援サポーター、あるいは教員の加配を行っています。母国語教室、あるいは日本語教室というのも行っていまして、これだけでも既に市の単独予算で1億を超えていました。

今後、ますますこうした施策の充実が求められる中で、もう市単独では大変難しくなってきています。したがって、まずこの外国人児童生徒への教育支援に対する財政的支援をぜひ国にお願いをしたいと思います。



先ほど前川審議官からご説明がありまして、この資料を見せていただきましたが、21年度の概算要求ベースで6億3,800万でして、いささか寂しいなという気がいたしました。浜松市単独でも1億を超える財政的な措置をしていますので、この100倍ぐらいはまずは国としてしっかりと対応していただきたいと思います。

それから「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」というものを今、文部科学省で実施をしていますけれども、この拡充と継続をお願いしたいと思います。

それから外国人学校につきましては、浜松にも7校ございますけれども、これも重要な外国人児童生徒の教育の場になっています。しかし、ほとんどが私塾、いわゆる塾と同じ扱いで、学校教育法における位置付けがありません。唯一、浜松では1校、各種学校の認可を取っている学校があります、そこには市としても補助金を出していますが、まずこの外国人学校の法的位置付けをしっかりとしていただきたいと思います。それからまた、様々な支援もお願いをしたいということです。

先ほど前川審議官から塩谷文部科学大臣のお話がございましたが、大臣は浜松出身の方で、この問題に大変に習熟をされています。1ヵ月ほど前は、私と、当時は官房副長官の塩谷大臣と、前鈴木文部科学大臣のところへこの件につきまして陳情に行ってまいりました。そうしたら、今度は官房副長官だった塩谷さんが文部科学大臣になったということで、これ幸いということで、この前と同じ陳情書を持って大臣のところへお伺いをしてまいりました。この前は私と一緒にお渡しをする立場でありましたけれども、今回は受け取る立場ですから、しっかりと内容も把握されているので、ぜひスムーズに実現をしてくださいということを大臣にもお話を申し上げました。ぜひ塩谷大臣とよく調整をしていただき、この施策の推進をお願い申し上げたいと思います。

私からは以上です。

■ コーディネーター（山脇 氏）

どうもありがとうございました。

続いて、四日市市の井上市長からご発言いただきたいと思います。

■ 四日市市長（井上 哲夫 氏）

四日市の井上です。浜松の鈴木市長さんのおっしゃることと私どももほとんど同じでして、その部分はちょっと時間を超過されましたので、私はしゃべらずに時間を圧縮させていただきたいと思います。

それで1点、今、前川審議官からご説明もあったんですが、いわゆる外国人の児童生徒の日本語の能力の測定方法等も、学校で教える日本語のガイドラインの開発も含めてなんですが、予算がつきましたということありますですが、いつごろまでにこの問題は調査ではなくて現実にそういうものの策定に入るのか、予定だけでも教えていただきたいというのが一つです。

それからもう一つは、やっぱり私どもも市の単独事業でいろいろやらせていただいているが、現実に正規の日本語を教える先生不足、さらに先ほども出ましたが、嘱託、臨時の先生方

や支援員の人たちの体制も非常に不備でありまして、非常に現場を考えると頭を痛めているのが実情です。その辺について、もしこの場で少しでも触れるができるようであれば、審議官、ちょっと触れていただきたい。2点です。

■ コーディネーター（山脇 氏）

どうもありがとうございました。

それではあともう1人、磐田市の鈴木市長、お願ひいたします。

■ 磐田市長（鈴木 望 氏）

磐田市の鈴木望と申します。お二方の市長から言われました。大体同じような感じで私も言おうと思ってきましたので、私の方からは現状を少し言わせてもらいまして、意見も言わせていただきたいと思います。

やっぱり外国人のニューカマーの子どもさんも長く地域にいる、日本にいるという傾向が顕著で、磐田市でもそういう傾向です。ちなみに磐田市には1万人ぐらい外国人がいるわけですけれども、長期化の傾向が非常に顕著と。その子どもたちにいろいろ聞いてみると、「あなたのふるさとはどこですか」というと、これは国籍は別にして、ふるさとは磐田市か、天竜川を越えた西側が浜松ですので、磐田か浜松か、あそこら辺だということなんですね。ということになってきますと、子どもたちのふるさとは我々日本と、国籍は違っても。そういう状況になってきていると思います。

それで、子どもの教育がうまくいくと、私どものところでもそういう例があるんですけれども、小学校をトップで卒業した二世の子どもも出てきておりますし、また大学はイギリスの大学に進学をして、国際的に活躍をしようというような人も出てきていると。日本のことでも知っているし、母国のことでも知っている人も出てきているという、望ましい、新しいタイプの国際人、日本のことでも知った国際人が子どもたちの中から出てきているということもありますが、大部分はその反対で、日本の教育もちゃんと受けていない、また母国の教育も中途半端という子どもさんが非常に多くなってきてるんじゃないのかなと。そういう意味では心配です。子どもの将来ということもありますけれども、それだけじゃなくて、このニューカマーの二世にちゃんとした教育を私どもが用意すれば、立派な日本に役に立つ国際人を養成することができるんじゃないのかなと。そういう意味では日本は大げさな言い方をすれば岐路に立っていると思うわけですけれども、そのためにはいろんな側面から教育を受けるということがいいことなんだ、メリットもあるということを実感してもらうということが重要じゃないかと思います。

そういう意味で、健康という側面にスポットを当ててみると、健康という観点では、日本の国籍を持つ子どもも、外国の国籍を持つ子どもも同じですので、私塾扱いにされている外国人学校についても健康診断や保健に必要な措置をもっともっと積極的にとて、学校に行くのは親にとってもいいことだし、子どもにとってもメリットがあるなあという体制を、いろんな方面から整えていくということが極めて重要じゃないのかと思います。調査をされるというお話をありました。私ども期待をしていますので、よろしくお願ひいたします。



■ コーディネーター（山脇 氏）

どうもありがとうございました。

ただいま3人の市長さんから幾つかの国に対する要望があったかと思います。

まず、子どもたちが学校に行かない不就学の問題があつたり、そしてまた出身国の言語と日本語を、どちらも中途半端にしか身につけられないダブルリミテッドの状況に陥っている子どもたちもいるという、深刻な地域の実情の紹介がありました。

一方で、教育に入れれば日本と外国の両方の文化を身につけた新しいタイプの国際人が育ち得る、そういう可能性も秘めているという指摘もありました。その上で、国に対して財政支援に関する要望、それから2番目には教員の加配、あるいは支援員の増員に関するご質問、そして3番目には外国人の子どもたちの日本語能力を測定する基準づくりに文部科学省が取り組み始めることになりましたが、一体それがいつ実際に地域の現場で使えるようになるのかというご質問がありました。

さらに、外国人学校に関しては、一つ具体的な支援のあり方として、健康診断の実施のご提案がありました。今回の集住都市会議による外国人学校の調査の中で、健康診断が必ずしも行われていないという実態が結果に出ていますけれども、そうした分野での支援に関するご質問がありました。そして最後には、外国人学校という存在自体をきちんと日本の法律の中で位置づけていく必要があるのではないかというご意見があったかと思います。

それでは、以上に関して、まず文部科学省の前川審議官からお答えをいただきたいと思います。

■ 文部科学省（前川 氏）

これだけ大きな課題であるのに、6億という予算は少ないというおしかりはもっともあると思います。それでも、4億を6億にするという英断というような、これでも思い切った要求なんですけれども、ただこの中に含まれていないものもございますので、これは日本語指導のための教員の加配分ですね。これは義務教育費国庫負担金の中に入っています、これは都道府県が負担している給与費の3分の1を国が負担しているということで、あの3分の2は地方交付税の中に算入されていますけれども、これが985人分ぐらいございまして、来年度は50人増やすということです。

実際には、ほかの加配を流用する形で1,000人以上がつけられて配分されているということですので、1,000人ぐらいの規模の人件費ということですので、これは合わせますと、五十歩百歩と言われるかもしれませんけれども、80億ぐらいにはなるわけです。その分が大きな部分としてございます。

ただ、どうしても制約がございますのは、三位一体改革以来、「補助金は廃止しろ、廃止しろ」と言われておりますと、基本的に自治体が行う行政については自主財源プラス交付税でやるべきであるというような小泉内閣以来の方針があるものですから、なかなか補助金の形では増やせないという問題がございます。そういうようなこともございまして、私どもとしてはモデル事業でありますとか、調査研究、あるいは調査委託といった形態をとってこの取り組みを進め

ているということとして、なかなか思うに任せないという部分はございます。何とか頑張ってまいりたいと思っているところです。

教員、支援員の不足ということは私どもも十分承知しておりますので、来年度、先ほど申し上げたように、教員の加配については50人プラスしていきたいと思っているわけですけど、これは実は「骨太2006」という財政を縛っております閣議決定がございまして、教員については5年間で1万人純減しろと言われてまして、その中でどうやって増やすかというのは非常に頭の痛い問題なんでございます。

バイリンガルの支援員などにつきましても、来年度は積算上20人を増員しまして240人の配置ができるようにしていきたいと考えておりますけれども、これもまだまだ不足しているということはご指摘のとおりですので、さらに頑張ってまいりたいと思っているところです。

児童生徒の日本語能力の測定の問題と大人の日本語能力の問題とございますけれども、子どもたちの日本語能力の測定の問題につきましては、来年度、これは予算がついたとおっしゃいましたけれども、予算を要求しているということとして、まだついてないんです。ついてから取り組んでいくわけですけれども、二、三年はかかるんではないかと思います。ともかく予算をまず獲得するということが先決であると思っています。

外国人学校につきましては、健康診断のあり方も含めまして調査研究をしていきたいと思っていますけれども、確かに将来的な課題としまして、一条学校、あるいは専修学校と同様に健康診断を法律上、学校保健法のような法律のもとで位置づけることについて課題はあると思いますけれども、これは調査研究をしてまいりたいと思っています。

この辺も含めまして、外国人学校の法的位置づけの問題というのは、私どもとしても検討すべき課題としてあるということは承知しています。特に上級学校との接続の問題、あるいは財政的な支援とか税制上の問題、こういったことにつきまして一条学校、あるいは専修学校と同様な扱いができるかどうか、これはさらに制度的な問題として検討してまいりたいと思っています。

■ コーディネーター（山脇 氏）

どうもありがとうございました。

岡崎部長、もし健康診断の問題に関しましてご発言がありましたらお願ひします。

■ 厚生労働省（岡崎 氏）

ご指名でありますが、実は健康診断といいましても、学校保健、産業保健、それから国民保健があり、学校保健の部分は基本的には文部科学省がご担当です。それから外国人学校をどう位置づけるかという問題もあるような気がいたします。ただ、私ども国民全体の健康を担っているという立場もありますので、文部科学省と協力しながら何ができるかということを考えたいと思っています。

■ コーディネーター（山脇 氏）

ありがとうございました。



今のご回答に関しまして、先ほどの3人の市長から何か追加でご発言、あるいはご質問があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。よろしければ後半部分に移りたいと思います。
それでは続きまして、「大人の日本語教育」に移りたいと思います。
この問題に関しまして、まず大垣市の小川市長からご発言をお願いいたします。

大垣市長（小川 敏氏）

大垣市長の小川です。

私からは、「大人の日本語教育」、「子どもの日本語教育」、この辺の課題についてお話をさせていただきたいと思います。

ブラジルの方というのは大変移動が多いということとして、1ヵ月の間に100人ぐらい増減されることが多いわけですけれども、このように大勢の方が移動されることによりまして、外国人登録の手続、福祉とか医療とか行政サービス、そういういろいろな行政手続が非常に煩雑になっている。そして、日本語を読めない、書けない、話せないという方が来られるわけで、通訳だとか、あるいはまた翻訳、そういう意味で大変苦慮しているところが実情なわけです。

行政以外の場合におきましても、ブラジル人経営者によります食料品店ですとか、あるいはまた自動車販売店ですとか、そういったところがありまして、ブラジル人自身が日本語を使わなくても生活できるというようなことがありまして、日本語を話さずに過ごすことができるために、非常に日本語を習得しにくくという状況になっているわけです。

そのように日本語が中途半端であるという状況であるわけですので、大垣市におきましてはマンツーマンによる教育、ボランティアの方に200人ほど集まつていただいて、ブラジル人、あるいは中国人、ペルー人、いろんな方にマンツーマンで教育をさせていただいているということですけれども、それでもまだ100人ぐらい待機者がいるというような実情がございます。

さらには、子どもと親が同じように日本語を話せない、親が日本語を話せないと同時に、子どもの方はむしろ日本語を話せて、ポルトガル語を話せないというようなことがございますので、親子で学ぶ日本語教室をやって、そして親子が同時に話すことができるような体制づくりを進めているところです。

そういう中におきまして、我々がこのようなところで地域の児童生徒への教育について要望し、国の外国人受け入れ政策の一環として明確に位置づけていただきたい、地域の外国人教育をしっかりとやっていただきたい。そのための国の財政的な支援、人的な支援をしっかりとお願いしたいと思います。これはブラジル人に限ったことではなくて、ペルー人、中国人、あるいはそのほかの人たちもそうですけれども、といった人たちにちゃんとした言葉を教えることができるような人材配置ができる財政的支援、人的支援をお願いしたいということです。

それから、さらにはそういった外国籍の人たちに日本語を教えるようなシステムといいますか、人材育成をお願いしたい。大学におきまして、ただ単に外国語を教えるということだけではなくて、大学において外国語も日本語も教えることができるような教育も一緒にしていただければと思います。

いずれにいたしましても、国から財政的な支援、人的な支援をしていただきまして、そして万全の体制で教育ができるようによろしくお願ひしたいと思います。

■ コーディネーター（山脇 氏）

どうもありがとうございました。

続きまして西尾市の中村市長、お願ひいたします。

■ 西尾市長（中村 晃毅 氏）

ご紹介いただきました西尾市の中村市長ですが、私からは日本語教育の基金の創設についてお願ひをしたいと思いますけど、その前に、今各省庁から大変ご理解のあるお言葉をいただきまして感謝しておりますが、私たちは今、将来どうするかとか、そういう問題じゃありませんので、このことだけは理解をしていただきたいと思います。それは今日をどうするか、明日どうするかということで今それぞれの首長は、私も含めて頑張っていると思いますので、このことをまずご理解いただきたいと思います。

大枠につきましては、今先輩市長が言われましたとおりですが、やはり少子・高齢化の中で働く人が少ない、外国の方に頼る。そうすれば、今話が出ておりますように、当然大きく言えば教育、そして言葉の問題も含めてそうですけれども、習慣、それから病院の問題もありますね。そういう問題を毎日行政は抱えて解決に努力しているわけですよ。ですから、3年先どうするかとか、1年先どうするかという話ではありませんので、このことはぜひ国の省庁の方もご理解いただきまして、今日の皆さんの話を受けとめていただきたいと思いますので、まずよろしくお願ひをいたします。

そういう中で、教育、確かに日本語を覚えていただく、いろんなことも含めて大事であります、そこは今言いましたように、行政が頑張ったり、あるいはNPOの方が頑張ったり、ボランティアの方が頑張っている枠があるわけですね。そして、西尾市のことと言つて大変恐縮であります、行政が教育委員会を通じて、あるいはNPOの人にお願いをしたり、それから国際交流協会の方にお願いをして、日本語を教えたり、習慣を教えたり、ごみ一つ出すことも教えているわけでありますよ。そういう中で、今日どうするか、明日どうするかということでもあります、その基盤が、ほかのこともいっぱいありますから。ですから弱いと思いますので、そのことをご理解いただきまして、私はそういうものを含めた一つの大きな方針と枠をつくるような基金を設置していただきたい、お互いが安心して市町が協力をしていくような組織づくりのための基金、これを設けていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

そういう中で、特に安定的な、機動的な基金の設置が必要だと思いますので、ぜひご理解いただきまして、ご支援をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

■ コーディネーター（山脇 氏）

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、小牧市の中野市長、お願ひいたします。



小牧市長（中野直輝氏）

大人の外国人の方の日本語の知識、これ的重要性につきましては既にお話をされたところでですので、ストレートにお話をさせていただきます。

今月開催をされました第12回文化審議会、国語分科会日本語教育小委員会、この中に外国人に係る日本語といたしまして、「健康・安全にかかる日本語」、「地域／市民生活にかかる日本語」、「学習にかかる日本語」、「就労にかかる日本語」、「専門的事項にかかる日本語」、この一部の分類がなされたわけあります。分類がなされたわけありますけれども、具体的な中身ということについてはどのレベルがその中身なのか、これが明確にされていないということあります。明確にするということは簡単な作業ではないことは十分承知いたしておりますけれども、ある程度アバウトでもいち早くそういうレベルのものをつくっていただきまして、大人の外国の皆さんにぜひともそれを理解していただくことが大切なことではないかと考えています。

言葉の壁をなくさないことには、先ほど省庁からいろいろな政策が説明されましたけれども、幾ら立派な政策を実施してみても、理解することができないということであれば、すべてのものが有名無実になるというおそれもあるわけですので、そのことをぜひお願いしたいと考えています。

外国の方も日本語の勉強がしたいとは思っているけれども、実際に仕事が忙しいだとか、時間の制約がある、あるいはそういう組織がない、いろんな理由からなかなか日本語の勉強にいそしむことができないということが前の部で調査結果として報告されました。したがいまして、外国人が日本語を学びたくなるような動機づけ、インセンティブということありますけれども、その誘発をするような政策をぜひとも実施していただきたいということです。これはあまりお金のかかる話ではありませんので、ぜひ動機づけ、前向きに日本語を勉強したいと思うように何か政策を打っていただきたいということ。これは法務省に対するお願いであります。

次に外務省でありますけれども、当然外国の方はどこかの時点で日本に入国をされるわけです。この入国前に、母国を離れる前に、日本で一定の職業につくという方、留学生も同じですけれども、前段階である程度、母国にある間に日本語を学ぶ機会を何とかして持っていただけないものかということです。当然、本人たちも日本社会で生活をする、この気構えで来られるわけで、そういう機会が提供されれば利用される可能性は大いにありますので、大人の日本語の習得にとっては大いに役に立つものではないかと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

コーディネーター（山脇氏）

ありがとうございました。

本日の第Ⅰ部におきましても、この大人の日本語学習機会の提供、日本語教育の推進ということには大変大きな比重が置かれていたかと思いますけれども、今の3人の市長からも、国が責任を持って外国人の日本語教育を推進する体制を整備すべきだというご意見であったかと思

います。その中で、そうした体制づくりを推進する基金の創設というご発言もありました。

そしてまた、日本語を習得するインセンティブ、あるいは動機づけの方策も必要だろうし、そしてまた来日する前の日本語学習機会の提供も重要ではないかというご発言がありました。

さらに、この問題は一刻の猶予もない、本当に今行われなければいけない課題であるということも強調されていました。

それではここで、再び文部科学省の前川審議官からご発言をいただきたいと思います。

■ 文部科学省（前川 氏）

大人の日本語教育、国内の地域における日本語教育についてですけれども、私どもとしては19年度から「生活者としての外国人」のための日本語教育事業ということで、日系人の方などを活用した日本語教室の設置・運営というのをボランティア団体などへの委託という形で実施してきているわけですけれども、来年度もこの箇所数を増やすということで要求しているところです。

来年度は、先ほどもちょっと触れましたけれども、こういった取り組みに加えまして、地域日本語教育体制整備ということで、これは国と都道府県と市町村の役割分担をどうするかという問題にかかわってくるわけですけれども、私どもが都道府県に委託をいたしまして、ニーズの調査、あるいは日本語教材の作成、あるいは市町村の中で教育を担当する方の研修を実施する、あるいは市町村間の連絡調整のための連絡会議を開催する、さらには市町村において日本語教室を設置・運営するための助言・相談を県において行うという日本語教育のコーディネート的な仕事を県にやってもらうと、それを国が一定のお金をお渡しして委託して、さらに国としては都道府県の担当者に対する研修を実施するとか、あるいは日本語教育の上級の指導者の研修を実施するとか、こういう形で国と都道府県の市町村のそれぞれの役割分担をつくる中で、体制を整備していきたいと、こういうことについて着手していきたいという予算を要求しているところです。これもまだ要求ですので、つかないことには話が始まらないんですけども。

そういう中で、都道府県のレベルで基金を設けるというようなことも一つの有効な取り組みとしてあると思っていますけれども、愛知県などで先進的な取り組みが行われているということは承知していますけれども、こういったものが一般的になっていくというのは非常にいい形だと思っていますので、私どもとしてもどのような支援ができるか、検討してまいりたいと思います。

私からはこの程度だと思います。

■ コーディネーター（山脇 氏）

ありがとうございました。

続いて、先ほどのインセンティブに関しては、既に法務省と外務省との間で在留資格との関連で審議・検討が進んでいると伺っておりますけれども、この点に関しまして、まず法務省の高尾審議官からお伺いしたいと思います。



法務省（高宅 氏）

日本での生活において、日本語能力が非常に重要であるということは当然法務省としても十分認識しているところです。そこで、どうやってインセンティブ、あるいは動機づけをしたらいいかということで考えていますし、具体的には日本における生活、あるいは在留の許可の要件とする、あるいは何らかの優遇措置を講ずるというようなことは考えられるわけです。こういった優遇措置をとることにつきまして、本年1月ぐらいから外務省との間で検討を進めています。

ただ遅いと言われるかもしれませんけれども、いろんなことがありますので、例えばどうやって評価するかとか、あるいは優遇措置として何があるのか、こういったところを現在検討しているところです。

コーディネーター（山脇 氏）

ありがとうございました。

続いて外務省の山本参事官、お願ひいたします。来日前の日本語学習に関してもコメントをいただきたいと思います。

外務省（山本 氏）

まさに中野市長がおっしゃった点は非常に重要でして、日本に来られる前に一定程度の日本語教育を施す、そういう制度を私どもも非常に重視しています。今、法務省の高宅審議官から説明がありました優遇措置というのは、もうご説明がありましたので省略します。それ以外でも、例えば日系の方が多いブラジルにおきましては、ブラジルの日本語センターであるとか、日伯文化連盟とか、既存の団体に対する協力をやっていますし、また国際交流基金がサンパウロに日本文化センターを持っていまして、日本語教育をやっていますので支援をしています。

あとお配りした私どもの資料の2ページから3ページ目のところにございますけど、そういう中南米の日系の方の多いところに日本の小・中・高の学校の先生を派遣して、そこで日本語の教育をしていただくとか、そういうこともやっています。ただ、これをさらにどうやって充実させることができるかというのは、今日のお話を伺いましたので、また真剣に研究していきたいと思います。

コーディネーター（山脇 氏）

ありがとうございました。

今のご回答に関しまして、市長から追加のご発言、ご質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

磐田市長（鈴木 氏）

少し言わせてください。

私、二世の親のPTAの会合に出席したことがあるんですけれども、親の人たちが9年いるとか、10年以上いるというんだけれども、ほとんど日本語を話さないと。親が日本語を話さないということは、子どもの教育熱というか、学校に就学させようというのに非常に大きな影響があるんじゃないのかなあと。やはり子どもに教育をきちんと授けるということに親が日本語を学ぶということは大きな影響があるなと思います。

それで、今までいろいろ施策のことについて話が出ましたけれども、日本における外国人の居住の形態、姿の見えない居住とよく言われているんですね。日中は企業に働いているというのが大きな日本の特徴だと思います。ということは、企業の中で日本語を教えるということは非常に有効じゃないのかと思うんですね。そういう意味で、国がどうした、県はどうやれということだけではなくて、企業が一定の役割を果たすようなインセンティブを与えるなり、また企業に努力をしてもらうなりということに相当力を注ぐということは大きな意味があるんじゃないかなと思います。以上です。

■ コーディネーター（山脇 氏）

どうもありがとうございました。

短い時間しかありませんが、その他にコメントいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

■ 西尾市長（中村 氏）

今、基金につきまして大変前向きなお答えをいただきましたので、ありがとうございました。2005年だと思いますが、当時の小泉総理がブラジルへ行かれたときに、大統領と合意された日伯21世紀協議会の中で基金をつくるということも確かうたわれていると思いましたけど、このことは今、国はどう考えてみえるのか、一つだけお聞きしておきます。

■ コーディネーター（山脇 氏）

日伯21世紀協議会の2006年の提言についてのご質問ですね。外務省の山本参事官、いかがでしょうか。

■ 外務省（山本 氏）

申しわけございません。正確さを欠くといけませんので、また追って調べてお答えしたいと思います。申しわけございません。

■ コーディネーター（山脇 氏）

ありがとうございました。

では最後に、浜松市の鈴木市長から、国の体制整備に関してどうしても一言ご発言されたいということでしたので、お願いしたいと思います。



浜松市長（鈴木 氏）

私から、ぜひ外国人府の設置に向けた取り組みをお願いしたいと思います。

今日もこうして見ますと、総務省、法務省、外務省、そして文部科学省、厚生労働省と、たくさんの省庁の皆さんに来ていただいておりまして、やはり外国人の方が日本の中で生活をしていくということになりますと、課題解決は多岐の省庁にわたりますよね。ですから、こうした在住外国人の問題に関して、一元的に、総合的な企画立案をしたりする、いわゆる移民政策をきちっと行う新しい組織の設置が私は必要だろうと思っています。

実は日本はかつて外国人労働者の施策に関しては厳しい鎖国政策をとっていました。入管法が改正になりますと、いわゆる南米を中心とした日系に関してはその門戸が開かれて、こうした外国人集住都市を形成するに今至っています。これまで特定の地域の問題で済んでいたと思います。先ほど山本参事官からEPAのお話がございましたが、数年前まで、私は国会議員をやっていまして、経済産業委員会でこのEPAに関連して質問をしました。当時はシンガポールとFTAが成立し、メキシコと結び、そしてフィリピン、タイ、またインドネシア、そして東南アジアとEPA、いわゆる経済連携協定というものを結ぼうというスタートのころでした。このEPAという枠組みでいきますと、FTAと違いまして、いわゆる経済連携ですので、人の移動の障壁も取り払うということですから、当然今後こうした諸外国とEPAを締結していくと、外国人の方がどんどん入ってくると。これは今までの国の施策の転換ですねと。たしかあのときは平沼さんが経済産業大臣でしたが、そのとおりですと。今後、日本はどんどん外国の方が入ってまいりますと。それは國の方針として、そのとおりでよろしいのですねということを確認いたしました。そのとおりでございますということでした。

この8月には、インドネシアから看護師や介護福祉士の候補者の皆さんのが来日されました。こうした皆さんですから全国へ飛ぶわけですね。つまり、これから特定地域の問題ではなくなってきますから、そろそろこれから日本のあり方を見据えて、私はきちっとした移民政策を行う官庁、組織をつくるべきだと思います。これは今日皆さんにお願いするよりは麻生さんにお願いをしなくてはいけないことかと思いますが、少し問題意識として持って帰っていただきたいと思いますし、ぜひそうしたものへの設置に向けた有識者会議の設置などをご検討いただければと思います。以上です。

コーディネーター（山脇 氏）

どうもありがとうございました。

それでは最後に前半の議論を取りまとめたいと思います。

まず、学校教育に関して議論をいたしました。その中で、国の側からこの予算の増額の必要性は認めるというご発言があったかと思います。しかし、教員の加配に関しては教員削減の基本方針があって、現実的には困難があるというご回答がありました。

また、外国人学校に関しては、健康診断のニーズ、あるいはより長期的な問題としては法的な位置づけに関する検討の必要性があるというところに関しては、ご同意をいただいたのでは

ないかと思います。

引き続きまして、日本語教育、大人の日本語に関しましては、この体制整備の必要性があるという点に関しましては、登壇者の皆さん、ご意見が一致したのではないかと思います。その上で、文部科学省としては国と県と市町村の役割分担を定めながら、各地における推進体制を整備していきたいというご発言がありました。

そして、磐田市の鈴木市長から企業の役割についてのご発言がありました。本日、残念ながら、企業関係者の方はいらしていませんが、企業が日本語教育に関して大きな役割を果たし得るのではないかという重要なご指摘もあったかと思います。

そういう関連の中で、経済界と協力した基金を設置するということも一つのアイデアとして、皆さんご賛同いただけたように思います。

最後に、国としての体制整備、外国人政策を担当する組織づくりの必要性に関しまして、浜松市の鈴木市長からご指摘がありました。この問題に関しましては、後半の議論におきましても引き続きご審議いただければと思っています。

それでは、これをもちまして前半の討論を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

■ 総合司会（池上 氏）

討論会の前半、省庁の皆様、市長の皆様、コーディネーターの山脇先生、お疲れさまでございました。

ここで休憩をとります。15時20分スタートとさせていただきます。15時20分、討論会の後半を開始いたします。よろしくお願いします。



● 第Ⅱ部 外国人集住都市会議首長と5省庁との討論

後半：Bグループ

総合司会（池上 氏）

皆様、大変お待たせいたしました。ただいまより、本日の第Ⅱ部 外国人集住都市会議 首長と5省庁との討論の後半を開会いたします。

後半、ご登壇いただくパネリストの皆様をご紹介させていただきます。

省庁の皆様は、基本的には引き続きのご登壇ですが、文部科学省 前川様におかれましては別のご予定があるとのことで、Aグループの討論をもってご退席されました。ご理解をいただきたいと思います。4人の皆様、どうぞ後半も引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、外国人集住都市会議、後半の登壇者をご紹介いたします。

大泉町 長谷川洋町長、上田市 母袋創一市長、掛川市 戸塚進也市長、菊川市 太田順一市長、岡崎市 柴田紘一市長、鈴鹿市 川岸光男市長、伊賀市 今岡睦之市長、湖南市 谷畠英吾市長、そして豊田市 中村紀世実副市長です。

討論会後半の進行・コーディネーターは、関西学院大学の井口泰先生にお願いいたします。

それでは井口先生、よろしくお願ひします。

コーディネーター（井口 泰 氏）



皆様こんにちは。

後半の討論につきましては、私の方で司会を務めさせていただきます。

前半の議論をお聞きになって、いかがでしたでしょうか。実は、前半で取り上げました外国人の方々への日本語学習機会の保障という大きなテーマは、外国人集住都市会議としては比較的新しい議論なのです。従来から、学校に通う、あるいは学齢期の外国人の子どもたちの問題や、外国人の親たちの生活や就労条件を問題としてきましたが、これらを総合的に捉え、子どもも成人も、外国人の方々に日本語の学習機会をどうやって保障していくかということは、今回の新しいテーマなのです。

先ほど来、いろいろな形で議論の進展はありましたが、これは、まだスタートラインに立ったところと申し上げていいかと思います。

さて、これに比べまして、今回の後半の議論は、外国人集住都市会議発足以来、ずっと続いているものです。つまり、外国人登録制度の問題をどう改善するかということです。特に外国人の本当の住所がわからない、あるいは就労の場所もよく把握できない、あるいは、家族の構成もしっかり把握できないままでは、その権利の尊重、あるいは義務の遂行といったことが、担保できないのです。要するに、今から議論することは、外国人の台帳制度を新設できないか、

それから社会保険加入とあわせ、こういった広い意味での雇用労働問題をどうやって解決するかということです。これは2001年に浜松市がイニシアチブをとられまして、外国人集住都市会議ができたとき以来の、実は、一番古いのに解決していない問題なのです。

そこで、今から、第一に、外国人登録法の改正問題について議論します。2007年の美濃加茂市での会合の後、新しい外国人台帳制度を創設することについて、法務省と総務省の間でようやく合意が達成されました。では、その法案はどのようなものになるのでしょうか。2009年通常国会で、それが立法化できるのでしょうか。現在の段階で、既に一つの大きな成果を挙げたのですが、いろいろと不明な点が残っています。

また、第二は、雇用労働問題です。集住都市の幾つかの調査でも、国民健康保険も含めた広い意味での社会保険の加入者は、全体の3割、あるいは4割しかないというようなデータがどうしても出てまいります。最近、景気情勢が悪くなってきたので、派遣や請負などで就労される方の多い、特に日系人を中心とする外国人の方々の社会保険の加入をどうやって担保するか。ここでは、労働保険も含めて考えているのですけれども、この点を中心にして議論してまいりたいと思います。

それでは、ただいまより、外国人台帳の問題を中心に、もちろんそれ以外にも外国人の家族の問題などにも言及し、広範にはなるかと思いますが、議論を始めさせていただきます。それでは、まず戸塚掛川市長からお願いします。

掛川市長（戸塚 進也 氏）

言いたいことを最初2分言いまして、あと1分で質問させていただきます。

私のまちは人口12万なんですけど、5,000人が登録の外国人なのですが、どこの国だかわからない外国人もたくさんいるはずです。そういう状態は全国ほとんど似通った状態ではないかと思っているのですが、日本の国というのはものすごく規制が厳しい割には、どこの国だかわからんような人がたくさんいる、またおかしな国と、私はそう見ています。

先ほど浜松市長さんがおっしゃっていましたけど、例えばフィリピンから看護師さんが来るとか、結構なことですが、医者とか看護師なんかほとんど入れてくれない。資格問題だ、医師法違反だと。この間、中国の方へ日本のお医者さんや看護師さんがどんどん行って診察していますけどちっとも文句がないと。こんな状態で、いつまでやって医師不足なんて言っていられるのかと、役所の人たちも考えてもらいたいなあと。私は、率直に言うとそんな考え方を持っています。

中国だって、もっと本当は国家的に研修生をちゃんと、言葉の研究もさせて入れたいんだけど、法務省はなかなか入れてくれない。うまく書類を書いた人はどんどん入っている。そして、どこの国だかわからない人もいると、これが今の日本の状態じゃないかと。もう少しそれを整





理して、きちんとやっていただきたい。

私は、実は国会に19年おりまして、留学生のお世話なんかをさせてもらいましたが、省庁の壁が厚くてなかなかできませんでした。日本の省庁は立派ですけど、もうちょっと現実のこととをよくご覧になっていただきたい、これが言いたいことです。

あと1分間、質問いたします。

先ほどの登録が国会でできるというお話は結構なことだと思います。法務省が一元化してくれ、台帳をつくってくれて、それを私ども自治体がお手伝いするんだと思うんですが、具体的にどんなお手伝いをするかわかつていたら教えてほしい。

それから、お金はただですか、お金を少しもらえるんですか。県から、この間外国人のパスポートの代行を市がやりなさいということで受けましたけど、人件費一人分もくれません。今度法務省がやるときには、ぜひたくさん、よろしくお願ひいたします。

それからもう一つ、この法律では、さっき私が言ったどこの国かわからない人というのを、そんなのはもう関係ないんだとやっちゃうそうですけど、関係ないってそのまま放っておくわけにいきません。この法律ができても、そういった外国人をどうするのかということをしっかりやってもらわないと、つまり相当な時間をかけてやっていかないと混乱すると思います。

以上、その2点をお伺いいたします。以上です。

■ コーディネーター（井口 氏）

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして太田菊川市長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

■ 菊川市長（太田 順一 氏）

ただいまの掛川市長の隣の市、菊川市長の太田と申します。

うちは人口5万人で約4,200人の外国人が住んでいらっしゃいますので、静岡県広しといえども「8.4%」と総人口に占める外国人の割合が一番高い市なんですね。なぜこんなに多いのかなあというと、「やっぱり市長が優しいから、たくさん外国の方が来ているのかなあ」と、戸塚市長の話を聞いてそんなふうに思いました。

もう一つ、菊川市というと、高校野球をよくご覧になっている方はご存知の、4期連続で常葉学園菊川高校が甲子園に出場しまして、春は優勝、夏は残念ながら準優勝したと。非常にスポーツの盛んなまちなんです。そんなことをイメージしながら、私の話を聞いていただきたいと思います。

今日は外国人の台帳制度の新たな整備ということで、先ほど先生からもお話をありましたが、いよいよ来年この制度が国会に上程されるということをお聞きしておりますが、やはり末端の自治体というのは、なぜこの制度が必要かということを考えなければいけないと思います。末端の自治体には、外国の皆さんへ行政サービス、福祉とか、医療とか、教育とか、コミュニティなど、いろいろな行政サービスを提供します。一方、住民の方にとりましてはやはり納税の義務があり、税金をきちんと納めていかなければ、自治体というものはパンクしちゃ

うわけですよね。ですから、そのためにきちんとしたルールを、制度をつくっていただいて外国の方もその町や市に転入するときは手続をして、転出するときにもやはりきちんと手続きをしていただき、どういう人が今そのまちに住んでいるのかということが把握できるように制度を整備していただきたいと思います。

先ほど、来年度、平成21年度にこの制度を提案するということでありましたが、国というのはなかなか制度が提案されましても、いつ施行されるのかということが非常に不透明なところがありますので、ぜひ、いつから施行されるかということをひとつ、お答えいただきたいと思います。

それから、先ほど総務省の方からも「電子化をしたい」ということがありました。最近、総務省も非常に電子化が好きでよくやっていただくんですが、なかなか末端の自治体にとってはコストがかかるわけですね。住基台帳などいろいろありますので、外国人住民台帳を電子化するときには、補助をどのように考えていらっしゃるのか、この2点をお聞きしたいと思います。どうもありがとうございました。

■ コーディネーター（井口 氏）

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、今岡伊賀市長にお願いいたします。

■ 伊賀市長（今岡 瞳之 氏）

ご紹介いただきました三重県伊賀市です。

伊賀市では、大変国家的に見ても地方的に見てもそんなに大きな問題ではないんですが、在住の外国人にとりましては大変大きな問題が一つ近年ありますて、それは婚姻届の問題です。私たちのまちは大体5,000人弱の人が住んでいるんですが、ブラジル系の人が大半を占めていまして、ブラジルの方と、特に国際結婚をするときに、日本の仕組みとして提出する書類は国籍証明、これは出ます。それから独身であるという証明書を出せとなっているらしくて、これは他の国では独身証明書ですが、ブラジルの場合は独身証明書がないので出生証明書を出すんですね。出生証明書のところに結婚しているか結婚していないかということがわかるようになっていまして、白紙の場合は結婚していないとブラジルではなっているようです。あるいは離婚歴がある場合は出生証明の備考欄に書いて独身ということになっているんですが、法務省の出先へ備考欄に何も書いてないときは、受理してもいいですかどうですかということをお尋ねすると、白紙の場合は独身証明にはならないので受理できませんというご指導をいただきおりまして、そんなにたくさん件数があるわけじゃないですが、やはり外国人と共生していくときに、きちんと婚姻届を受理できないと、例えばビザの関係とか社会保障の関係とか、本人たちは権利が履行できないということなどもありますから、ぜひともこれは外国人のために国で統一見解を出していただきて、彼らの立場に立った制度にしていただきたいということをお願いしたいと思っています。以上です。



■ コーディネーター（井口 氏）

どうもありがとうございました。

外国人台帳制度の関連ということで、3市長からのお話を簡単に整理いたします。まず2009年春の通常国会に提出予定の外国人台帳法、これは、仮称ですけれども、この法案について、仮にそれが実施された場合のコスト負担、財政面の担保はどうなっているのか、自治体にいろんなしわ寄せが来るのではないかという心配がある点です。それからもう一つ、実際にこの法令の施行がいつになるのか、実施するといつても、随分と先になってしまふのではないか、そういう点についてのご指摘もあったかと思います。

同時に、外国人台帳は、適法な外国人だけが対象ということとなっているために、載らない、台帳の対象とならない不法在留の方々について、一体どのように扱うのか。自治体においては、今まででは、そういう方でも登録し、これらの方にも登録証を出していたという経緯もありますので、この問題は避けて通れないのかと思います。

今のような点と、それから最後にもう一つご質問がありましたけれども、国際結婚も増えてるし、特にブラジルに関しては、婚姻の手続についてもうちょっと簡素化ができないかというご指摘です。恐らく日伯間でいろいろ調整しなければならない問題かと思います。これらの質問を、どなたにお聞きするのか、非常に難しいのですが、まず台帳制度は総務省、法務省にお伺いし、それ以外の残った問題についてもしご発言いただけるようでしたら、外務省にもご発言いただこうかと思います。

まずそれでは総務省の池本室長からどうぞお願ひいたします。

■ 総務省（池本 氏）

まず実施された場合のイメージ、それからまた財政面での不安ということについてですが、外国人登録制度は国からの法定受託事務として整理されていました。したがいまして、市長さんから国へのお手伝いという言葉が出ていたかと思うんですけれども、先ほどの図でお示しましたように、今回の台帳というのは市町村の自治事務ということで整理をいたしております。すなわち在留に係る情報の管理は国で一元化すると。しかしながら、市町村で外国人に対して適切にサービスを提供していく、また外国人に関する居住関係の公証を行うということは、やはり市町村の自治事務であろうと。それに対する必要な名簿の整理ということで、自治事務ということで整理しております。つまり、こういう自治事務が新たにできるわけですから、そこは適切な地方財政制度の中で財政措置がなされしかるべきであろうと思っています。

現在、先ほど申し上げました懇談会で制度の骨格そのものを検討中の段階でして、具体的にこの場でこれこれこういう財政措置ということは、申しわけありませんが申し上げることができませんけれども、総務省の中でよく地方財政措置については検討させていただきたいと思っています。

それから自治事務と申し上げましたけれども、どうしても在留管理に関する制度との結節点がございます。例えば外国人の方が住所を定めて市町村の窓口に来られた場合に、それについ

て住所を登録された場合に、それを市町村経由で入国管理局に連絡すると、こういった事務は依然として法定受託事務として位置づけるべきであろうと思っています。これに係る経費につきましては、従前どおり国において適切な措置がなされるべきであろうと思っています。

それからシステム整備に関するコストですけれども、これにつきましてもご指摘がありましたとおり、もちろん個人情報を扱うシステムですので、セキュリティについては外国人の皆さんに不安をもたらさないような万全の措置をするということを前提にしまして、やはり使い勝手のいいコストのかからない経済的なシステムでやっていくべきであろうと思っています。したがいまして、この制度の骨格が固まりましたら、来年度、技術的な検討も踏まえまして、市町村も含めたどのようなシステム全体の構成がいいのか検討することを予定しています。今回、その検討のための予算要求もしているところです。

それから、台帳に載っていない方をどうするかというのは、若干私どもの台帳の検討とはまた別の問題かもしれませんけれども、この台帳につきましては、閣議決定されておりますように、適法に在留する外国人の名簿をつくるということが一義的には目的ですので、しかるべき登録をなされていない外国人の方につきましては、やはり企業の方々ですとか各省庁、または自治体の皆さんと一緒に啓発をしていく、適切な在留の資格を申請していただくなり、そういう措置をとっていただくように努めていくということであろうかと思います。以上でございます。

コーディネーター（井口 氏）

それでは、続きまして法務省の高宅審議官にお願いします。

法務省（高宅 氏）

今、総務省から大体ご説明があったと思いますが、今度の制度のイメージといいますのは、現在、外国人の方が日本にいる場合には、一つは、入国・在留の許可というのを持っていなければならぬということになっています。それと同時に、その許可を受けた内容も含めて住所その他を市町村に届ける、これが先ほどから言っている外国人登録ということで、法定受託事務になっているわけです。

今回、これを一本化するというのは、基本的に在留許可の方で大体の情報、同じような情報が把握できますので、一本化して、二重の負担を廃止することになっています。その中で、一部市町村を経由する、例えば住所の変更とかいろんな問題の細かいことはございますけれども、基本的には法務省で状況を把握する。その上で、自治体の方に情報を提供する。それだけではないかもしれません、それを基に台帳をつくっていただく、これが大体大きなイメージです。その方向で、今具体的な制度の中身はまだ検討中ですが、こういった形でということで、市町村の法定受託事務の範囲は先ほど総務省の方から申し上げたように、非常に狭い範囲になると思います。ただ、それについての財政負担その他の検討はまだこれからというところですが、もちろん適切な措置をということになると思います。

それからもう一つ、ブラジルの方の件ですが、これは民事の担当ではないので、私の方から



はあまり詳しくここで申し上げることはできないんですが、多分重婚防止という観点から、その人物が婚姻しているかどうかということを確認するという手続をとっているんだろうと思います。ただ、そこにおいてどういう書類がいいのかというのは、ちょっと私からここで申し上げることはできないので申しわけございませんが、ご容赦願います。以上です。

コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

残念ながら、今のご発言の中で、新たな法令の施行がいつになるかということについては何もご発言がありませんでした。お2人から、それについてひとこと発言していただかないと先へ進めないかと思います。池本室長の方からいかがですか。

総務省（池本 氏）

大変失礼をいたしました。

先ほどシステムの説明の中で申し上げましたけれども、来年度、事務の流れが法案で固まりましたら、そのためのシステムを来年度、国において、これは総務省においてどういう形で組むのがいいのかということを検討する予定にしております。あわせて政省令もきちんとした形でお示しできるようにしていきたいと思います。

その後、基本的に現在私どもが認識している範囲で申しますと、外国人登録原票は紙で保管しなければいけないことになっておりますけれども、市町村におきましてはそれぞれシステムを組んで、実際の事務処理は電子的に行っておられるところが大多数であろうと認識をしています。そういうところと整合的にコストをかけないで改修しながらやっていくシステムというのを、モデルをお示ししながら、その次の年度で実際にそれぞれの市町村でシステム開発を行ったり、またデータの移行措置、そういったことをやっていくわけとして、これにつきましては現在、実務者の方々にも入っていただきました先ほどの懇談会で検討いただく予定にしていますけれども、やはり私どもとしましては3年程度は見ておかなければ、この個人情報を扱う大変大切なシステムが円滑に、かつ安全確実に施行されるためには、そのくらいの期間が必要ではなかろうかと考えております。

ただ、それはやはり実務家の皆さん方のご意見も踏まえながら、それでなくてもできるという意見もございましょうし、またそれでは足りないのではないかというご意見もございましょうから、そのところはよく皆さん方の意見をお伺いしながら検討していきたいと思っております。

コーディネーター（井口 氏）

すみません。まず、確認いたします。3年程度かかるというのは、2011年までかかるということですか。2011年度いっぱいまで検討しないとシステムを組めないというご趣旨でしょうか。

総務省（池本 氏）

来年、2009年の通常国会に法案を提出することを検討しています。仮に2009年に成立した

としますと、2009年度に総務省において基本的な構想を検討することになります。その次の年度に実際に市町村でシステムを設計したり改修したり、それからデータの流し込みですかチェック作業、移行の作業が必要になりますので、2010年度、2011年度末ぐらいまではそういった作業にかかるのではないかというのが、現在、総務省の中で検討している一つの時間的なめどですが、これにつきましては先ほど申し上げましたように、懇談会の中でよく検討いただいたり、また皆さん方のご意見を伺いながら検討していくべきであろうと思います。

■ コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

本来でしたら、すぐにここで数名の市長の方にいろいろ聞いていただきたいんですが、あとが押しております関係で、追加発言はまとめて最後のところでやらせていただきたいと思います。まことに申しわけございません。

それでは、次に、労働関係、あるいは社会保障関係の議論をしたいと思います。

それでは、柴田岡崎市長にお願いいたします。

■ 岡崎市長（柴田 紘一 氏）

皆様こんにちは。愛知県は岡崎市長の柴田紘一と申します。

まず、先般の8月末豪雨につきましては、全国の皆さんから大変なご支援をいただきましてありがとうございました。ボランティアの方々もたくさん来ていただきまして、大変感謝をいたしております。

私ども岡崎市は、ご案内のとおり人口が37万人、その中に外国人の方が約1万2,000人お住まいをいただいているということですので、3.3%の割合となっているわけです。

そうした中で、ご案内のような、どこも一緒ですが、ブラジル系の方が一番過半数を占めているわけでして、登録者数の上位4位、ブラジル、韓国・朝鮮、中国、フィリピンの方々等が約9割を占めてみえるというような状況にあるわけです。

ほとんどの方が日本語が話せない、そういう外国市民に向ける急務といたしまして、今日、生活習慣セミナーや日本語教育の拡充を図りながら、地域における円滑な共生に向けて鋭意努力をいたしております。

先回の水害に遭遇されたことは、外国人の方はなかったということで幸いに思っていますが、地震・水害等を含めた防災訓練にも、外国人の皆さんも参加をいただいて、共生をしていくこうということで今努力をいたしているところです。

せっかくの機会ですので、私の方からは1点質問させていただきますが、外国人の研修、あるいは技能実習制度によりますところの外国人の受け入れ数が、近年、どんどんと増加をし続けております。これに伴いまして、受け入れ団体等から地方公共団体への援助の要請件数も年々増加しております。この要請に対しまして、市町村としてどのように対応していったらよいものか、急な個別な要請に的確に対応することもなかなか難しく、戸惑いを感じている現状です。

外国人研修、技能実習制度の実施に当たりまして、失業や失踪によります治安の悪化、ある



いは生活ルールを守らない等々、市町村で発生いたしていますさまざまな問題につきまして、どのように認識をしておられるのか、またご検討しておられるのか、対策があればお伺いをいたしたいと存じます。

事業協同組合等の中からの悩みもありますし、課題がたくさんあります。それから無保険という話がありましたが、実は保険に入っていない、いわゆる不法在住の社会保険のない方が出産をされる。町の病院は受け入れない、市民病院へ駆け込む。ところが、保険がない。先般もちょっと障がいのある子どもさんの出産ということで三百数十万円が市民病院の赤字になってしまっている。今、私どもの病院も年間12億ぐらい赤字でございますけれども、それに輪をかけるような状況もございます。現実の問題として、そういう課題も抱えながら進んでいるということを認識いただき、また今後よく対応していただくことをお願いいたしまして、私からの発言にかえさせていただきます。ありがとうございました。

コーディネーター（井口 氏）

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、谷畠湖南市長にお願いします。

湖南市長（谷畠 英吾 氏）

昨日2期目の当選証書をいただいたばかりの、ほやほやの湖南市長です。

湖南市は、5万6,000人の人口に対しまして3,400人の外国人がおりまして、滋賀県で一番割合としては外国人比率の高いまちです。

ただ、その中におきましても、湖南市の中で働いている外国人は少なくて、外国人が住んでいるのにもうからないまちでして、ほかの都市とは少し状況が違っていると思っています。職住分離という中の特殊な事例だと考えています。

そうした中、今日は在留資格の更新・変更に関してのお題ということですが、これについて厳格な審査を導入してほしいということが、この外国人集住都市会議での再三の要望であったと認識しています。ところが、今年3月に出されました在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインにつきましては、我々にとりましては全くの期待外れというよりは、「規制改革3か年計画」が閣議決定で各省庁を縛るからと安心をさせられてきていただけに、まるでウナギの香りだけをかがされたというようなフラストレーションがたまっているわけです。

許可の判断につきましては、ガイドライン上、法務大臣の自由裁量にゆだねられているわけですけれども、その自由裁量が、先ほど言いましたように、我がまちは外国人でもうかっていませんので、自治体の財政を圧迫してしまうというような状況で、自由裁量であれば、これは憲法第8章に地方自治の本旨が定められていますけれども、この本旨の趣旨に反するような状況ではないのかなと思っていまして、ガイドラインで法務大臣が判断する際に考慮すべき事項に、「素行が不良でない」とか、「納税義務を履行していること」など漠然とした項目が書かれているだけであります、本当に現場で苦しんでいるところを酌んでいただけているかなというような思いがございます。

例えば素行が不良ということにつきましては、現場に行きますと、地域の留置場はもうほぼ満員状態であります。これは国家公安委員会のことだから関係ないというわけではないはずでありますし、また納税義務でも、所得税と住民税の納税証明書だけあればオーケーということですが、軽自動車税は自治体独自の税源ですけれども、これについては法務大臣の管轄外だから知らないということになるわけでしょうか。

さらには、国民健康保険税ですが、これも納税証明書の義務がないわけとして、結果的には自治体においては国保税、国保料が徴収できずに、国保特別会計が非常に厳しいわけです。先ほども岡崎市長さんのお話がありましたが、公立病院につきましても総務省から「自治体病院改革ガイドライン」が出ていますし、また厚生労働省からは診療報酬の改定見直しということで、病院経営は非常に厳しいわけです。そこに無保険の外国人が運び込まれると、これは診療拒否できないですので、面倒を見なければならない。自治体財政が非常に厳しい中にあるわけです。

それからもう1点、外国人から直接聞いた話ですが、派遣業者の中に無保険でいくのか、国保に入るのか、社保に入るのか、選択肢を迫って、社保に入る場合であれば、会社協力金の名前で会社負担分を本人から取るというようなこともあるという実態を聞いています。それを厚生労働省は実態把握をされているのかどうか。そういったところ、移住者として国内に受け入れるのであれば、やはり無保険者が生じるという事態のないような措置をとるべきであって、それは国の責務であると思います。自治体は独立国家ではありませんので、国家が国家の責務を果たしていただきなければ仕事ができないということだけ申し上げておきたいと思います。

時間ですので、終わります。

コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

それでは、今のお2人、岡崎市長、湖南市長のご質問につきましてお答えいただきたいと思います。これは、厚生労働省の所管する労働・社会保険問題という側面があり、もう一つは、法務省のガイドラインにどう書くかという側面があります。そこで、まず岡崎部長から、研修生の問題もあわせてお話しをいただいて、その次に高宅審議官にガイドラインの関連でお話しをいただきたいと思います。それではよろしくお願いします。

厚生労働省（岡崎 氏）

では、まず研修生の実習制度の関係です。

ご指摘がありましたように、最近、自動車関連等の製造部門での技能実習の数が増えているというのは事実だろうと思っています。技能実習制度自体は、人数を決めて入れる制度にはなっていませんので、要件に当たる方については基本的には受け入れており、そういう中で現在の状況になっていると認識しています。

ただ、そういう状況がいいと思っているかということにつきましては、決してそう思っているわけではありません。これにつきましては、基本的に受け入れ団体及び受け入れ企業がきち



んとした要件のもとに管理をし、あるいはきちんとした処遇をするというのが前提になっています。ただ、残念ながら、そういう趣旨に合わないような取り扱いをしている団体等も間々あるということは私も認識しています。

そういう中で、これはいろんなところからご指摘もあり、技能実習制度の見直しにつきましては一昨年来議論してきたわけですが、本年の6月に見直しの基本的な考え方を出しています。ただ、政府部内で経済産業省とやや違う形の報告書もありますし、そういったものを受けながら政府全体としてどういう形でやっていくかということを考えていく必要があります。

ただ、いずれにしましても、受け入れ団体なり受け入れ企業のきちんとした管理体制に責任を持たせるという形にしていく、国あるいは自治体を含めてではございますが、そういう部分に負担をかけないような形できちんとした制度をつくっていくというのが基本だろうと思っています。

それから、あわせて派遣会社の関係のご指摘がございました。

派遣の問題につきましては、日系人の問題と離れましても種々の問題が指摘されているところとして、派遣制度そのものにつきましても、現在、規制強化の方向での検討を行っているところです。

そういう中で、派遣なのか、あるいは請負なのか、偽装請負なのかという問題もありますし、これについては厳しい対応をしなければいけないということで、幾つかのそういう企業につきましては相当厳しい処分をしているところですが、まだなおそういうご指摘があったような実態があるとすれば、これは厳正に対応しなければいけないことだろうと思っていますので、またそういう情報等があれば私どもに教えていただきながら、私どももできる限りの対応はしていきたいと思っています。

そういう中で、本来入るべき社会保険に入っていない、労働保険に入っていないというのはけしからん話ですので、厳しい対応をしたいと思っています。

最初にも申し上げましたが、私どもで手の足りないところにつきましては、社会保険労務士の活用も視野に団体等への委託事務を来年から始めることを目指しておますが、自治体からの情報も含めまして適切な対応をしたいと思っています。

それから病院の関係ですが、救命救急等につきましては一定の未収金の割り増しの部分をつくっているかと思いますが、それ以外の部分につきまして、これは外国人に限らず未収金問題は大きな課題になっているのは事実と受けとめています。ご指摘のようないろんな問題があるのも承知していますが、未収金をどうするかということにつきましては、懇談会等も行っていますが、そういう中でもう少し検討・研究させていただきたいと思っています。

コーディネーター（井口 氏）

それでは高宅審議官からお願ひいたします。

法務省（高宅 氏）

まず研修技能実習制度ですが、研修制度というものはもともと国際貢献といいますか、外国

の労働者の方が日本の企業に、例えば取引先の方、あるいは現地法人の方が来ていただいて、日本の企業でより高度な技能を修得していただくというのが大体のイメージなわけですが、幾つかいろいろな形態がありまして、必ずしもそういった、例えば相手国に現地法人のある会社以外でも、例えば中小企業の受け入れとかについて、いろんな形がございます。その一つとして、よく団体管理型という言い方をされていますが、中小企業団体であるとか、商工会議所であるとか、そういったところの事業として研修生を受け入れるというのがございます。

そういうところがあるんですが、そこの中に本来の趣旨と違うような受け入れをされる、端的に言えば事実上労働者として使うというような事例等が生じているというところが一つは問題の発端だろうと思います。これに関しましては、もちろん現行法においてもそういったものは違法、あるいは少なくとも適切なものではございませんので、そういうことに関与したところを不正行為で認定するというような形で、受け入れを停止するといったこともやっておるわけです。

ただ、それと同時に、これは先ほどから出ている在留管理制度と同じですが、規制改革で出ておりまして、研修技能実習について幾つかの制度改正を求められています。具体的に言いますと、研修生についても実務研修という形で、労働者と同じような形で作業をして研修を受ける場合には労働者としての保護を与える必要があるのではないか。あるいは技能実習というものは雇用契約のもとで行われていますが、これが一種の特定活動という例外的な形になっていまして、それを独立した在留資格にする必要があるのではないか。あるいは、現在指針とかいろいろなものがこの研修技能実習について出されていますが、こういったものを政省令に格上げする必要があるのではないか、そういうことが言われてまして、そのほかにもいろいろな議論がございますので、そういうことを踏まえて、次期通常国会に今回の台帳法、法務省関係では在留管理の関係とともに研修技能実習制度の改正も行っていくという方向で検討しているところです。具体的検討内容はまだそんなに進んでいるわけではありませんが、少なくとも閣議決定されている事項について改正を行っていくということになると思います。

施行その他も、先ほど台帳制度については総務省からご説明がありましたが、法務省としてはこういったのもできるだけ早く施行したいと思っています。ただ、もちろん準備がありますので、すぐにできるということではありませんが、可能な限り早く研修技能実習の適正化も含めてやっていきたいと思っています。

それから次に、在留のガイドラインの話がございましたが、在留のガイドラインに関しまして、素行が不良でないなどといった、抽象的な要件しか書かれていないわけですが、法務省としまして、実際に運用する立場から言いますと、要件として在留の許可について、例えば社会保険に入っていること、あるいは納税義務を履行していることというようなことを掲げますと、同時に、実際の許認可をするに当たりましては、どうやってそれを証明していただくかということが大きな問題になるわけです。あるいは本人に証明していただくか、こちらで把握するか。いずれにしましても、何らかの形でその事実を確認しなければならない。その確認の方法として何があるか。もちろん大量の資料を提出させるということは可能だと思いますが、それでは外国人の方の負担も大きくなるということで、どうやったら最少の負担で、かつ確実な確認が



できるかといった検討が必要ということです。今回のガイドラインで詳しいことは書いていませんけれども、問題意識としては考えています。今後もそういった最少の負担でどのように確実な確認をしていくのかという観点から、しかも、入管法上だけではなく適正な在留をしていただくためには、という方向で努力していきたいと思っております。以上です。

■ コーディネーター（井口 氏）

どうもありがとうございました。

今ご紹介がありましたように、2009年通常国会に法案提出との関連では外国人研修制度の部分について、在留資格の整備や実務研修への労働法の適用については、「規制改革の推進のための3か年計画」として閣議決定されています。そのことを踏まえ、先ほど来議論してまいりました台帳制度の問題、技能実習制度、あるいは在留資格の関連のガイドラインのこと、これらを全部一緒に、各市長、町長から追加発言をいただきたいと思います。

先ほど来、戸塚掛川市長から補足したいというご意向があると伺っていますので、それをお伺いし、できればあと、お1人かお2人からお話いただき、最後に長谷川大泉町長にご発言いただくことにしたいと思います。

それでは掛川市長、お願ひしてよろしいですか。

■ 掛川市長（戸塚 氏）

先ほどお話をあった、総務省からこの補助金というか、要するにその扱いについてのお金は考えますよというお話をあったんだけど、総務省は地方交付税と特交しか補助金がないところで有名な役所だから、そうすると地方交付税でもらうということになると、あんたのところは不交付団体だから上げませんよになっちゃうものですから、いただけるなら特別交付税の方でぜひお願ひする。

あるいはまた、法務省の方なら補助金がありますから、どちらかでお願いしたいと思います。以上です。

■ コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

それでは、ほかに追加発言いただけますか。

■ 伊賀市長（今岡 氏）

さっきのお答えでは、重婚防止というお話をあったんですが、それは絶対ないです。ブラジルは、婚姻届を日本で出す場合に、ブラジル国内でもそうですが、出生証明書を発行するんです。その出生証明書の備考欄が白紙であれば、ブラジル国内では独身と認めるんですね。結婚していれば備考欄に結婚していると書いているわけですから、日本はその白紙でも独身として認めないとということになっているから申し上げているんで、ご担当ではないので詳しいことご存じないというんでしたら、これは外国人の人権にもかかわる問題ですから、ぜひとも統一見

解をお願いしたいということです。

■ コーディネーター（井口 氏）

はい、わかりました。

ほかにございますか、台帳の問題、あるいは社会保険の問題などについて特に追加ございませんか。よろしいですか。

今、掛川市長、それから伊賀市長からもご発言があったんですが、それについての省庁側から、何かご発言はありますか。

■ 法務省（高宅 氏）

先ほどちょっと重複と申し上げたのは、具体的に知っているわけではございませんので、これは民事の担当ですので、民事の方に照会いたしまして、またご回答したいと思います。

■ コーディネーター（井口 氏）

どうもありがとうございました。

それでは、長谷川大泉町長にお願いをいたします。

■ 大泉町長（長谷川 洋 氏）

第Ⅰ部、第Ⅱ部で具体例を含めていろいろな課題、問題が出ていているわけですけれども、例えば先ほどの台帳整備の話ですが、浜松で第1回目が始まったときからこの問題は提起をしているわけで、ようやく法制化に結びつくかなと思ったら、まだ4年もかかるという話になると、何か拍子抜けといいますか、スピード感がないのかなというのが第一印象です。その割には現実はしっかりとスピード感を持って変わっているというのが実態ではないかということを我々は直視すべきであろうと思うわけです。

具体例の中で、大泉でもいろいろな問題がありまして、例えばある家族が成田に着いて、直接大泉にきました。仕事がないので、仕事を見つけてくれませんかと。住むところもありません。子どもは中学2年生が学校に入りたいと言っています。小学校5年生も入りたいと言っています。一番下の子どもは障がいがあるので、施設に何とか面倒を見てくださいと、こういう家族が来られるんですよ。これが実態ですね。これは多分各自治体、そう例外ではないと思うんですね。今、話に具体的にあった内容というのは全部背景に多くの課題を含んでいるということだと思います。これを自治体職員は、もちろん仕事やいろいろな手続はありますけれども、でもある程度のフォローはしなければならないというのが実態です。そういう自治体職員の苦労というのは、ぜひわかつていただきたい。

参議院の先生が先ほどいらっしゃったんですけども、お帰りになったようですが、「参議院少子高齢化・共生社会に関する調査会」というのが昨年立ち上がりまして、今年の7月に中間報告を出したと聞いています。その中で、外国人との共生に向けて次のように述べておられます。「外国人住民との共生を目指すに当たっては、複雑かつ多岐にわたる課題が数多く存在す



ることから、現行の関係省庁連絡会議に加え、関係閣僚会議の設置とともに、外国人関連施策を総合的に行う機関の創設をも含めた組織の整備が求められる。」これは短い期間の中いろいろな角度からの勉強や、あるいは意見聴取をした結果、こうした中間報告を出されているということでございまして、今回、この会場に来ておられるそれぞれの省庁の皆さんも、それぞれの立場でご努力をいただいていると思いますし、我々はそういう立場を十分に理解しているつもりであります。しかし、その仕事を進める上で、やはりネックになっている部分というのを感じられるかどうか、やはりこれはこの部署だけではできないと実感されているのかどうか。先ほど申し上げた具体例など、私が申し上げただけじゃなくて、いっぱい具体例があります。それを細分化して物事を進めれば解決に導くのかどうか、そういうことを仕事を通じながら感じられたかどうか、私からはその辺を質問させていただきたいと思います。

コーディネーター（井口 氏）

どうもありがとうございました。

時間の関係もありますので、短くて結構ですが、今の外国人政策を統括していくような体制の必要性について、各省庁に、その点について皆様方の私見を簡単で結構ですので、お述べいただけますでしょうか。

まず総務省からお願いします。

総務省（池本 氏）

本日は、大変ありがとうございました。

町長さんから台帳制度の法制化が少し遅いんではないかというお話がございましたけれども、法制化につきましては、次期通常国会に向けて作業を進めています。その法制化した後の施行まで少し時間がかかる。この間に何があるかといいますと、これはいつまでも検討しているということではなくて、それぞれの市町村における移行作業ということです。したがいまして、それぞれ違うシステムを持っている市町村でデータの移行作業、システムの開発作業、それからそれぞれの外国人の方の確認作業も含めて足並みが1,800の市町村そうまでにどのくらいの期間を要するかということを総務省なりに議論して、少し時間がかかるのではないかと。市町村の方にも過大な事務負担とならないように配慮する必要もあると思いまして、そういうためなどを申し上げたわけですが、これは先ほども申し上げましたように、また実務的な検討をさせていただきたいと思います。

それから外国人施策についてですけれども、今日いろいろな発表なりご意見をお伺いしまして、やはり外国人に関する問題は大変幅広く、またますます深刻になり、待ったなしの問題も出てきているという現状をつぶさに拝聴することができました。その中で、何か政府の窓口が欲しいということはあろうかと思いますけれども、これは政府全体としてどうするかという問題で、私の立場からあれこれと申し上げるのはどうかと思いますけれども、ただ今日お伺いしましたご意見、また外国人集住都市会議、2001年以来いただいておりますご意見を十分踏まえて、それぞれの目的ごとの各省連絡会議ですとか、あるいは個別の各省との連絡協調という

のを大切にしながら、地方の方から問題提起なり相談があったときに、スピード感を持って対応できるように努力していきたいと思っています。

コーディネーター（井口 氏）

それでは法務省からお願ひいたします。

法務省（高宅 氏）

組織の問題は非常に難しくて、外国人の方というのは結局日本で生活するわけですから、それで教育にもかかわる、あるいは納税にもかかわる、社会保険にもかかわると、非常に幅広い範囲、当然ですけれども、かかわるわけです。外国人を外国人特有の制度としてやっている入管というのは、日本人もありますけれども、基本的に外国人の制度ですが、そのほかの行政分野をそれじゃあどこが担当するのかというと、教育から切り離して外国人の教育を担当するのがいいかというと、必ずしもそうとも限らないということで、これは例ですけれども、具体的にどういうやり方かというのはなかなか難しいんだろうと思います。ただ、少なくとも現状においても、先ほど総務省からもお話をありましたように、各省連携をとってということは必要だろうと思っていますし、少なくともそれによってよりよい行政をめざして、外国人の方にも、あるいはそれにかかわる日本人の方にもご迷惑をかけないというような形はやるべきだろうと思っています。現状では、内閣官房等がまとめて会議等も行っておりますので、そういった中で関係省庁協力してやっているという実情です。

コーディネーター（井口 氏）

それでは外務省からお願ひいたします。

外務省（山本 氏）

今、長谷川町長のご指摘に対しまして、私どもとしても、外務大臣の諮問機関に海外交流審議会というのがございまして、そこが数年前に答申を取りまとめた際に、こういう問題についても外国人問題を省庁横断的に扱う政府の体制の整備が必要だという提言をしているわけです。したがって私どもとしても、その必要性というものは理解できるわけですが、他方で外国人の問題というのは多様な側面がございますものですから、教育の問題から始まって、労働の問題、いろいろあると。こうなりますと、横断的な体制をつくる必要性はあるわけですが、何か別の組織をつくって、それが屋上屋を重ねるようなことになると、これまたコストだけかかるって、結局同じことになってしまうと。そういうことには注意しながら、今、内閣官房で連絡会議もございますので、そういうところでさらに議論を深めていきたいと、このように考えております。

コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。



それでは最後に厚生労働省からお願いします。

厚生労働省（岡崎 氏）

大体同じようなことを申し上げるような気がしますけれども、私は外国人に対する総合的な政策を考えるということは非常に重要だろうと思っています。ただ、それをどの機関がどうやって実施していくかということになった場合に、私は高齢者、障がい者もやっているんですが、高齢者とか障がい者とか外国人とか、対象者別で行政機関をつくるのがいいかどうかということになると、必ずしもそうではないのではないか。私どももハローワークがあり、労働基準監督署があり、社会保険事務所がありますけれども、それぞれのそういう大きなシステムを動かしている中で、それぞれの高齢者にしろ、障がい者にしろ、外国人にしろ対応していかなければいけない部分がある。例えば障がい者でも同じなんですが、市町村でもいろんな福祉の分野等々、ハローワークでも連携いろいろやっておりますし、外国人も実は同じではないかという気がいたしております。

いずれにしましても、私どもハローワークもありますし、監督署もありますけれども、できるだけ自治体と連携しながら政策を推進していきたいと思っております。よろしくお願いします。

コーディネーター（井口 氏）

どうもありがとうございました。

もっと討論を続けたいのですけれども、ここでまとめをして終わりにさせていただこうと思います。

後半の議論では、外国人集住都市会議発足以来の問題である外国人登録制度の改革、それから雇用や労働条件、あるいは社会保険の問題につきまして、議論をさせていただきました。各省のお立場はいろいろご説明いただきましたし、何といいましても、2009年春の通常国会に法案が出るということで、そこまでは大きな第一歩であったとは思います。しかし、まだ道半ばであると整理させていただきたいと思います。外国人集住都市会議は、文化や習慣の違いから来る様々な問題が生じても、お互いに尊敬の念をもって、理解をしながら社会をつくっています。同時に外国人の権利を尊重し、義務が遂行できるようにすることを掲げ、多文化共生社会をめざすと言っています。しかし、この多文化共生社会をめざすために、総合的な制度のインフラが必要なのです。しかし、関係省庁には多文化共生のためのインフラづくりをしているのだという意識は、お持ちいただいているように思われます。それぞれの省庁はそれぞれの制度を所管するという立場から取り組んでいただいているということだと思います。そういう意味では、外国人集住都市の各市長、町長の方々と、政府関係者との間で、もっと議論の場を設け、本当の意味で、多文化共生社会を構築するための制度改革をどうしたらいいのかを考え、さらに前進を図っていく必要があると考えるところです。

以上をもちまして本日の後半の議論を終わらせていただきます。どうも長時間ご参加いただきましてありがとうございました。

■ 総合司会（池上 氏）

会場の皆様、長時間にわたり大変熱心に討論をご清聴いただき、まことにありがとうございます。また、ご登壇いただいた総務省 池本様、法務省 高宅様、外務省 山本様、文部科学省の前川様、厚生労働省 岡崎様、そして外国人集住都市会議首長の皆様、コーディネーターを務めた井口先生、山脇先生、本当に疲れさまでございました。どうぞ今一度拍手をお願いします。（拍手）

それでは、これより会場準備のために10分ほどの休憩をとらせていただき、16時35分より再開いたします。



■ フロアからのコメント

総合司会（池上 氏）

これまで第Ⅱ部の討論会を行ってまいりました。

ここで、フロアからコメントをちょうだいしたいと思います。

来賓としてお越しの日本経済団体連合会 井上洋様からコメントを頂戴したいと思います。お願いします。

日本経済団体連合会（井上 洋 氏）



経団連の井上です。本日は、お招きいただきましてありがとうございます。

大変熱心なご討議、ありがとうございました。今日聞いておりますと、自治体側の非常に現状厳しい中で、現実を踏まえたお話をいただき、そして関係省庁の皆さんも真摯にお答えになっていたという印象が残りました。

私自身、ここ数年、日本経団連において、外国人受け入れ問題の担当をしてまいりまして、外国人集住都市会議も毎年東京と地方で開催する際必ず出ていますが、これほど議論がかみ合っている年はなかったのではないかという感じがします。これは、政府の施策がそろい始めたというのが深く影響していると思います。しかし、施策が整っても、そのもとになる基本的な方針がしっかりできているのかというところが、今日の議論の焦点だったのではないかと思いまして、その辺もう少し聞きたかったという感じがします。

今日のお話を聞いていまして、三つキーワードでとらえられるのではないかということをお話したいと思います。

一つは総合性ということです。総合的に施策を展開するということですが、皆さんも新聞紙上でご覧になっているかもしれません、経団連で昨日、「人口減少に対応した経済社会のあり方について」という提言を発表しました。この中で、経団連としては初めて「移民政策」という言葉を使いました。考え方としては、今まで経団連が出してきた受け入れ施策の延長線上にあるものですが、定住を前提として総合的な移民政策をそろそろ考えないといけないということです。これに関しては、現実を踏まえたらそれは無理ではないかという見方もあるかもしれません、現実に215万人の外国人の方々が今、日本にいらっしゃるわけですから、それをベースにしながら、より総合的な施策と体制、先ほど移民庁設置のご提案もございましたが、せめて担当大臣を内閣に置いていただくことからはじめてはどうかと考えます。例えば男女共同参画のような大臣が既にいらっしゃるわけで、外国人受け入れ問題担当大臣というのをぜひ内閣に置いていただきたいというのが、昨日の提言にも書かれています。

2番目は、迅速な実行ということあります。既に雇用対策法が施行されて、就労管理の徹

底が図られました。これは企業にとっては規制強化であります、経団連としてぜひやってほしいという提言をいたしまして、厚生労働省にご対応いただきました。これから外国人基本台帳、そして外国人登録の制度改正で近い将来在留カード制度ができるますが、やはり時間がかかり過ぎていると感じます。もっとスピーディーにやっていただきて、現実に即した対応をしていただくことが必要なのではないかと思っております。

最後のキーワードは、現実を踏まえるということです。これはどういうことかと申しますと、二つございまして、短期的には今申し上げたように215万人の外国人が日本にいらっしゃる中で、日本は今景気後退の局面に入っているわけです。景気後退の影響を最初に受けるのは外国人雇用の部分です。

私自身、東京外国語大学のお仕事の関係で上田市を調査させていただきました。グローバル競争の激しい分野のお仕事をしている企業がたくさん立地している上田市ですが、現実問題として100人単位、200人単位の日系人の雇用が一夜にして失われるということが起きています。これが全国的な景気後退の中で、どういう形で進行するかという現実を踏まえる必要があるということです。

もう一つは、中長期的に日本は人口減少がさらに進むという現実を踏まえるということです。少子化対策というのは今始めて20年後によく影響を及ぼすことができるというものですので、今考えるべきことであり将来の話ではないということです。総人口が減り、そして生産年齢人口が減るという現実を踏まえて、先ほど申し上げました移民政策、定住を前提とした、あるいは永住等も踏まえた外国人受け入れ施策というものをぜひ考えていかなければならぬと思う次第であります。

今日は比較的企業に対するプレッシャーが少なかったとは思うのですが、経団連が以前出した提言(第2次提言)では、地域における企業の役割として、例えば自治体や国際交流協会、あるいはNPOが連携する活動のために必要な資金を供給・確保する基金の造成に企業が協力をしたらどうかということを書かせていただきました。現実問題として、なかなか企業は、このような景気状態だと厳しいですが、やはり社会的責任というのは納税だけではなくて、そういった地域的に非常に大きな問題が起きているときに、スピーディーに対応するための支援というものも必要だと思いますので、企業の積極的な関与を期待したいと思います。既に愛知県が基金の設立を実現させましたので、といったモデルをぜひ全国に広げていただければと思っています。

最後に、「多文化共生社会」という言葉を井口先生がお使いになりましたが、この「多文化」までは当然のこととしても、「共生」という言葉で良いのか、私自身もまだまだ勉強で、しっくり来ないところがあります。ほかにかわる言葉があるかという問題はあるのですが、多様な価値観、文化、あるいは言語を尊重できるような日本社会になるということをめざして、自治体のみならず、国、企業、そして市民団体、それから住民が連携をするというのが、おそらくこの世界の目標になるのではないかと思います。それが将来的に見れば、人口減少社会への対応として非常に有効ではないかということを実感いたしました。

本日は、いろいろお話を来ていただき、大変勉強になりました。ありがとうございました。



■ 総合司会（池上 氏）

井上様、ありがとうございました。

今日は2部構成に分かれまして、外国人集住都市会議を進めてまいりました。

まず第Ⅰ部では、各地域ブロックが2年間、同じテーマで調査研究を行ってきた結果として提言を発表いたしました。第Ⅱ部では、省庁の方々にもご登壇いただきまして、討論会が進められたわけであります。

本日、席は満席であります。470名の皆様にお集まりいただきました。遠くは福島県、あるいは福岡県からもお越しくださった方がいらっしゃいます。本当にありがとうございます。

それでは、いよいよフィナーレです。

[ビデオ上映]

● みのかも宣言

■ 総合司会（池上 氏）

それでは、外国人集住都市会議首長の皆様、ご登壇をお願いします。

「外国人集住都市会議 東京2008」も、いよいよ終盤になってまいりました。この後、宣言案の採択に入りますが、もし撮影をご希望の方、後ろの方の邪魔にならない範囲で前方に出てきていただいても構いません。撮影をご希望の方、前方にどうぞお越しください。

今年2008年は、日本からブラジルへ最初の移民が渡ってから100年という節目に当たっています。日本とブラジルの関係が新たなステージに入ったように、日本で暮らす日系人の方、外国人の方々の受け入れについても大きな変化が求められているところであります。こうした重要なタイミングをとらえての宣言案です。

それでは、座長の渡辺直由美濃加茂市長から「みのかも宣言」(案)についてご紹介をいただきたいと思います。

外国人集住都市会議は「多文化共生社会をめざして～すべての人が参加する地域づくり～」をテーマに2年間取り組んでまいりました。本日ご参加いただいたすべての皆様と日本社会へ向けてのメッセージであります。

それでは渡辺市長、お願ひいたします。

■ 美濃加茂市長（渡辺 氏）



それでは、「みのかも宣言」を読ませていただきます。皆様お手元の資料1ページ目でございます。少し短くしていますので、お許しください。

外国人登録者数は、この10年間で約5割近く増加しており、長期滞在化が進み、地方の経済を支える役割とともに、地域社会でも重要な構成員としての役割を担っています。

しかし、外国人を取り巻く課題は山積しており、もはや地方自治体や民間団体などの独自の取り組みには限界があり、国は確固とした外国人施策を打ち出し、早急に課題の解決に取り組まなければなりません。

一方で、こうした課題ばかりではなく、異なる文化的背景を有する者同士が共にまちづくりの議論に参加することで、新たな価値観、地域文化が創出されるという可能性があります。

そこで、私たちは以下のとおり宣言します。

第1に、外国人集住都市会議は、「生活者としての外国人と地域コミュニティとの関わり」、「地域における企業の外国人への支援及び自治体との連携」、「外国人の子どもの教育について」の



3つの提言を行い、その推進に努めます。そして、これらの課題の具体的な解決に向けて、国としての外国人政策を総合的に企画・立案し、関係省庁に対し強い主導力を発揮し、着実に推進できる新たな組織の設置を国に提言します。

第2に、外国人集住都市会議は、外国人住民が、自立し、地域で円滑なコミュニケーションを図り、まちづくりに参画できるよう日本語学習支援の体制づくりを国、県、NPOや経済界などと連携・協力して取り組んでいくとともに、外国人住民が生活や就学・就労に必要な日本語を習得するための機会を保障することを国に提言します。

第3に、外国人集住都市会議は、全国的に広がりを見せており外国人住民にかかる課題について、会員都市が積み重ねてきた経験と実績を生かし、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。2008年10月15日、外国人集住都市会議。

皆様、ありがとうございます。いま一度ご賛同に対しまして拍手をお願いいたします。(拍手)

私たちは、これからもすべての人が参加する多文化共生社会の実現に向けて、皆さんと一緒に力を合わせて努めてまいりたいと思います。本日は皆様、ありがとうございました。

総合司会（池上 氏）

会場の皆様、ご賛同の拍手、大変ありがとうございます。

それでは、この「みのかも宣言」を、座長の渡辺市長から省庁の皆様方、そして経団連へこの場で提出させていただきたいと思います。各省の皆様、そして経団連の井上様におかれましては、ご一緒にご登壇をお願いいたします。

なお、ご都合でご退席された方もいらっしゃいますので、今ここで受け取る方、お名前が違う場合もございます。あらかじめご了承いただけすると幸いです。

それでは、まず総務省 池本様にお願いいたします。続きまして、法務省 高宅様。外務省 松永様。文部科学省 大森様。厚生労働省 岡崎様。そして日本経団連 井上様。

● 次期座長あいさつ

■ 総合司会（池上 氏）

それでは最後になりますが、来年度から外国人集住都市会議の座長になります清水聖義太田市長から閉会のごあいさつをお願いいたします。

■ 太田市長（清水 氏）



美濃加茂市が本当に立派に2年間をこなしてこられまして、今宣言が行われたわけありますけれども、考えてみれば浜松で第1回が開かれました。そのときは、まだまだこんなに大きな規模の集住会議が開かれたわけではありません。でも、考えてみますと、あれ以来、今日に至るまで、今いろんな議論を聞いていましたけれども、大体内容は同じであります。

これは、ある意味では悲しむべきことではないでしょうか。できれば、私の代で集住会議は終わりにして、もう外国人と日本人は全く変わりなく、そんな何も問題なく、お互いにお互いが尊重できるような社会になっているよと言われるような時代を迎えられればと思っています。

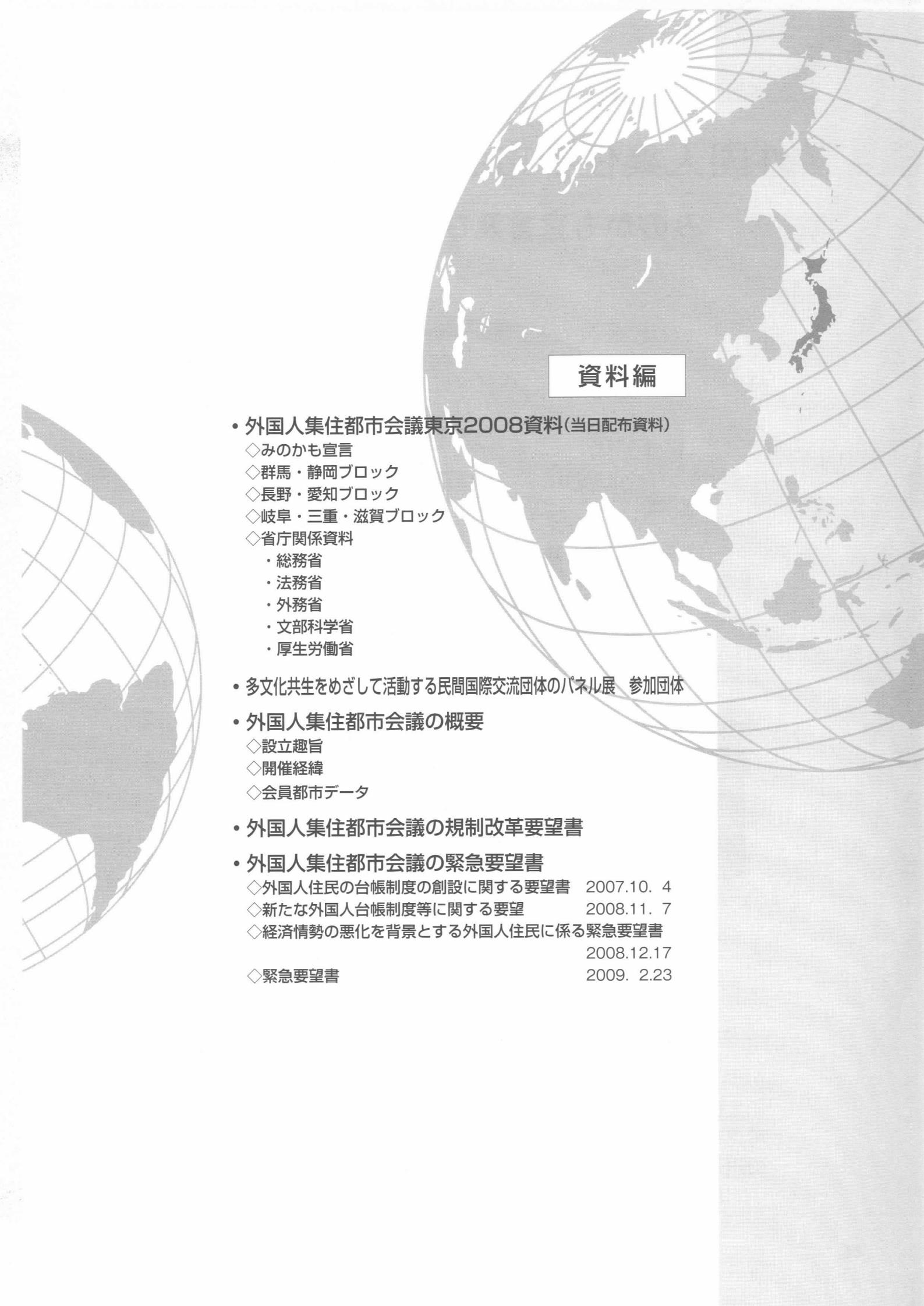
今日は、5省の方がいらっしゃってまして、本当にいい答弁をいただきましたけれども、やはり自治体が感じていること、つまり外国人が住んでいるのはそれぞれの自治体です。悩みを持っているのも、それぞれの自治体です。ですから、国は自治体の言うことを聞いて、実行に移せばそれで問題はすべて解決するわけでして、このことができないがゆえに、延々と会議が継続すると。ある意味でどんなものかなというような感じがするわけであります。美濃加茂市にはもちろん、私どもはそんな力はありませんけれども、できるだけ早い終結を見るために、私ども全力を尽くして2年間取り組んでいくつもりでありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

今日は本当に大勢の皆さん方のご参加をいただいて、このようなすばらしい会議ができたことに心から感謝を申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。本当にありがとうございました。

■ 総合司会（池上 氏）

清水市長、ありがとうございました。

これをもちまして、「外国人集住都市会議 東京2008」、すべての日程が終了いたしました。本日は長時間にわたり、また遠方からのご参加をいただき、まことにありがとうございました。いま一度首長の皆様に拍手をお願いします。（拍手）



資料編

- 外国人集住都市会議東京2008資料(当日配布資料)

- ◇みのかも宣言
- ◇群馬・静岡ブロック
- ◇長野・愛知ブロック
- ◇岐阜・三重・滋賀ブロック
- ◇省庁関係資料
 - ・総務省
 - ・法務省
 - ・外務省
 - ・文部科学省
 - ・厚生労働省

- 多文化共生をめざして活動する民間国際交流団体のパネル展 参加団体

- 外国人集住都市会議の概要

- ◇設立趣旨
- ◇開催経緯
- ◇会員都市データ

- 外国人集住都市会議の規制改革要望書

- 外国人集住都市会議の緊急要望書

- ◇外国人住民の台帳制度の創設に関する要望書 2007.10. 4
- ◇新たな外国人台帳制度等に関する要望 2008.11. 7
- ◇経済情勢の悪化を背景とする外国人住民に係る緊急要望書
2008.12.17
- ◇緊急要望書 2009. 2.23

外国人集住都市会議 東京 2008

みのかも宣言及び提言、資料編



多文化共生社会をめざして
～すべての人が参加する地域づくり～

外国人集住都市会議

太田市・大泉町・上田市・飯田市・大垣市・美濃加茂市
可児市・浜松市・富士市・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市
菊川市・豊橋市・岡崎市・豊田市・西尾市・小牧市・知立市
津市・四日市市・鈴鹿市・伊賀市・長浜市・湖南市

みのかも宣言 ～すべての人が参加する地域づくり～

南米日系人を中心に多数の外国人住民が暮らす地方自治体で組織する外国人集住都市会議は、「浜松宣言」(2001年)、「豊田宣言」(2004年)、「よっかいち宣言」(2006年)などを経て、外国人住民の定住化により外国人登録制度などの諸制度が実態からかい離している現状に対して、国などに制度改革を提言するとともに、自らの取り組みを強化してきた。

外国人登録者は2007年末に215万人を超える、この10年間で約45%増となり、今後も増加すると予想される。また、これまで、短期的な滞在とみなされ、まちづくりへの参画が少なかった外国人であるが、長期滞在化が進み、今や、地域の経済を支える役割とともに、地域社会でも重要な構成員としての役割を担う存在となっている。

しかし、言葉の壁や文化・習慣の違いから生じる様々な摩擦、間接雇用などの不安定な就労形態、子どもの教育など、外国人を取り巻く課題は山積しており、もはや地方自治体や民間団体などでの独自の取り組みには限界がある。世界規模の人口移動の潮流の中で、国は確固とした外国人政策を打ち出し、早急に課題の解決に取り組まなければならない。

一方で、こうした課題ばかりではなく、異なる文化的背景を有する者同士が、共にまちづくりの議論に参加することで、新たな価値観・地域文化が創出されるという可能性もある。

外国人集住都市会議は、日本人住民と外国人住民が、互いの文化や価値観に対する理解と尊重を深めるなかで、健全な都市生活に欠かせない権利の尊重と義務の遂行を基本とした多文化共生社会の形成に向け、以下のとおり取り組んでいくことを宣言する。

第1に、外国人集住都市会議は、「生活者としての外国人と地域コミュニティとの関わり」、「地域における企業の外国人への支援及び自治体との連携」、「外国人の子どもの教育について」の3つの提言を行ない、その推進に努める。そして、これらの課題の具体的な解決に向けて、国としての外国人政策を総合的に企画・立案し、関係省庁に対し強い主導力を発揮し、着実に推進できる新たな組織の設置を国に提言する。

第2に、外国人集住都市会議は、外国人住民が、自立し、地域で円滑なコミュニケーションを図り、まちづくりに参画できるよう日本語学習支援の体制づくりを国、県、NPOや経済界などと連携・協力して取り組んでいくとともに、外国人住民が生活や就学・就労に必要な日本語を習得するための機会を保障することを国に提言する。

第3に、外国人集住都市会議は、全国的に広がりを見せている外国人住民にかかる課題について、会員都市が積み重ねてきた経験と実績を生かし、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく。

2008(平成20)年10月15日
外国人集住都市会議

多文化共生社会の形成に向けての課題

26都市の取り組み 及び 国等への提言

1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改正以降、外国人住民が急激に増加し、子どもの教育問題や社会保障、行政情報の多言語化など、今まで想定していなかった課題が地域において顕在化し、外国人に関する法制度の見直しが急務となっている。

こうした中、2008年3月に、政府は「規制改革推進のための3か年計画」を改定して閣議決定し、外国人の住民台帳制度の整備等のための法案を2009年通常国会に提出することとした。また、法務省第五次出入国管理政策懇談会が、「新たな在留管理制度に関する提言」を、さらには、総務省と法務省が、「適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想」を発表している。

また、2008年6月には、参議院少子高齢化・共生社会に関する調査会が、「少子高齢化・共生社会に関する調査報告（中間報告）」を行っている。

このように、外国人政策の見直しに向けて、国の動きが活発化する中、外国人集住都市会議では、外国人住民の急増に伴い、直面する様々な課題に取り組み、調査・研究を重ねてきた。

このたび、その成果として、「生活者としての外国人と地域コミュニティとの関わり」、「地域における企業の外国人への支援及び自治体との連携」、「外国人の子どもの教育について」の3つの視点から以下のとおり提言をするものである。

群馬・静岡ブロック**生活者としての外国人と地域コミュニティとの関わり**

外国人住民が「生活者」として地域で日本人住民と共に安心して暮らしていく上では、依然として法制度等が十分に整っていないことや、言葉の壁によりコミュニケーションが適切に図られないなど、外国人住民だけではなく、地域住民、さらには経済界などから不安の声が寄せられ、外国人を取り巻く課題は山積している。

一方、国においては、「経済財政改革の基本方針 2008 について」(いわゆる「骨太の方針 2008」)に、今後、高度人材の受け入れ拡大との方針が盛り込まれ、既に、8月にはインドネシアとの経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候補を受け入れたところである。また、与野党それぞれも外国人労働者受け入れの提言をまとめるなど、外国人の受け入れをめぐる議論は予断を許さない状況である。

こうしたなか、「生活者」としての外国人住民の課題を整理するとともに、地域における共生に欠かすことのできない「日本語」について、今般、以下の2つの調査を行った。

調査1 日本語能力や日本語学習についてのヒアリング調査（有意抽出）

(一定の期間を定め、行政手続きや相談等のために、外国人集住都市の窓口を訪れた外国人10人程度を対象)

調査2 外国人集住都市で開催している日本語教室の状況調査

国においては外国人受け入れに関する本格的な検討局面を迎えており、今回の調査結果を参考として、「生活者」としての外国人住民に視点を置き、「日本語学習支援と多言語対応について」「災害時の支援等について」の2つの観点から、以下の提言を行うものである。また、ブロックにおける調査や検討から、多文化共生社会の実現には受け入れ側の意識改革、また、社会制度やシステム整備を急ぐ必要があることから、「生活しやすい環境整備について」を併せて提言する。

1 日本語学習支援と多言語対応について**1 現状と課題**

今回行ったヒアリング調査に回答した外国人のうち、約6割は日本における滞在通算年数が9年以上であり、滞在の長期化を示している。

来日時の日本語能力については、「まったく日本語ができないまま来日した」と答えた外国人は約5割であり、「あいさつ程度で来日した」という回答は約2割であった。現在の日本語については、約6割近くが「日常会話はできる」と回答したものの、読み書きとなると約2割が「全くできない」、「カタカナ・ひらがなは可能」が約4割であった。

読み書きにかなり問題のある状況を反映する結果として、相当数の外国人が、「高速道路では、ハザードランプを点灯させ、前後の車に注意を喚起します」といった漢字を含んだ災害時の注意事項等が「全くわからない」と答えている。

また、火災発生時の消防署への通報についても、約3割が「全くできない」と回答し、約2割は、「近くに何か目標がありますか?」などの消防署からの通常問い合わせが十分理解できず、より平易な言葉への言い換えを必要とした。こうしたことから、行政情報等を確実に伝えるためには、多言語を用いることは不可欠であり、かつ、日本語による情報提供は、少しでも外国人にわかりやすい言葉を使うことが大切である。

9割を超える外国人が「日本語は仕事のメリットになる」と感じ、かつ、8割が「学習したい」と希望している。しかしながら、現在、日本語を学習しているかの設問には約7割強が「していない」と回答し、その理由として、「時間がない」を一番にあげている。また、学習環境としては、「職場で学習したい」という希望も多く聞かれた。

ヒアリング調査と同時に、外国人集住都市内で実施されている日本語教室についても状況調査を行った。外国人集住都市内では、自治体やNPO団体、あるいはボランティア団体が自ら、また協働しながら外国人の日本語学習を支援している。しかしながら、外国人が学習意欲を持ちながらも学習していないという調査結果から、インセンティブ不足のため日常生活のなかで日本語学習が優先されない状況や、日本語学習支援の専門家やボランティアの不足、さらには現状の日本語教室の形態や内容が、外国人の多様なニーズに必ずしも適合できていないことなどが懸念される。

外国人の在留をめぐる国レベルの検討のなかで、在住外国人の日本語能力についても議論されていることも踏まえ、日本語学習支援の在り方や体制を整える必要がある。

2 26 都市の取り組み

すべての外国人集住都市において、日本語教室の開催など外国人が日本語を学ぶ機会を提供している。また、広報紙をはじめとする行政情報の多言語化や多言語による生活相談の実施など、外国人の日本語支援と多言語対応の充実を図っている。

磐田市では、庁内組織の多文化共生社会推進庁内連絡会を通じて、ルビふりや外国人にわかりやすい日本語使用を推進し、大泉町においては、職員を対象に「わかりやすい日本語で接するための研修」を実施している。また、浜松市、富士市、豊橋市、鈴鹿市では日本語指導のボランティアの育成を図っている。

3 国、県、経済界への提言

国への提言



- ① 生活に必要な日本語の習得機会を保障する制度を創設する。
- ② 在留資格の取得や期間の変更・更新において、日本語能力に応じた優遇措置を設ける。
- ③ 外国人の日本語学習ニーズに対応できる人材の育成と配置を図る。
- ④ 文化庁等において行われている日本語学習支援について、生活言語としての日本語の習得支援を充実させる。
- ⑤ 行政情報の多言語化と併せ、外国人にもわかりやすい日本語を使用するガイドラインを策定する。
- ⑥ 全国共通の行政情報は国において多言語化する。

県への提言



- ① 県内共通の行政情報は県において多言語化する。

経済界への提言



- ① 職場内日本語教室を開催するなど外国人労働者が日本語を学習する時間が確保できるよう支援を行う。
- ② 日本語能力が昇給や昇格などの評価に反映され、安定した雇用につながる仕組み作りをする。

2 災害時の支援等について

1 現状と課題

近年は、大規模な災害が多く発生し、外国人が被災者・要援護者となる可能性も非常に高い。また、核家族化の進展や独居老人の増加などが進む状況下で、災害時に国籍を越えての助け合いも不可欠である。

国においては、「多文化共生推進プラン」の策定に続き、「防災ネットワークのあり方」をまとめるなど防災支援を重要視している。

外国人集住都市においても、外国人を対象とした防災訓練を実施したり、多言語による避難マップ等をポルトガル語を中心に作成している。今後、多国籍化が進展することが予想されるなか、すべての言語に対応することは困難であり、外国人住民が少ない自治体では、各種の情報を多言語化することに苦慮しているのが現状である。

「1 日本語学習支援と多言語対応について」の部分で例示したように、今回行ったヒアリング調査のなかで、「地震発生時の注意事項が理解できない」、また、「消防署へ通報できない」など災害時に日本語でのコミュニケーションが不可能な外国人が相当数存在したことは見過せない。こうしたことから、外国人住民への災害対策は十分と言えず、早急な災害支援の充実が必要である。

2 26 都市の取り組み

すべての外国人集住都市では、地震や防災のガイドブックやマップを多言語により作成しているほか、外国人を対象とした防災教室等の開催や自治会と連携した避難訓練の実施などに取り組んでいる。

可児市では、ポルトガル語と英語による災害時緊急メール配信サービスを開始した。四日市市では、エフエム放送局と連携し、ポルトガル語による防災情報を提供するとともに、発災時に4ヶ国語で情報が発信できるよう準備している。

豊田市では外国人災害サポートボランティアの養成講座を開催している。

3 国、県、経済界への提言

国への提言



- ① 自治体における災害支援について、国が実施主体となり全国をネットワーク化するシステムを構築するとともに、自治体への人的支援を行う。
- ② 消防署への緊急通報用に、通報者・消防署・通訳の三者が会話できるようなサポートセンターを設置する。
- ③ 入国時に外国人に対し、災害時の心得や注意などのオリエンテーションを実施する。
- ④ 災害時に外国人住民の居住実態が正確に把握できる体制を整備する。



県への提言

- ① 県内自治体が必要とする防災情報や防災マップなどの多言語化を一元化して行う。
- ② 多文化共生社会に対応できる災害ボランティアの確保ならびに育成を行う。
- ③ 通訳ボランティアの確保ならびに育成を行う。



経済界への提言

- ① 安全性の確保のみならず、円滑な業務再開の観点からも外国人労働者に対する防災・防火の教育や訓練を日ごろより実施する。
- ② 災害発生時のインフラに関する情報提供、また、災害時の伝言サービスなどについて多言語にて実施する。

3 生活しやすい環境整備について

1 現状と課題

外国人の長期滞在化、高齢化が進展しているなかで、税や社会保険の納付をめぐる新たな課題も生じている。税や社会保険などの現行制度の仕組みは日本人にさえわかりづらく複雑である。税制度を例にあげると、税の種類により、現年課税と翌年課税があり、課税方式が異なる。また、個人住民税の納税方法は特別徴収と普通徴収に大別され、外国人は特別徴収が法定化されている事業所勤務であっても、普通徴収となっているケースが多い。社会保険制度の例では、被用者保険は、雇用主と労働者が折半で保険料を負担し、国民健康保険は、自治体ごとに「料」「税」に分かれ、賦課方式、算定方法も異なる。こうした複雑な現行制度は外国人に十分に理解してもらうための措置がほとんどとられておらず、永住を前提としない外国人の実情に即していない面もある。さらに、転居、転職などの移動の多さや雇用環境などの課題もあり、外国人を取り巻く納税環境も十分とはいえない。このような現状が個人住民税等の滞納を招き、結果的に納税の義務が果たされていないことも否めない。

一方、ホスト社会側においては、地域に住宅を購入しようとした外国人の転入を拒絶するという事態も起こっている。今回のヒアリング調査で、「地域で日本人と暮らしていくためには日本語でのコミュニケーションや日本のルールを守ることが必要」という回答が多く寄せられた。その反面、「差別されていると感じた」、あるいは「感じている」と訴えた外国人が少なからずあったことは看過できず、受け入れ側の意識改革も重要な課題である。

日本人住民と外国人住民が互いの文化や価値観に対する理解を深め、健全な都市生活に欠かせない権利の尊重と義務の遂行を確立するため、今後の外国人受け入れの検討過程において、受け入れ社会側の在り方や誰にもわかりやすい税や社会保障の制度づくりについても議論し、外国人が生活しやすい環境整備を進める必要性を強く感じる。

2 26 都市の取り組み

すべての外国人集住都市において、外国人のための生活ガイドブックなどを配布したり、転入時にオリエンテーションを実施するなど、地域における円滑な生活を支援している。

大垣市や菊川市、長浜市では、日本人住民に向けた出前講座を実施し、市の外国人の現状や施策の紹介などを通じて多文化共生意識の啓発を図っている。大泉町においては、「文化の通訳登録制度」を設け、日本の生活や習慣等を正しく伝えることのできる人材育成を図っている。

湖南市では「外国人市民会議」を、伊賀市では「外国人住民協議会」を設置して外国人住民のネットワークづくりを推進するとともに課題の解決を図っている。浜松市においては、市の付属機関として「外国人市民共生審議会」を設置して、外国人市民の市政参加を促している。

3 国、県、経済界への提言

国への提言



- ① 個人住民税の現年課税、所得税と個人住民税の一括源泉徴収など、外国人ばかりでなく誰にもわかりやすい税制度を検討する。
- ② 短期滞在、定住、永住等、外国人の滞在形態の実情も視野に入れ、誰もが理解しやすい社会保険制度を検討する。
- ③ 入国時や在留資格・期間更新時に税制度や社会保険制度を正しく理解してもらえるようにオリエンテーションを実施するとともに、税務署等に通訳を配置する。また、地方自治体における税制度の説明や納税相談の通訳対応等の支援を行う。
- ④ できるだけ早い時期から、学校教育のなかで人権教育とともに多文化共生に関する教育を実施する。
- ⑤ 正しい情報が伝えられるよう、自治体における通訳配置に財政支援を行うとともに、国の機関による研修など行政通訳の育成を図る。

調査1 日本語能力や日本語学習についてのヒアリング調査（抜粋）

□調査について

有意抽出による日本語能力や日本語学習についてのヒアリング調査

- ・外国人集住都市会議会員である 26 都市で実施
各会員都市の窓口に、行政手続きや相談等に訪れた外国人それぞれ 10 人程度を対象
- ・調査実施時期 平成 20 年 6 月～ 8 月
- ・主な調査内容
「日本語能力」「日本語と生活・仕事」「日本語学習」など



通訳によるヒヤリング調査

調査回答者について

1 回答者数 252 人

(女性 : 151 人、男性 : 101 人)

2 年代

| | |
|------|-----|
| 10 代 | 8 人 |
| 20 代 | 77 |
| 30 代 | 102 |
| 40 代 | 44 |
| 50 代 | 15 |
| 60 代 | 3 |
| 不 明 | 3 |



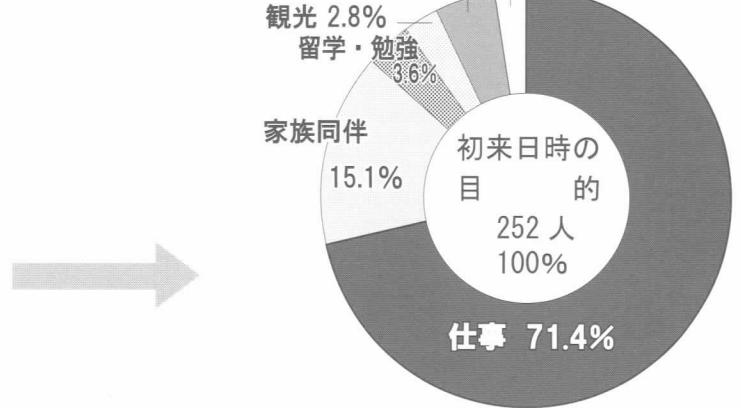
3 初来日した年

| | |
|-------------|-----|
| 1980 年以前 | 1 人 |
| 1980 ~ 1985 | 2 |
| 1986 ~ 1990 | 32 |
| 1991 ~ 1995 | 78 |
| 1996 ~ 2000 | 73 |
| 2001 ~ 2005 | 46 |
| 2006 ~ | 19 |
| 不 明 | 1 |



4 初来日時の目的

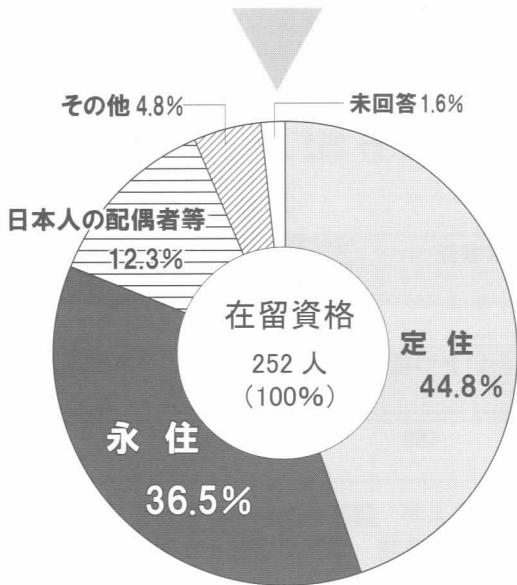
| | | |
|-------|-------|--------|
| 仕 事 | 180 人 | 71.4 % |
| 家族同伴 | 38 | 15.1 |
| 観 光 | 7 | 2.8 |
| 留学・勉強 | 9 | 3.6 |
| その他 | 12 | 4.8 |
| 未回答 | 6 | 2.4 |
| 計 | 252 | 100.0 |



※ 有意抽出による調査

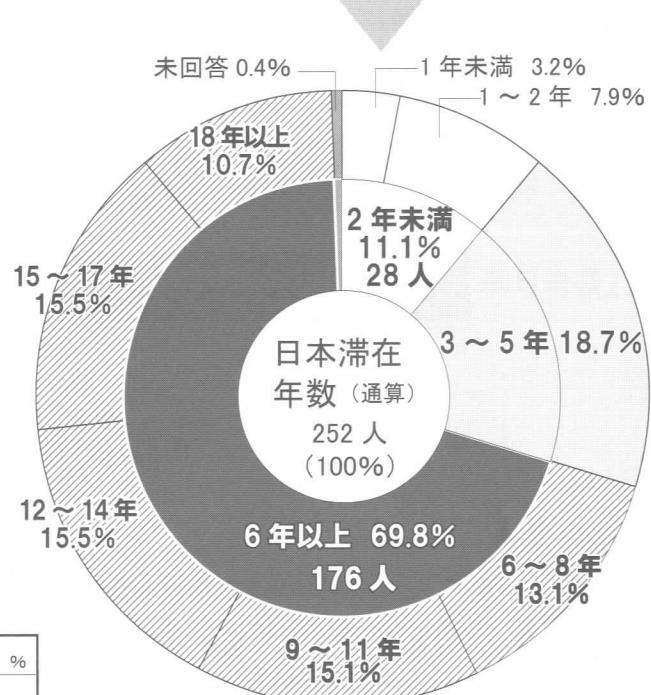
5 在留資格（どんな資格で滞在していますか？）

| | | |
|----------|------|-------|
| 定住 | 113人 | 44.8% |
| 永住 | 92 | 36.5 |
| 日本人の配偶者等 | 31 | 12.3 |
| その他 | 12 | 4.8 |
| 未回答 | 4 | 1.6 |
| 計 | 252 | 100.0 |



6 日本での滞在期間（通算）

| | | |
|--------|-----|-------|
| 1年未満 | 8人 | 3.2% |
| 1～2年 | 20 | 7.9 |
| 3～5年 | 47 | 18.7 |
| 6～8年 | 33 | 13.1 |
| 9～11年 | 38 | 15.1 |
| 12～14年 | 39 | 15.5 |
| 15～17年 | 39 | 15.5 |
| 18年以上 | 27 | 10.7 |
| 未回答 | 1 | 0.4 |
| 計 | 252 | 100.0 |



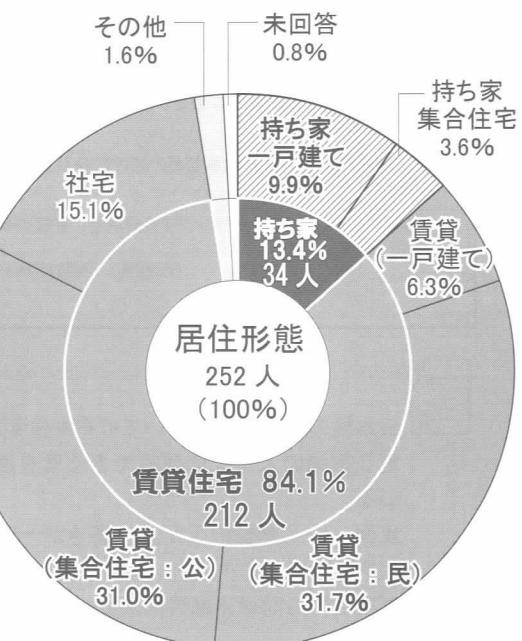
7 居住形態

| | | |
|------------|-----|-------|
| 持ち家（一戸建て） | 25人 | 9.9% |
| 持ち家（集合住宅） | 9 | 3.6 |
| 賃貸（一戸建て） | 16 | 6.3 |
| 賃貸（集合住宅：民） | 80 | 31.7 |
| 賃貸（集合住宅：公） | 78 | 31.0 |
| 社宅 | 38 | 15.1 |
| その他 | 4 | 1.6 |
| 未回答 | 2 | 0.8 |
| 計 | 252 | 100.0 |

8 家族構成（複数回答可）

| | | |
|-----|-----|-------|
| 一人 | 17人 | 4.3% |
| 夫婦 | 166 | 41.6 |
| 子ども | 153 | 38.3 |
| 親 | 26 | 6.5 |
| その他 | 26 | 6.5 |
| 未回答 | 11 | 2.8 |
| 計 | 399 | 100.0 |

家族等と一緒に
住んでいる
224人 (88.9%)
回答者 252人 - (一人暮らし + 未回答者)



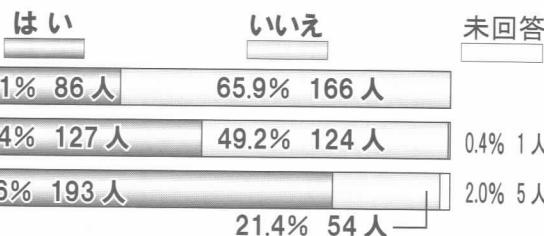
※有意抽出による調査

日本語について①（日本語の使用について）

各合計 252 人

- ・日本語の使用について教えてください

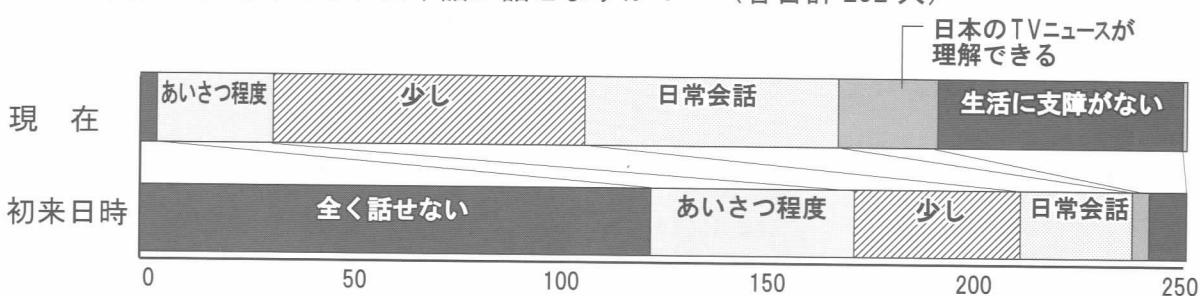
- 1 ブラジルで日本語を使っていましたか？
- 2 現在、家庭で日本語を使っていますか？
- 3 来日後、職場で日本語を使いましたか？



日本語について②（日本語の能力について）

■会話 初来日時にどのくらい日本語が話せましたか？

現在は、どのくらい日本語が話せますか？（各合計 252 人）



- ・日本語が「全くできない」まま、初来日している人が回答者の約半数を占めている。
 ・現在（来日後）は、約6割が「日常会話」以上の日本語会話ができると回答している。

■読み書き

質問A 現在、どのくらい日本語の読み書きができますか？

質問B 下の文章が理解できますか？

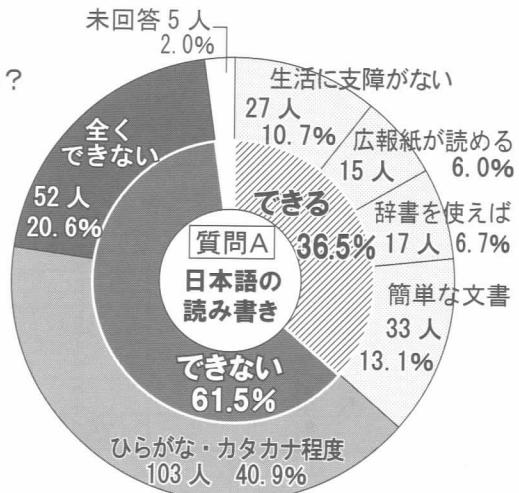
●揺れを感じたら

- 1 急ブレーキは禁物です。ハンドルをしっかりと握り、前後の車に注意しながら徐々にスピードを落とし、道路の左側に停車します。
- 2 エンジンを切り、揺れがおさまるまでは車外に出ず、カーラジオから情報入手します。
- 3 避難の必要がある場合は、車のキーはつけたままにし、ドアをロックしないで、窓を閉めます。
- 4 連絡先を見えるところに書き、車検証などの貴重品を持ち、徒歩で避難します。

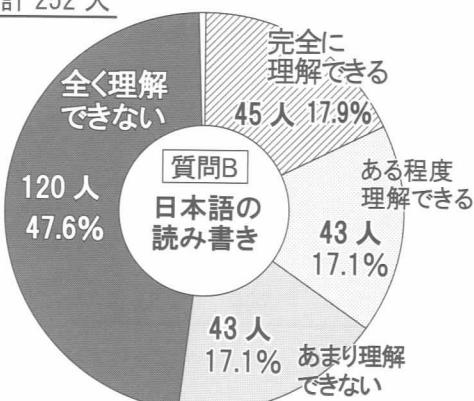
●車での避難は、緊急自動車などの妨げになりますのでやめましょう。

●高速道路では、ハザードランプを点灯させ、前後の車に注意を喚起します。

(総務省 消防庁HPより抜粋)



各合計 252 人



日本語の読み書きについては日常生活において、約3割強の人がほぼ理解できる旨を回答している。

反面、約7割弱の人が読み書きが十分ではない旨を回答しており、サンプルを使ったヒアリング項目にも同様の結果が出た。

※有意抽出による調査

■緊急時の通報

- あなたは緊急時に「119番」に通報することができますか？

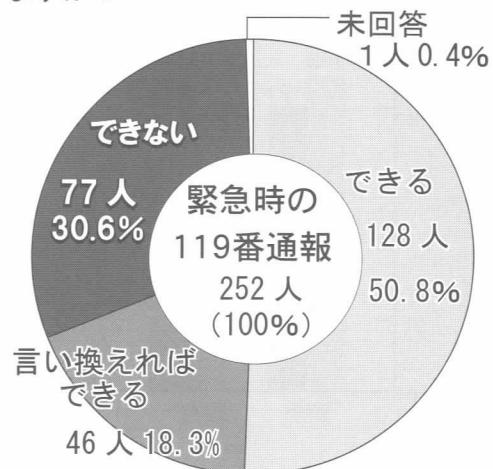
※ 通報時に必要な内容

「火事」か「救急」か。

火事の場合、燃えている対象物や場所の説明など。

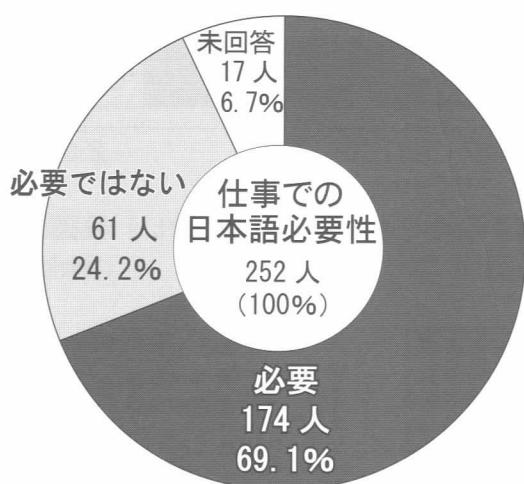


回答者のうち約7割が、聞き手の質問仕方（やさしい日本語を使う・言い換えるなど）によって「消防に通報できる」と答えている。
しかし、約3割は緊急時の通報ができない。

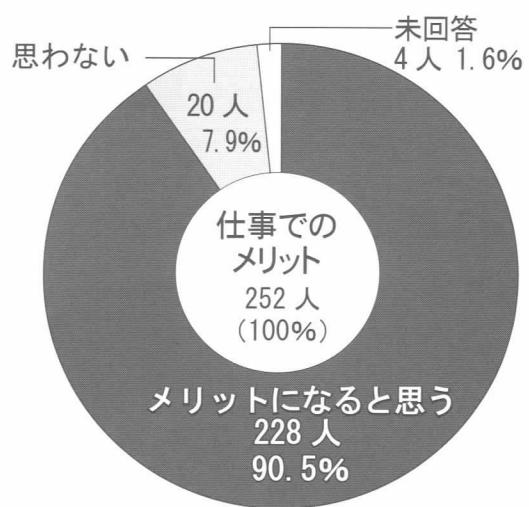


日本語について③（日本語の必要性）

- 今の仕事に日本語は必要？



- 日本語は仕事のメリットになる？



現在の仕事において、「日本語が必要ではない」との回答が約3割である一方、「今後、日本語は仕事のメリットになる」と回答している人が9割を超える。仕事における日本語能力の有益性を多くの外国人が認識している。

ヒヤリング調査回答者例 A



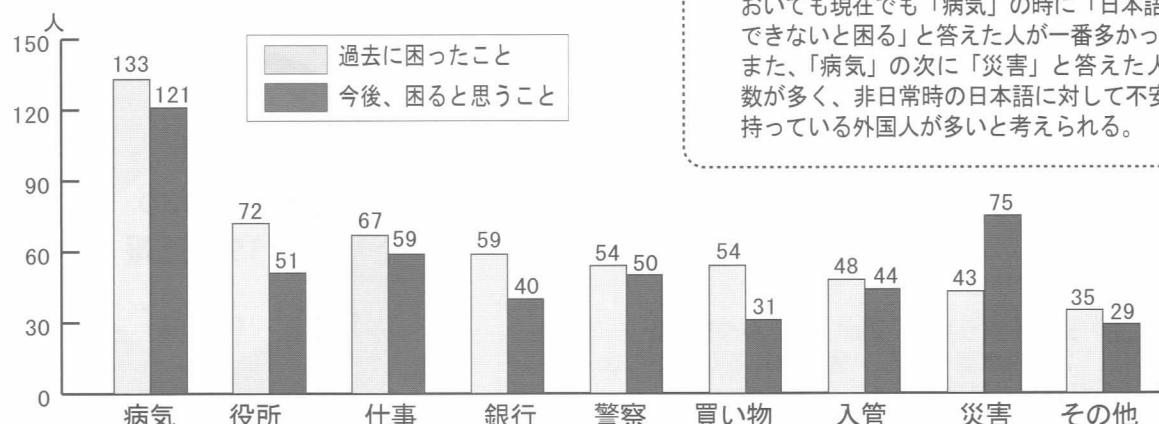
日本に来て10年です。将来はブラジルに帰るつもりなので、子どももブラジル人学校に通わせています。
日本語はまったく話せないけれど、日常の生活では困りません。病院に行く時などは有料の通訳を頼みますが、間に第三者が入るもどかしさもありますし、回数が多くなると支払うお金も大変です。

ヒヤリング調査回答者例 B



10年前に来日。永住権を取得し、ローンで家も買いました。来日時、日本語を話せないことで悔しい思いをしたので、独学で勉強しました。文化や習慣の違いからでしょうか、ちょっとした時に差別を感じることもあり、日系人として複雑な気持ちです。読み書きをもっと勉強したいですが、時間が無いので、会社の中に教室があると良いと思います。

■これまで日本語ができなくて困ったことは?
また、今後困ると思うことは？（複数回答可）

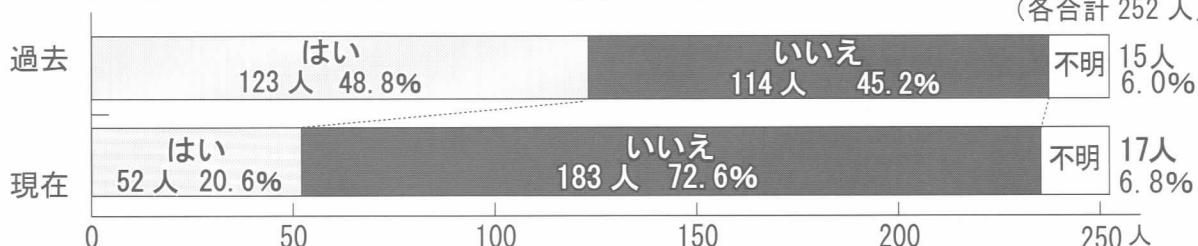


ヒアリング結果から考えられるのは、過去においても現在でも「病気」の時に「日本語ができないと困る」と答えた人が一番多かった。また、「病気」の次に「災害」と答えた人の数が多く、非日常時の日本語に対して不安を持っている外国人が多いと考えられる。

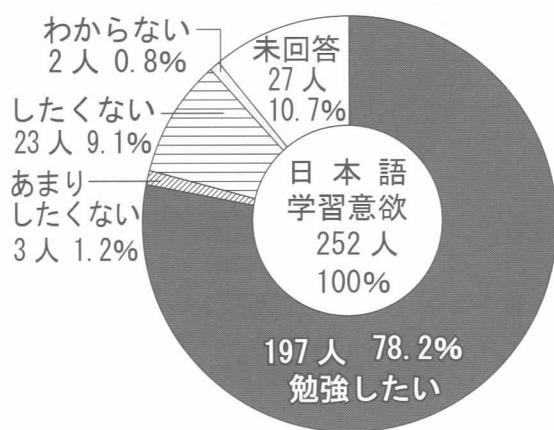
日本語の学習について

■日本語学習をしたことがありますか？ 現在、日本語学習していますか？

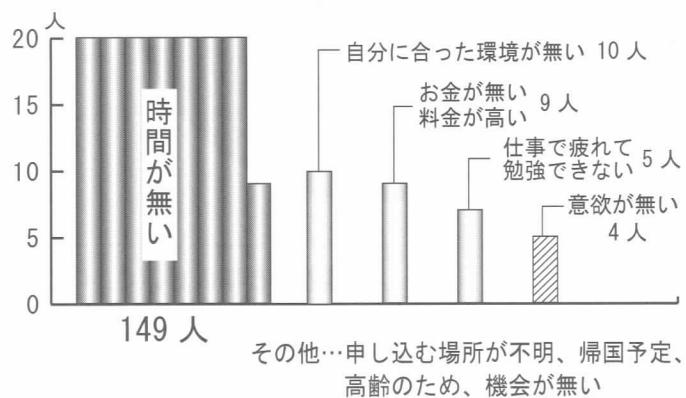
(各合計 252 人)



■日本語を勉強したいですか？



■日本語を勉強できない（勉強しない）要因は？
(196回答中で多い順に抜粋) (複数回答可)



ヒヤリング調査回答者例 C

長年、日本で暮らしています。
日常会話に困らない程度の日本語は話せますが、読み書きはまったくできません。
自宅に届く通知なども、わからないまま捨ててしまったことがあります。
外国人一人が犯罪を起こすと、全ての外国人が悪いと思われてしまうのがとても悲しいです。



※有意抽出による調査

ヒヤリング調査回答者例 D

日本に来て15年です。
来日した時には日本語は話せませんでしたが、一生懸命に勉強しました。仕事の幅も広がり、職場でも何かと頼りにしてもらえるようになりました。
隣り近所の人たちとも親しくなり、地域のイベントや清掃活動などにも子どもと一緒に、積極的に参加しています。



調査2 外国人集住都市会議で開催している日本語教室の状況調査（抜粋）

□調査について

- ・外国人集住都市会議会員である26都市で実施
大人向けの外国人を対象にした日本語教室について、開催している中での課題を抽出した

調査結果より、すべての都市において日本語教室を実施しているが、反面多くの課題があることがわかった。

各教室が抱えている課題のうち、代表的なものを4点「指導者に関すること」「受講者に関すること」「場所に関すること」「講座内容に関すること」に整理し、今後の地域での日本語教室の運営や実施の検討課題としたい。

指導者に関すること



- 人材が不足している。
受講希望者に対して、指導者の数が不足している。
- 多くの日本語教室がボランティアの善意に頼って運営している。
- 「ボランティア」という位置づけについての難しさ。継続性や交通費、責任などについての判断が難しくなっている。
- 受講者のニーズが多い週末などに活動できるボランティアが少ない。
- 指導者の人数を確保することを優先することになると、講師の質や指導方法についての問題が残る。
- 資質の向上や指導方法を学ぶための研究会や研修会の実施の希望も強い。

受講者に関すること



- 勤務形態により定期的に出席できない。
- 開催されている講座の内容についていけずやめてしまう。
- 多くの教室が、受講生の入れ替わりが激しい。
- 受講者のレベル・ニーズがさまざまである。
- 国籍が多岐にわたってきたことをあげる教室もある。

課題

場所等に関すること



- 教室の場所の確保の困難
- 定期的な場所の確保の要望

講座内容に関するこ

- 個々のニーズに対しての対応の困難さがある。
- 講座形式であっても、レベルの異なる受講者が混在している現状がある。
- 個別指導であってもレベルを判断し、指導者とマッチングしたり内容を決めることが難しい。

長野・愛知ブロック

地域における企業の外国人への支援及び自治体との連携

厚生労働省の推計によれば、2006 年の外国人労働者数（一般永住者を含み、特別永住者及び不法就労者を除く）は、約 75 万人と増加の傾向が続いている。

外国人労働者に関する様々な課題については、雇用対策法の改正が行われたものの、請負・派遣労働者として働く外国人の労働環境の実質的改善にはつながっておらず、社会保険の加入率も依然として低く、大きな前進は図られていない。また、地域の経済状況が悪化する動きが広がる中で、間接雇用の形態で働く多くの外国人労働者の雇用・労働環境は厳しさを増している。

これらの課題や改善については、労働や社会保障関係など制度面の改善の他に、外国人労働者を雇用する企業の法令遵守と実施内容の点検の両面から解決を図る必要がある。総務省の研究会や日本経済団体連合会からも法令遵守を基本とした、企業の社会的責任について提言が行われるようになってきた。国際標準化機構では、企業に関わるすべての利害関係者であるステークホルダーに対して、企業の社会的責任が及ぶとの観点から、民間企業・政府を含む組織の社会的責任を定める ISO26000 を策定中である。このような状況の中で、2008 年度は、企業の社会的責任に関して商工会議所と商工会、及び外国人集住都市への調査をし、研究を行った。

- ① 商工会議所及び商工会に対する調査（調査 1）
- ② 企業に期待する社会的責任に関する集住都市への調査（調査 2）

1 地域の構成員としての企業の社会的責任の啓発と実現

1 現状と課題

派遣・請負契約などの不安定な就労形態にある外国人労働者は増加しており、その定住化も進行している。様々な課題に直面する現在、企業は、外国人労働者を直接・間接に雇用することで利益を受ける地域社会の構成員であることを自覚し、その社会的責任を考える時期を迎えている。

調査 1 の、外国人集住都市内の商工会議所などへの調査から、企業の社会的責任のうち、法令遵守については、広報誌やホームページ等の啓発活動を中心であるが、外国人研修・技能実習生の適正な受け入れを含めて会員企業への法令遵守に關し積極的な働きかけをしている事例がみられた。

「優先度が高いと考えられる企業の社会的責任」については、「社内での日本語教育や資格取得などの能力開発」、「社会保険の加入の確認と加入の徹底」が多い他、能力に応じた待遇面での配慮や自治体や NPO との連携も多かった。

しかし、実施方法としては広報等による啓発活動が多く、企業の自主点検の実施など具体的な改善を期待する行政側との間に意識の差が見られた。

自治体との連携や協力については、情報提供や啓発活動に関して必要としているほか、協議機関の設置や協働事業実施の提案があった。（P84 調査1参照）

調査2の、「企業に期待する社会的責任の調査」のうち、「法令等に基づく社会的責任」として行政側が望むのは、雇用対策法、労働基準法等の労働関係法令の遵守と、社会保険加入の確認と加入の徹底などが中心であった。また、外国人労働者の労働条件や労働環境の改善などに対する企業の基本的な取り組みが進んでいない状況が指摘された。

「企業の自主性に基づく社会的責任」については、「社内での日本語学習の支援」への期待が最も高く、次に、「日本の生活習慣の指導や労働関係法令の母語による周知」、「外国人労働者のための社内相談窓口の開設」についての期待が高かった。これに加え、「派遣先企業やサプライチェーン（調達先や取引先）企業への法令遵守の徹底」への期待も高かった。（P87 調査2参照）

2 26都市の取り組み

（1）自治体と企業が連携する組織

多文化共生社会の実現に向けて、自治体と企業とが連携する組織としては、豊田市、磐田市の「多文化共生推進協議会」、上田市の「外国籍市民支援会議」、美濃加茂市の「外国人に関する企業・学校・行政及び国際交流協会との合同懇談会」などがあり活発な活動を続けている。

また、2007年から、大垣市では「多文化共生をめざす国際教育推進連絡協議会」を設立し、教育に関する企業との連携を目指している。この他、知立市では「住環境問題連絡協議会」に2007年から企業と外国人市民が参加するようになった。小牧市の「国際化問題連絡協議会」や飯田市の「外国人安全対策協議会」などは、安全な地域づくりを目的とし、警察や企業等と連携した活動を長く続けている。

（2）経済界と連携した新たな取り組み

26都市を含む県レベルの取り組みとして、岐阜県・愛知県・三重県・名古屋市の3県1市では、地域内の主な経済団体と協力し「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を2007年に制定し、先進的取り組みとして注目されるとともに、他地域への浸透が期待される。

また、商工会議所独自の取り組みとして、「外国人雇用企業ガイドライン」を2003年に豊田商工会議所、続いて2007年に浜松商工会議所が策定し、外国人の適正雇用等に関する呼びかけを行っている。

3 国、県、経済界への提言

国への提言



- ① 企業のサプライチェーンにわたる法令遵守について、企業が積極的に取り組むよう支援施策や関係法令の改正等の対策を講じる。
- ② 國際標準化機構が進める組織の社会的責任の規格化（ISO26000）と認証システムの構築に協力する。
- ③ 雇用対策法第28条に基づく外国人雇用状況届の周知・履行の確保を強力に進め、同法第9条に基づく「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」に沿い、外国人の雇用管理の実態を広範に調査するとともに、外国人の権利・義務関係を正確に把握するため、市町村を含め当該届の情報を有効に活用できるシステムの構築を行う。

- ④ 入管法第20条及び第21条の在留資格の期間更新・変更に関するガイドラインに、労働・社会保険への加入を確認する規定を加える。
- ⑤ 外国人を意図的に労働・社会保険に加入させない悪質な企業に対し、健康保険法第208条および厚生年金保険法第102条に定める罰則を積極的に発動するか、新たな罰金又は過料を設けて、その加入を促進する。
- ⑥ 社会保険庁が行っている外国人の社会保険加入状況の実態調査結果と、その成果の具体的な実績を早期に公表する。

県への提言



- ① 県下の経済団体に対して、地域構成員としての企業の社会的責任に関する周知及び啓発・指導の活動を行う。

経済界への提言



- ① 雇用対策法に基づく外国人雇用状況届の履行確保と関係法令遵守の強化に向けて、外国人雇用に関する地域ガイドラインの作成・改定や自主点検の実施により企業の社会的責任について啓発・指導を行う。
- ② 全国及び地域におけるサプライチェーンにわたる企業の法令遵守の取り組みに対し支援を行う。
- ③ 地域構成員としての企業の社会的責任に関する議論を契機に、自治体と企業・経済団体との連携を活性化する。

2 成人の外国人に対する日本語習得のための制度構築

1 現状と課題

外国人がわが国で自立し、共生していくためには、生活や就労に必要な日本語を習得する必要がある。現行の法制度では、外国人の日本語を習得する機会は保障されておらず、言葉の壁が外国人の自立を妨げ、地域社会での様々な課題を生む根本要因となっている。

国は、外国人が生活や就労に必要な日本語を習得する機会を保障する制度と、実施のための仕組みを構築し、その普及を図る必要がある。また、構築した制度を効果的・効率的に実施するためには、自治体と企業との密接な連携と協力が不可欠であると考える。

また、2008年度愛知県では、外国人児童生徒の日本語学習を支援するため、企業や民間団体等の寄付による「あいち日本語学習支援基金」が創設された。企業による地域貢献の取り組みとして期待される。

2 26 都市の取り組み

(1) 自治体と企業が連携する組織

浜松市では、2007年に、地域と企業、行政との連携による企業内日本語教室など、外国人労働者のための日本語教育支援の充実を図るための「地域日本語連携推進協議会」と、企業内の日本語教室で必要とされる日本語カリキュラムの開発研究を行う「企業内カリキュラム開発検討委員会」を設立した。

(2) 企業と連携した新たな取り組み

豊田市では、2008年度から「とよた日本語学習支援システム」の構築に向けて新たな取り組みを始めた。これは、生活者としての最低限の日本語を習得できるようにするための、日本語学習支援の枠組みを構築するものである。さらに、企業における外国人労働者のための日本語教室を支援するなど、新システム構築の実証例としての研究が行われている。

3 国、県、経済界への提言

国への提言



- ① 外国人の生活や就労に必要な日本語習得の機会を保障するため、次の内容を含む新たな制度を創設する。
- ・外国人に対する生活や就労に必要な日本語習得の機会の保障と学習成果の認定
 - ・日本語能力の基準の設定及び能力判定方法の開発
 - ・日本語能力のレベルに応じた在留資格面での優遇措置の導入
 - ・以上の措置に関する国の財政負担

県への提言



- ① 国への提言内容に係る自治体の取り組みに関して、当該自治体の規模、外国人の居住状況等に応じた支援、企業と自治体との連携等に関する支援を行う。
- ② 愛知県の「あいち日本語学習支援基金」や長野県の「外国籍児童就学支援プロジェクト」を参考に、県下の企業、県民に基金への協力及び支援を広く呼びかけ、当面、外国人に対する日本語学習機会の提供を中心に、多文化共生を推進する県レベルの基金制度創設・改善に向けた検討を行う。
＊基金は、国が外国人の生活・就労に必要な日本語の習得機会を保障する制度を導入するまでの間、日本語教育を中心に活用する。検討結果は、資料1を参照

経済界への提言



- ① 企業内での日本語教室の開設及び運営に関する理解と協力。
- ② 日本語能力のある外国人に対してインセンティブとなる待遇面での優遇措置の導入や、日本語教室に参加しやすい待遇面での配慮。

資料1 公的機関と企業が連携した基金のモデル

□基金モデルの検討

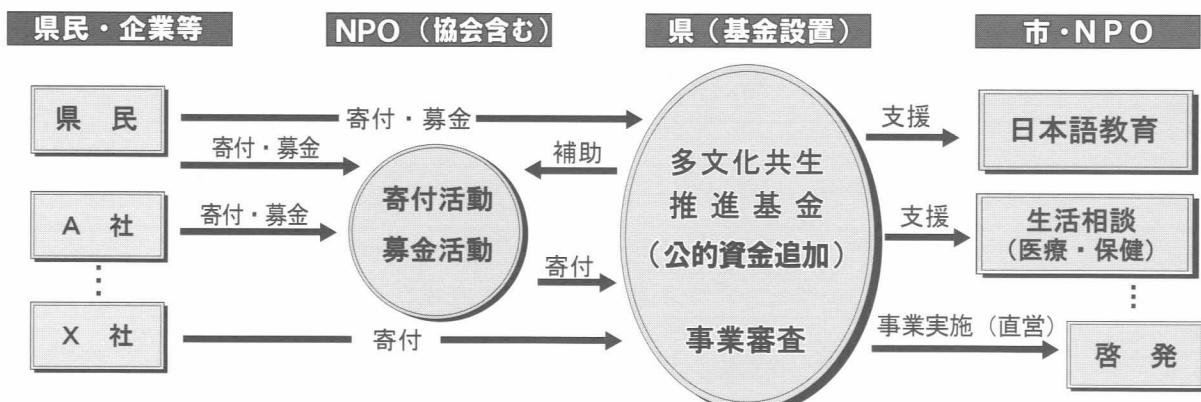
愛知県の「あいち日本語学習支援基金」及び長野県の「外国籍児童就学支援プロジェクト」、及び豊田市の「とよた日本語学習支援システム」を先行事例として、公的機関と企業が連携した基金のモデルプランを検討。

1 基金モデルの考え方

先行事例を検討し、モデルとなるプランは下記のとおりである。

| 区分 | 名 称 等 | 原 資 | 設 置 者 | 対象事業 |
|-----------|---|---|--|--|
| 先 行 事 例 | あいち日本語学習支援基金 | 企業寄付 県民寄付 民間団体寄付 (目標額 7億円) | 愛知県 (財)愛知県国際交流協会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人児童生徒の支援 (地域の日本語教室への支援など) ○ 外国人学校への支援 (日本語指導者の派遣など) |
| | 外国籍児童就学支援プロジェクト (サンタ・プロジェクト) ※基金ではなく賛助金 | 一般寄付、募金 賛助会員(企業ほか) 県負担金 (予算額年1千万円) | 外国籍児童支援会議 (財)長野県国際交流推進協会が事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人学校児童生徒への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・就学援助金 ・母語教室整備助成金 ・教科書購入費補助金 ・啓発事業補助金 |
| | 豊田市国際化推進基金 (とよた日本語学習支援システム) | 企業寄付(1億円) | 豊田市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 成人外国人への日本語学習支援 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力の基準づくり ・教材作成、人材育成 ・支援者及び学習者が参照できるガイドラインの作成 |
| 多文化共生推進基金 | 考 え 方 | 地域・企業・行政の連携による基金 基金規模の確保 | ・基礎的自治体を超えた広域の一的な取り組み ・税制上の優遇措置を与えた組織による設置・管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 多文化共生に向け、推進・加速を図る事業(外国人集住都市会議の規制改革要望と国の動きを考慮) ○ 企業の社会的責任(CSR)の実現に繋がる事業 |
| | 基 金 案 | 企業寄付・募金 一般寄付・募金 その他(公的資金等) | 県レベルの組織 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における日本語習得事業(幼児、子ども、成人) ○ 地域の多文化共生の現状に応じた効果的な事業 |

2 多文化共生推進基金のモデルイメージ



3 今後の方向性

企業・行政等が連携した基金については、未だ初期段階であり、先行事例の実施状況を注視していく。しかし、地域の経済状況の悪化の動きが広がる中、安定的・機動的な基金の設置・活用に向けた取り組みが重要である。

調査1 多文化共生の基盤としての「企業の社会責任（CSR）」に関する調査

□調査について

- ・外国人集住都市会議会員である26都市内の商工会議所及び商工会を対象に調査を実施した

↓

回答数：27（商工会議所21、商工会6）

1 法令遵守の向上に向けた取り組みについて

貴商工会議所では、会員企業に、国が示した「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」等の遵守を求めたり、外国人労働者に関する独自のガイドラインを定めたりして、法令遵守の向上に向けた取り組みを行っていますか？



その他（実施事項、検討事項）意見のまとめ

■啓発・周知

- ・主に労働保険加入手続き等で企業担当者と接触する際、適切な対応を行うよう促す。
また、必要に応じて担当者が相談を受け付け、監督官庁等へ情報提供を行う。
- ・外国人研修・実習生に関しては、定期的な会議を行い、法令の周知に努めている。

■勉強会等の開催

- ・外国人労働者と地域との共生や、企業の社会的責任について研究するため、関連機関や雇用企業より講師を招き、勉強会を開催している。

■組織的活動等への参加

- ・東海3県1市の「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」に賛同協力している。
- ・市の多文化共生組織への参加や、県事業へ協力している。
- ・県の賛助金制度に賛同し、外国籍児童教育目的の寄付活動を支援した。

■情報提供・情報交換

- ・ブラジル人学校及び外国人派遣業者との情報交換（特に子女の教育問題に関する支援）を行っている。

■調査の実施

- ・市内企業と連携して調査を実施した。

■その他

- ・全会員を対象とした外国人労働者の雇用管理に関する情報提供等は実施していないが、当所が窓口として外国人研修生の受入事業を実施しており、研修生受入企業に対して、法令遵守の徹底を図っている。

2 企業の社会的責任の中で、優先度が高いと考えるもの

会員企業がなすべきこととして重要、または優先度が高いと考えるものを、7項目の中から選び、そのことを実施する方法として【実施方法】から該当する番号を選択し、ご回答ください。

(複数回答可)

【実施方法】の選択肢

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| ① 商工会議所の広報誌やHPで啓発を行う | ② 講演会による啓発活動を行う |
| ③ 企業に自主点検を求める | ④ 国の指針等についての実態調査を実施する |
| ⑤ 地域で目標またはガイドラインを定める | ⑥ 外国人を雇用する企業の取り組みに対する表彰や顕彰制度を制定する |
| ⑦ 企業内の日本語教室など、モデル事業の実施 | ⑧ 特に何もする必要がない |
| ⑨ その他 | |

1位 外国人労働者に対する社内での日本語教育や資格取得などの能力開発を行うこと

- 1位 ⑦企業内の日本語教室など、モデル事業の実施
 2位 ①商工会議所の広報誌やHPで啓発を行う
 3位 ③企業に自主点検を求める

回答数 18

意見 会員企業には、ぜひそのようになって欲しい

2位 外国人労働者の社会保険加入の確認と加入の徹底を図ること

- 1位 ①商工会議所の広報誌やHPで啓発を行う
 2位 ③企業に自主点検を求める
 3位 ④国の指針等についての実態調査を実施する

回答数 14

意見 外国人労働者に限らず、従業員を雇用するものとしての最優先すべきは、労災を含む社会保険の加入である。

3位 日本語能力や技術力が高い外国人労働者を、昇給・昇格したり正社員へ登用すること

- 1位 ③企業に自主点検を求める
 2位 ②講演会による啓発活動を行う
 3位 ⑥外国人を雇用する企業の取り組みに対する表彰や顕彰制度を制定する

回答数 11

意見

- ・日本人社員に準じた扱いをする。
- ・企業に対し、事例を提供（情報提供）
- ・商工会としては、企業の賃金アップにつながる可能性があるため、今のところは独自での啓発はできないが、国・県の指導があれば啓発実施したい（ぜひ、優良社員には門戸を開いてほしいと考える。）

4位 自治体やNPO等と連携して、外国人に関する問題解決に取り組むこと

- 1位 ⑤地域で目標またはガイドラインを定める
 2位 ①商工会議所の広報誌やHPで啓発を行う
 3位 ③企業に自主点検を求める

回答数 10

意見

- ・地域ボランティアへの参加を促す。
- ・自治体協議会への参加協力。
- ・住民と外国人の交流、対話の場。

5位 外国人学校への寄付等、外国人の子どもたちの教育に関する支援を行うこと

- 1位 ②講演会による啓発活動を行う
 1位 ④国の指針等についての実態調査を実施する
 1位 ⑤地域で目標またはガイドラインを定める

回答数 4

6位 外国人に関する問題解決のため、基金の創設を進めること

- 1位 ⑤地域で目標またはガイドラインを定める
 1位 ⑨その他

回答数 2

7位 その他

「その他」意見の抜粋（内容ごとに分類）

- ・外国人雇用セミナーを実施した。
- ・工場内での安全教育の徹底。外国人に対してテキストを配布し、安全教育を実施する。
- ・外国人労働者は企業にとって、重要な働き手である。当市はブラジル人居住者が県下でも多い。就労に関しては他県と比較すると長期間（5～6年）働く地域なので、当市に対する外国人の印象は良いようである。しかし、その子どもたちは外国人学校（ブラジル系）に通っており、日本語があまり話せない。そのため、日本語習得に関する応援態勢の支援が、行政等でできないものか。

3 自治体との連携や協力

自治体と連携や協力ができること、または自治体に対する意見がありましたら、お書きください。

■情報提供・啓発活動

- ・外国人団体への文書（アンケート含む）の翻訳及び通訳、アドバイス等、指導して欲しい。
- ・中小企業に対する周知・案内の協力。啓発セミナー等の共催。
- ・広報誌等で啓発を行う。講演会による啓発活動に積極的に協力する。
- ・行政や関連機関と連携して講演会、セミナーを開催し、啓発活動を行う。
- ・外国人労働者が日常生活をスムースに行うための相談窓口の開設や拡充。
- ・会議所の広報誌に記事の掲載や、チラシの折り込みなどが可能。
- ・外国人留学生の採用や、外国人研修生の受け入れに関する情報・支援がほしい。

■行政との連携組織や協働事業

- ・お互いの情報交換。
- ・中小企業の意見集約、及び行政との懇談会の場を設置する。
- ・自治体と企業・経済団体との協議機関の設置。
- ・市や県が企画する多文化共生に向けた各種事業、諸外国との有効事業には、地域経済団体として今後も関わり続けるとともに、できる限りの協力をしていく。
- ・企業アンケート等の実施に伴う協力依頼。
- ・外国人労働者との意見交換会、市民との交流会、事業所（企業・商店）との懇談会。
- ・外国人労働者の実態把握。
- ・企業が外国人労働者の家族を対象に実施する教育（日本の習慣・日本語等）を行うに当たり、補助制度を作る。

■その他

- ・外国人労働者の子どもに対する、言葉・文化の教育支援を期待したい。
- ・今後、日系ブラジル人が日本に定住する前提で、数十年先を見据えた対策が必要である。
- ・当地域においては、外国人の在留が増加していることから、行政と協力し合って外国人との共生社会を目指すため、優秀な外国人労働力を安定的に確保し、企業の生産性向上を図ることが重要。

調査2 企業に期待する社会的責任の調査

□調査について

- ・外国人集住都市会議会員である26都市を対象に調査を実施した。

【調査内容と回答方法】

企業の社会的責任として自治体が企業に期待する取り組みについて、次のように区分して回答を求めた。

◎…緊急性が高いと思われる項目5つ以内

○…○に比べて緊急性は無いが、必要性が高いと思われる項目5つ以内

| 区分 | No. | 項目 | ◎ | ○ |
|----|-----|----|---|---|
|----|-----|----|---|---|

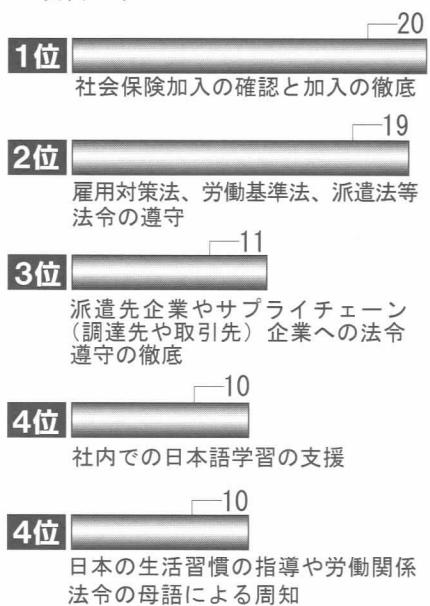
〈法令等に基づく社会的責任〉

| | | | | |
|------|---|-----------------------|----|---|
| 法令遵守 | 1 | 雇用対策法、労働基準法、派遣法等法令の遵守 | 19 | 1 |
| | 2 | 社会保険加入の確認と加入の徹底 | 20 | 3 |
| | 3 | 法令遵守（コンプライアンス）体制の強化 | 7 | 5 |

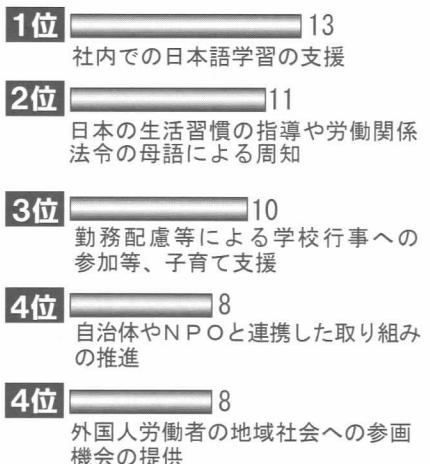
〈企業の自主性に基づく社会的責任〉

| | | | | |
|------|----|--|----|----|
| 社員教育 | 4 | 社内での日本語学習の支援 | 10 | 13 |
| | 5 | 日本の生活習慣の指導や労働関係法令の母語による周知 | 10 | 11 |
| | 6 | 技術検定や能力試験等による資格取得を支援（教育訓練や能力開発を含む） | — | 3 |
| 処遇 | 7 | 技術力や日本語能力に応じて昇給や昇格等を考慮 | 3 | 5 |
| | 8 | 仕事や日本語の能力が高く、日本で働き続けることに意欲のある外国人労働者の正社員化 | 6 | 4 |
| | 9 | 社員の福利厚生における日本人社員と同等の扱い | 3 | 4 |
| 地域貢献 | 10 | 外国人労働者のための社内相談窓口の開設 | 7 | 6 |
| | 11 | 自治体やNPOと連携した取り組みの推進 | 3 | 8 |
| | 12 | 奨学金制度等の就学支援 | — | 3 |
| その他 | 13 | 外国人学校への寄付等の支援 | 1 | 4 |
| | 14 | 外国人支援のための基金への拠出 | 1 | 7 |
| | 15 | 不就学や義務教育年齢を過ぎた外国人の子どもへの支援 | 6 | 7 |
| | 16 | 勤務配慮等による学校行事への参加等、子育て支援 | 6 | 10 |
| | 17 | 外国人労働者の地域社会への参画機会の提供 | 1 | 8 |
| | 18 | 派遣先企業やサプライチェーン（調達先や取引先）企業への法令遵守の徹底 | 11 | 6 |
| | 19 | 外国人労働者の雇用と生活の安定の保証 | 7 | 6 |
| | 20 | 日本の社会保障制度の理解と参加意識の醸成 | 6 | 6 |

◎…緊急性が高いと思われる項目上位



○…○に比べて緊急性は無いが、必要性が高いと思われる項目上位



企業に期待する社会的責任の調査における 自治体からの意見

法令等に基づく社会的責任

■ 法令遵守

- ・外国人の人権問題に繋がることであり、共生のための基礎的な事項として緊急性が高い。
- ・法令遵守は企業責任の根幹である。チェック体制も大事。
- ・社会保険未加入は、病院での医療費不払いなどに繋がっており、影響も大きい。
特に、外国人研修生の雇用に関する法令・人権が遵守されていないと思われる。
- ・派遣などを受け入れている企業、受け入れていない企業、正規雇用、非正規雇用などに
関係なく、企業の社会的責任を果たさなければいけない。

企業の自主性に基づく社会的責任

■ 社員教育

- ・永住や長期の外国人には日本語は必修である。マナーと一緒に学習機会を作る。
- ・社内での日本語学習支援のほか、地域の日本語教室などに参加できる体制を整えて頂きたい。
- ・就労時間の関係もあり、地域内の日本語教室には参加できない。
- ・勤務先を離れての日本語教育等は困難である。
- ・企業内での日本語の堪能な外国人による「日本語教室」の開催を望む。

■ 処遇

- ・自治体と連携を図りながら、相談員の派遣を行うなどの行政支援を考える。
- ・日本語の学習意欲や習得意欲を高めるためには、目に見えるメリットが必要である。
- ・定住化傾向にある中で、安定的な雇用を推進することにより、地域社会での共生を推進する。

■ 地域貢献

- ・外国人の保護者が学校へ相談に行ける配慮を、人材派遣会社と共にして頂きたい。
(企業において、先生と親が直接話ができる場の提供など)
- ・地域貢献への取り組みは、自治体本来の役割と密接であり、必要性が高い区分と考える。
- ・企業との連携で、自治体やNPOの取り組みが効果的になるものは多い。
- ・外国人学校が地域に複数存在する中では、要件などを定めた上での寄付でないと、さまざま点で偏りが生じる不安がある。
- ・就学年齢にある子どもを持つ労働者に対しては、継続した教育を受けさせるよう、指導して
頂きたい。

■ その他

- ・サプライチェーンに対して、大企業は大きな影響力を持つ。現在策定中の新しいISOでは、
サプライチェーンへの責任も問われるようになると聞いたが、今後どのように日本企業が
取り組むのかを注視したい。
- ・企業には、将来的な視野に立ち、外国人労働者を単なる働き手としてではなく、人材と
しての育成を期待したい。

岐阜・三重・滋賀ブロック

外国人の子どもの教育について

近年、外国人の長期滞在者及び定住者が増加するなか、外国人の子どもなど、多様な文化的背景をもった子どもが増加している。(注) 子どもたちは、保育所、幼稚園や小中学校などに多く在籍しているが、日本語力が不十分な場合が多く、様々な課題が生じている。

外国人の子どもたちは、将来日本にとどまり、日本社会で自立する必要があることが予想される。日本が批准した「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約」に明記されているように、日本に暮らすすべての子どもたちに教育を受ける権利が保障されなければならないが、外国人の子どもの教育について、国は明確な方針を示していない。国籍の如何にかかわらず、すべての子どもの教育を受ける権利を保障するためにも、今こそ国は外国人の子どもの教育のあり方を根本的に見直す必要がある。

そこで、「就学前の子ども」「公立小中学校の子ども」「義務教育年齢を超過した子ども」「外国人学校の子ども」について、外国人集住都市の実態を調査し、研究を行った。

(注) 多様な文化的背景をもった子どもとは、外国人の子どものみならず、帰国した子ども、国際結婚で生まれた子ども、日本国籍を取得した子どもなどを指す。

1 就学前の支援について

1 現状と課題

外国人の保護者の多くは、工場などへ勤務し、就労時間も長い。その子どもは保育所、幼稚園や外国人託児施設等へ預けられている場合が多い。

保育所や幼稚園に、外国人の子どもの母語を話せる保育士や教諭の配置がなされていることはほとんどなく、子どもや保護者とのコミュニケーションがスムーズに行なわれていない。

また、多くの都市では、小学校入学前に、多言語の就学前ガイダンスや入学説明会を開催し、子どもや保護者に対して就学の啓発に努めているが、外国人の子どもの保育実態は、外国人託児施設等様々であり、日本の学校への入学に関する情報が十分に行き届いていないのが現状である。

2 26 都市の取り組み（2007年度以降）

① 保育所・幼稚園での支援

袋井市、西尾市などでは、保育所・幼稚園で外国人の子どもやその保護者を対象として生活習慣等に適応できるよう相談員の配置や派遣をしている。

② 入学説明会

多くの都市で、入学案内、公立小学校等の制度や入学の手続きなどの説明会を、通訳や映像を介して事前に実施している。大泉町、磐田市では、乳幼児の検診時などの早い時期に、子どもの教育について保護者へ意識啓発を実施している。

③ 就学前初期指導教室

太田市、鈴鹿市などでは、就学前に初期指導教室を開設し、初期の日本語教育や学校生活への適応指導を行っている。

3 国、県、経済界への提言

国への提言



- ① 外国人の子どもの保護者に対して、就学の啓発や情報提供など就学への基本的かつ具体的なガイドラインを示す。
- ② 保育所などにおいて、外国人の子どもの母語や文化的背景を理解できる人材を配置するための財政的支援をする。
- ③ 2007年度に始めた「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の成果・課題を研究し、全国に普及させる。

県への提言



- ① 保育士や幼稚園教諭に多文化共生および日本語指導に関する研修を実施する。

経済界への提言



- ① 企業は外国人労働者に対して、日本の教育制度についての理解を深めるための支援を行う。
- ② 外国人労働者に対して、子どもの養育の大切さを啓発するとともに、労働（勤務）時間の配慮など子育て環境の整備を行う。

2 公立小中学校における外国人児童生徒の受け入れについて

1 現状と課題

文部科学省の統計によると、2007年現在、国内の公立小中学校に在籍する外国人児童生徒数は、6万6千人を超えており、そのうち日本語指導が必要な児童生徒数は約2万4千人で、前年から約14%も増加し、この統計を取り始めた1991年から4倍になっている。また、外国人学校等で学ぶ外国人の子どもたちも3万人を超えると推定されている。一方、不就学の子どもの存在も指摘されている。

多くの都市では、支援員等を配置し、外国人児童生徒を支援する取り組みが行われてきた。しかし、外国人児童生徒の急増と多国籍化や日本で生れ育ち日本語も母語も不十分な児童の増加など新たな課題への対応もあり、自治体独自の取り組みには限界がある。

2 26都市の取り組み（2007年度以降）

【学習・生活支援】

これまで外国人集住都市会議で紹介された取り組みは、他の都市へも広がりを見せ、それぞれの都市で、地域の実態に応じて次のような取り組みを行っている。

- ① すべての都市で、工夫しながら初期的な支援を行っている。
- ② 日本語指導を充実させるために、独自に教員や指導員、バイリンガルの支援員を配置している。
- ③ ボランティア等による学習支援もみられる。
- ④ 校外での日本語学習の場を開設している都市もある。
- ⑤ 就学調査を行った都市がある。

【体制整備の新たな取り組み】

2007年以降に次のような多文化共生を推進する体制づくりに向けた新たな取り組みを行っている都市がある。

豊橋市では、外国人児童生徒教育研究部を発足させ、授業研究や広報活動等や、自治体国際化協会の「自治体職員協力交流事業」を活用し、ブラジル人の教職員を受け入れ、児童生徒や保護者への教育相談等を行っている。鈴鹿市では、大学と協定を結び、市全体で日本語能力把握と日本語指導のシステム構築に取り組んでいる。

3 国、県、経済界への提言

国への提言



- ① 外国人児童生徒の教育に関する基本方針を早急に策定し、学習指導要領に外国人児童生徒への配慮事項を盛り込む。
- ② 外国人児童生徒の日本語能力を測定する方法を開発するとともに、学力保障をめざした体系的な日本語指導のガイドラインを策定する。
- ③ 支援体制の充実をはかるため、外国人児童生徒担当教員の加配を増やす。
- ④ 外国人の集住する地域においては、集中的に初期指導を行うための財政的支援を行う。
- ⑤ 外国人児童生徒の文化的背景を理解したスクールソーシャルワーカーを配置するための財政的支援を行う。
- ⑥ 日本語指導に関する教員および支援員の研修を全国各地で実施する。
- ⑦ 外国人児童生徒のLD・ADHDなど発達障害に対応するための調査研究を実施する。
- ⑧ 日本語指導や多文化共生教育に関する授業を教員免許取得の必須科目とする。
- ⑨ 外国人児童生徒の生活指導、特別支援、不登校等に関するカウンセラーを配置するための財政的支援を行う。

県への提言



- ① 地域の実情に即した外国人児童生徒教育の基本方針を策定する。
- ② 国と連携して、外国人児童生徒担当教員の配置を増やす。
- ③ 外国人児童生徒の文化的背景を理解したスクールソーシャルワーカーの配置を促進する。
- ④ すべての教職員を対象に多文化共生教育の研修を行う。
- ⑤ 外国人児童生徒の多い地域では、日本語指導の専門的知識や経験を有する教員や外国人児童生徒の言語を習得している教員の採用を行う。
- ⑥ 外国人児童生徒の生活指導、特別支援、不登校等に関するカウンセラーを配置する。

経済界への提言



- ① 企業は外国人の雇用の安定化に努め、外国人児童生徒の就学を支援する地域社会の取り組みに協力する。

3 義務教育年齢を超過した子どもの施策について

1 現状と課題

外国人の子どもの高等学校進学率は、中学校卒業者全体の進学率と比較すると依然として低く、まだまだ進学や就職に必要な日本語力や学力が得られていない状況である。高校においても、日本語学習が必要な外国人の子どもへの支援体制づくりが必要となっている。

一方、母国で中学校を卒業する前の子どもが、日本の義務教育超過年齢で来日した場合、中学校卒業資格がないため、高等学校へ進学することができない。また、年齢超過のため現状では日本の中学校への受け入れが困難である。

2 26 都市の取り組み（2007年度以降）

① 日本語・学習支援

可児市国際交流協会、伊賀市国際交流協会などでは、義務教育年齢を超えた外国人の子どもに対して、日本語指導や学習指導の機会を提供している。

② 進路相談会の開催

多くの都市で、公立中学校に通う外国人生徒とその保護者に、進路相談会を開催している。

③ 就労支援

浜松国際交流協会では、ハローワークと共同で、14歳～18歳の外国人の子どもへ就職に対する意識啓発を行っている。

3 国、県、経済界への提言

国への提言



- ① 中学校卒業程度認定試験制度において、日本語力が不十分な外国人を対象にした試験を新たに実施する。
- ② 義務教育年齢を超えた義務教育未修了者のために開設されている夜間中学を拡充するなど就学機会を増やす仕組みを検討する。
- ③ 義務教育課程の卒業機会を逸した子どもが、日本の社会で生活していくため、職業訓練や働きながら学べるような環境づくりの支援を行う。

県への提言



- ① 公立高等学校への外国人生徒入学の特別枠の設定・拡充を行うとともに、入学試験における配慮を行う。
- ② 公立高等学校入学後も日本語教育を含めた学習支援体制を充実する。
- ③ 義務教育課程への就学や卒業の機会を逸した人が義務教育課程を修了できるように、夜間中学など身近なところで学習できる場づくりを推進する。

経済界への提言



- ① 企業が、義務教育課程の卒業機会を逸した子どもへの日本語教育を含めた学習機会の提供を支援する。

4 外国人学校について

1 現状と課題

外国人学校の大半は、私塾扱いであり、国、地方自治体からの助成を受けることができず、また本国政府からの支援もなく就学環境は不十分であり、授業料は高額なものとなっている。

外国人学校を卒業した子どもの多くは、日本にとどまり、日本で就業することとなり、日本で生活するためには日本語が必要となるにもかかわらず、外国人集住都市会議の調査では南米系外国人学校での日本語授業は週2時間以下が大半であり、日本で生活、就学、就労するために必要な日本語力を身につけるには不十分である。

2 26 都市の取り組み（2007年度以降）

① 日本語支援

静岡県の事業に基づき、富士市、磐田市、菊川市では、外国人学校へ日本語ボランティア講師の派遣に協力している。

② その他の支援

飯田市、菊川市などでは、公共施設の使用や物品の提供などを支援している。大泉町、美濃加茂市などでは、防災訓練、日本の文化体験等の機会を提供している。

③ 外国人学校と自治体等の交流

磐田市などでは、外国人学校と自治体との意見交換を開催したり、美濃加茂市などでは公立学校との交流を図っている。

3 国、県、経済界への提言

国への提言



- ① 外国人学校での日本語教育の拡充を支援する。
- ② 外国人学校への教員派遣や助成など本国政府に支援を要請する。
- ③ 外国人学校に対する感染症予防（教育）の徹底と健康増進の指導及び支援をする。
- ④ 一定の設置基準・教育内容の認定基準を満たす外国人学校を学校教育法第1条に定める教育機関に準ずる教育機関と位置付ける新しい体系を創設する。
- ⑤ 外国人学校へ企業が支援しやすい条件を整えるため、寄付金に対する優遇措置範囲を拡大する。

県への提言



- ① 各種学校としての認可にあたり、日本語をはじめ日本で生活する際に必要な能力や知識が身につくよう、教育内容に関する基準を設ける。
- ② 学校教育法で定める健康診断や保健に必要な措置について、外国人学校に支援する。

経済界への提言



- ① 企業は、外国人学校へ日本語教育の支援を行い、また卒業者の雇用を推進する。

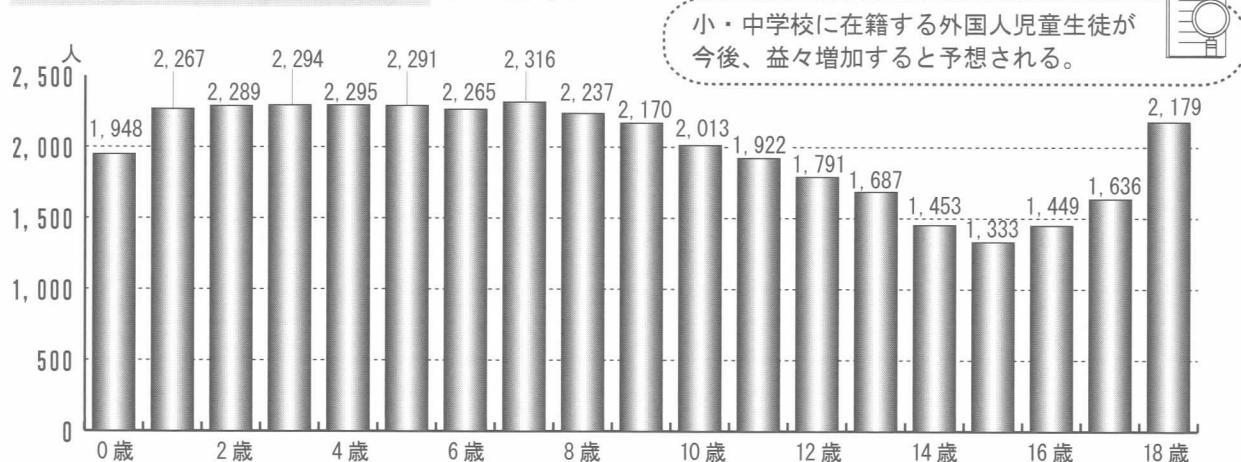
外国人の子どもの教育について

□調査について

外国人集住都市会議会員である26都市において、外国人の子どもの教育について現状の調査を実施した。(但し、一部調査事項については23都市、または24都市回答)

外国人集住都市会議参加都市の状況（平成20年5月1日現在）

1 年齢別外国人登録者数（24都市）



2 公立学校数と在籍児童生徒数（26都市）

(単位：人)

| 都市名 | 小学校 | | | 中学校 | | |
|-------|-----|---------|------------|-----|---------|------------|
| | 学校数 | 在籍者数 | 在籍外国人児童生徒数 | 学校数 | 在籍者数 | 在籍外国人児童生徒数 |
| 太田市 | 23 | 12,973 | 330 | 16 | 6,006 | 156 |
| 大泉町 | 4 | 2,310 | 286 | 3 | 1,141 | 101 |
| 上田市 | 25 | 9,492 | 222 | 11 | 4,770 | 95 |
| 飯田市 | 19 | 6,359 | 129 | 10 | 3,240 | 62 |
| 大垣市 | 22 | 9,573 | 198 | 10 | 4,556 | 78 |
| 美濃加茂市 | 9 | 3,266 | 166 | 3 | 1,701 | 76 |
| 可児市 | 11 | 6,006 | 276 | 5 | 2,653 | 97 |
| 浜松市 | 111 | 46,171 | 1,241 | 49 | 20,971 | 465 |
| 富士市 | 25 | 14,887 | 181 | 14 | 7,410 | 73 |
| 磐田市 | 23 | 9,531 | 282 | 10 | 4,629 | 109 |
| 掛川市 | 23 | 6,589 | 197 | 9 | 3,392 | 69 |
| 袋井市 | 12 | 5,044 | 108 | 4 | 2,296 | 49 |
| 湖西市 | 5 | 2,736 | 156 | 4 | 1,221 | 54 |
| 菊川市 | 9 | 2,663 | 149 | 3 | 1,308 | 54 |
| 豊橋市 | 52 | 23,716 | 963 | 22 | 11,279 | 329 |
| 岡崎市 | 50 | 22,574 | 347 | 19 | 10,880 | 99 |
| 豊田市 | 76 | 25,351 | 546 | 26 | 12,151 | 185 |
| 西尾市 | 14 | 6,662 | 174 | 6 | 3,330 | 53 |
| 小牧市 | 16 | 9,377 | 464 | 9 | 4,321 | 142 |
| 知立市 | 7 | 4,209 | 168 | 3 | 2,025 | 48 |
| 津市 | 59 | 15,418 | 283 | 22 | 7,158 | 110 |
| 四日市市 | 40 | 18,469 | 406 | 22 | 8,613 | 136 |
| 鈴鹿市 | 30 | 12,973 | 450 | 10 | 5,609 | 123 |
| 伊賀市 | 25 | 5,154 | 155 | 12 | 2,611 | 57 |
| 長浜市 | 13 | 5,534 | 146 | 6 | 2,648 | 52 |
| 湖南市 | 9 | 3,417 | 138 | 4 | 1,614 | 40 |
| 合計 | 712 | 290,454 | 8,161 | 312 | 137,533 | 2,912 |

※ 豊田市…4月7日現在、小牧市…5月23日現在

3 公立学校における外国人児童生徒教育を主とする教員等の数と学校数 (26都市)

(単位：人)

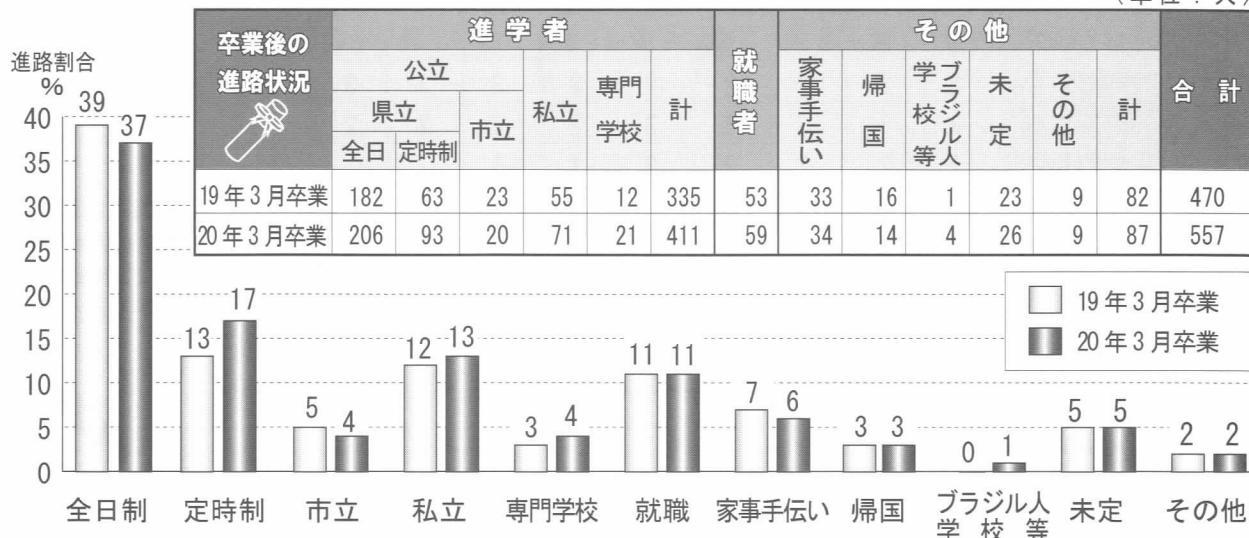
| 都 市 名 | 県 費 | | 市町村費 | | | その他の費用 | ボランティア | 外 国 人 児童生徒 在籍校数 |
|-------|-----|------|------|-----|------|--------|--------|-----------------------|
| | 教員数 | 支援員数 | 教員数 | 職員数 | 支援員数 | | | |
| 太田市 | 14 | 0 | 8 | 12 | 0 | 0 | 0 | 34 |
| 大泉町 | 10 | 0 | 0 | 0 | 9 | 0 | 0 | 7 |
| 上田市 | 9 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 26 |
| 飯田市 | 5 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 16 |
| 大垣市 | 13 | 2 | 0 | 0 | 11 | 0 | 0 | 26 |
| 美濃加茂市 | 12 | 1 | 0 | 0 | 8 | 8 | 1 | 8 |
| 可児市 | 13 | 2 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 14 |
| 浜松市 | 37 | 0 | 0 | 8 | 34 | 0 | 0 | 115 |
| 富士市 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 34 |
| 磐田市 | 10 | 0 | 0 | 0 | 6 | 24 | 0 | 27 |
| 掛川市 | 4 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 25 |
| 袋井市 | 4 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 15 |
| 湖西市 | 6 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 19 | 8 |
| 菊川市 | 5 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 12 |
| 豊橋市 | 55 | 0 | 0 | 0 | 51 | 0 | 0 | 63 |
| 岡崎市 | 15 | 0 | 0 | 0 | 4 | 3 | 0 | 56 |
| 豊田市 | 25 | 1 | 0 | 0 | 45 | 0 | 0 | 59 |
| 西尾市 | 8 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 17 |
| 小牧市 | 31 | 0 | 0 | 0 | 18 | 0 | 0 | 24 |
| 知立市 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 津市 | 16 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 4 | 45 |
| 四日市市 | 17 | 0 | 16 | 6 | 20 | 0 | 0 | 56 |
| 鈴鹿市 | 22 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 29 |
| 伊賀市 | 13 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 20 |
| 長浜市 | 11 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 11 |
| 湖南市 | 10 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 12 |
| 合 計 | 377 | 6 | 25 | 34 | 266 | 35 | 28 | 766 |

※「その他の費用」は、国際交流協会やNPOなどからの派遣（美濃加茂市は国補助記入）

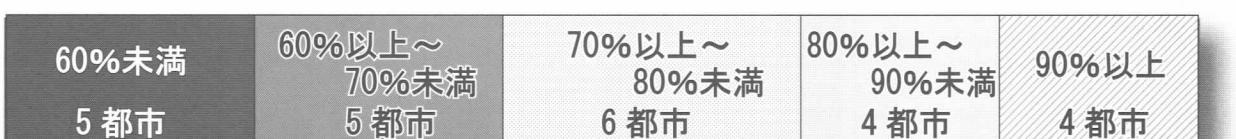
4 公立学校在籍外国人児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒数 (26都市)



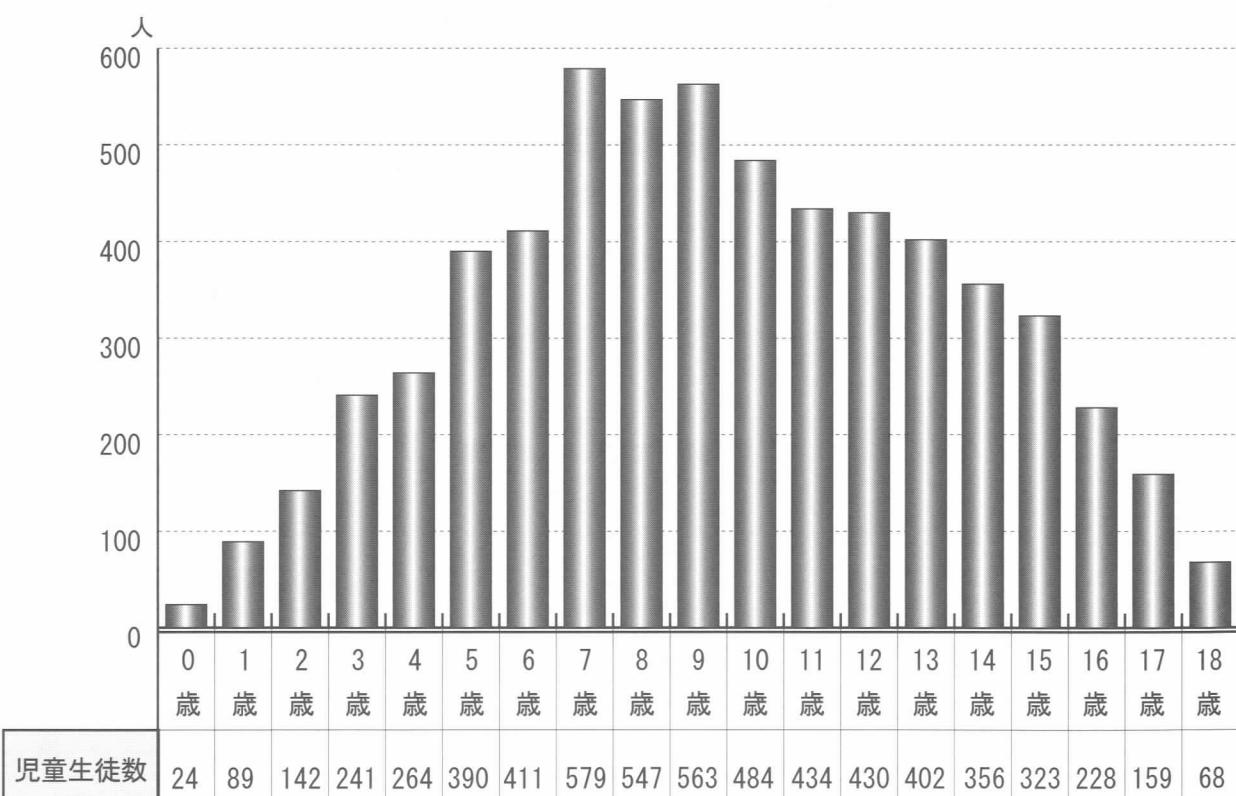
5 公立中学校卒業後の外国籍生徒の進路状況 (平成19年:23都市、平成20年:24都市) (単位:人)



6 公立中学校卒業後の外国籍生徒の高校・専門学校への進学率別都市数 (平成19年度) (24都市)



7 外国人学校の児童生徒数 (回答43校)



8 外国人学校での日本語授業時間

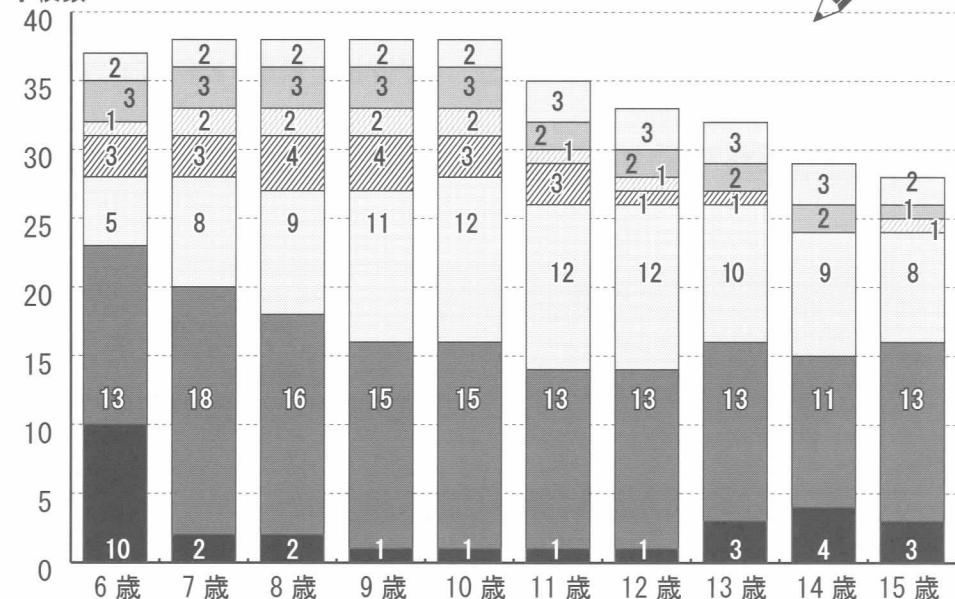
| 日本語を教える時間 | 6歳 | 7歳 | 8歳 | 9歳 | 10歳 | 11歳 | 12歳 | 13歳 | 14歳 | 15歳 |
|-----------|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 5時間超 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 |
| 4～5時間以内 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 3～4時間以内 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | | | 1 |
| 2～3時間以内 | 3 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 1 | 1 | | |
| 1～2時間以内 | 5 | 8 | 9 | 11 | 12 | 12 | 12 | 10 | 9 | 8 |
| ～1時間以内 | 13 | 18 | 16 | 15 | 15 | 13 | 13 | 13 | 11 | 13 |
| 0時間 | 10 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 4 | 3 |
| 学校数 | 37 | 38 | 38 | 38 | 38 | 35 | 33 | 32 | 29 | 28 |



外国人学校での
日本語授業は、
週に2時間以下が
大半である



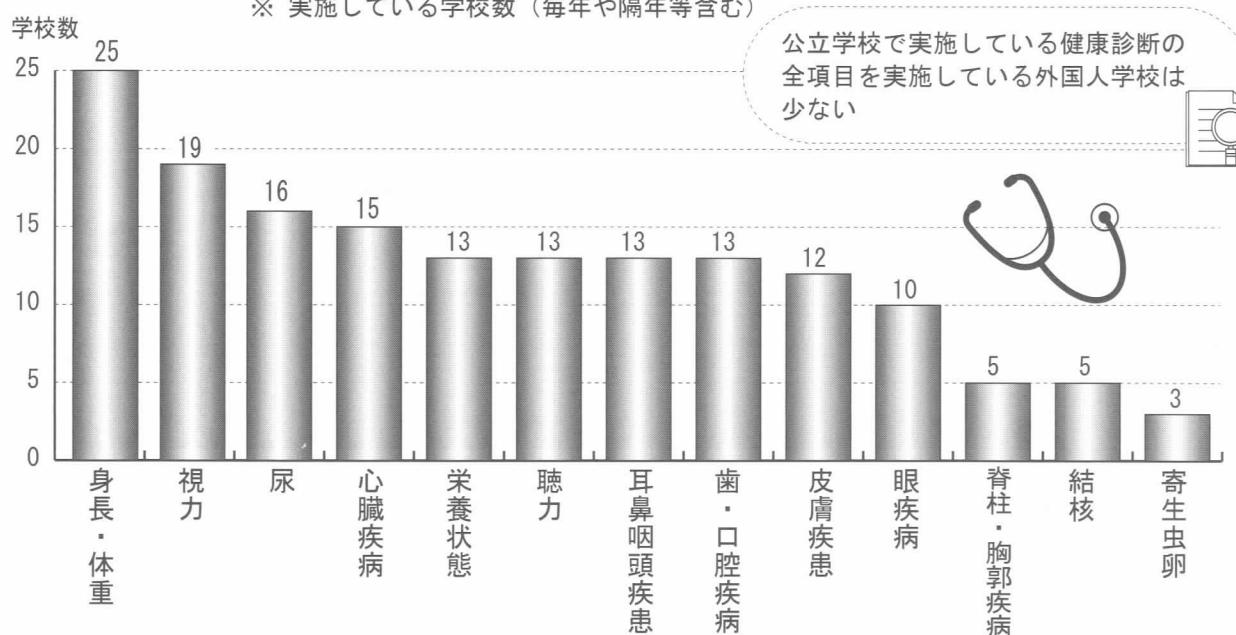
学校数



9 外国人学校での健康診断の実施状況（回答 35 校）



※ 実施している学校数（毎年や隔年等含む）

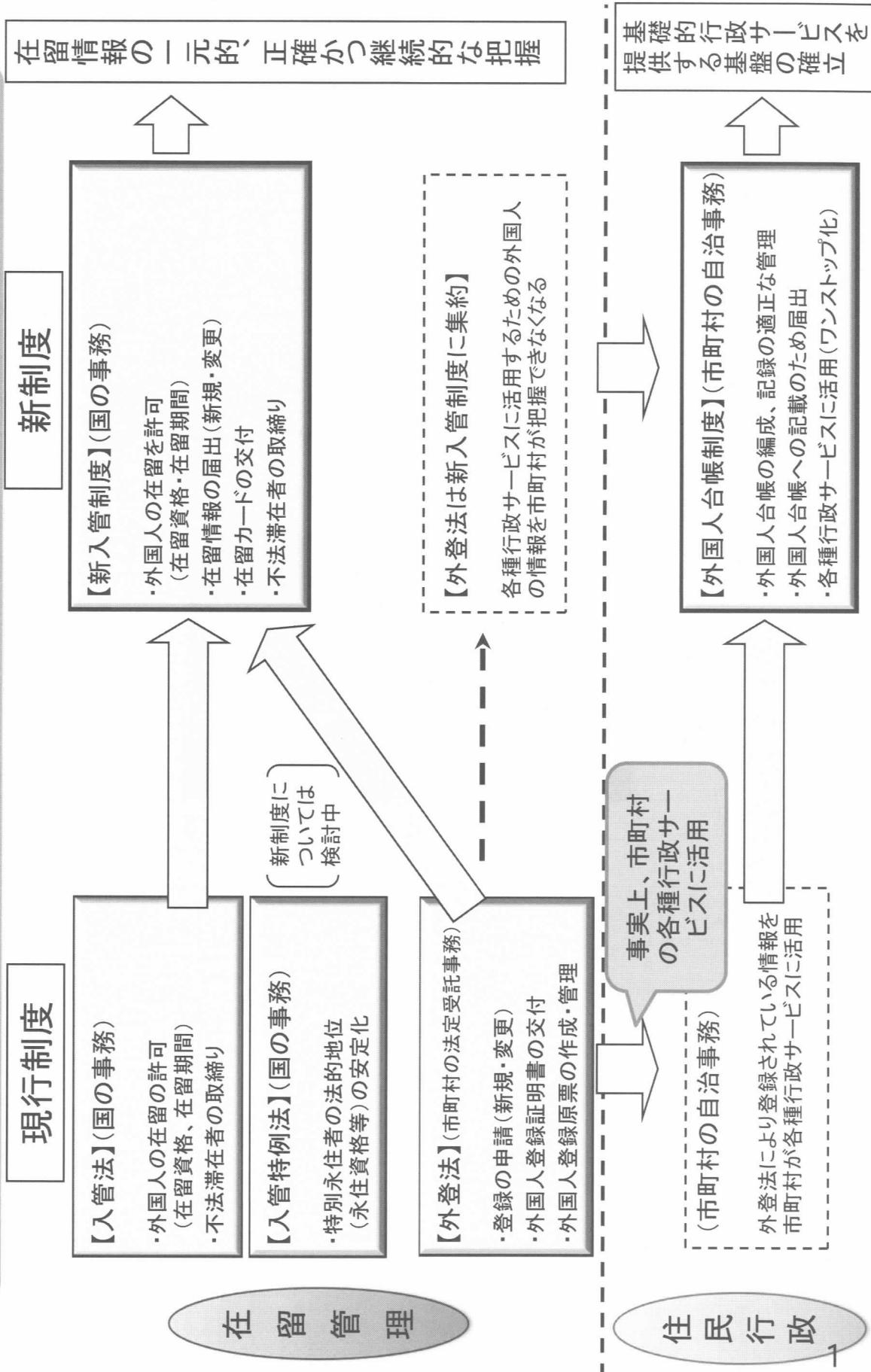




2008.10.15

新たな外国人台帳制度の位置付け（イメージ）

資料1



資料2

外国人台帳制度の新たな整備 (「違法な在留外国人の台帳制度についての基本構想」(平成20年3月)の概要)

本制度のねらい

- 市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有し、住民行政の基礎とするため、現行の外国人登録制度について、住民基本台帳制度も参考とし、新たな台帳制度へと改編

情報の正確性を確保するための措置

- 転出届等を制度化
- 市町村長による職権記載、調査権等を制度化
- 法務大臣から市町村への迅速かつ的確な情報提供
- 市町村間の情報伝達の電子化を検討



行政サービスへの活用等

- 氏名、住所、世帯等に係る必要な情報を台帳に記載

その他

- 台帳と各種行政サービスを連携し、基礎的行政サービスを提供するに当たり基盤となる制度を目指す

- 新制度への円滑な移行・運営のために必要な行政財政上の措置について検討

「新たな在留管理制度に関する提言」に至る経緯

政 府

平成17年6月 犯罪対策閣僚会議(第5回)において、外国人の在留情報の把握と在留管理の問題について、ワーキングチームを設置し、検討していくことを決定
(6. 28)

平成19年7月 犯罪対策閣僚会議(第8回)に「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果」を報告(7. 3)

[法務省]

平成19年2月 法務大臣が、新たな在留管理制度の在り方について、意見を聴取するために入出国管理政策懇談会に検討を依頼、在留管理専門部会を設置
(2. 1)

平成19年8月 出入国管理政策懇談会第9回会合において、専門部会における検討状況を「中間報告」として政策懇談会に報告(8. 1)

平成20年1月 出入国管理政策懇談会第10回会合において、専門部会による最終報告として「新たな在留管理制度に関する提言」案を政策懇談会に報告
(1. 31)

平成20年3月 出入国管理政策懇談会が「新たな在留管理制度に関する提言」を法務大臣へ提出予定

(参考)

「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)
在留外国人の入国後のチェック体制の強化等につき、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出となっている。

「新たな在留管理制度に関する提言」の概要について

1 在留管理制度見直しのねらい

法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を一元的、正確かつ継続的に把握する制度を構築し、的確な在留管理を行う一方で、市区町村において整備される予定の適法な在留外国人の台帳制度により、地域における外国人住民に対する各種行政サービスの向上を図る。そして、これらの制度を通じて、外国人を支援する各種施策が講じられるなど、外国人が生活しやすい温かい環境が醸成されていくことで、共生社会の実現を目指す。

2 新たな在留管理制度（特別永住者等を除く）

法務大臣が外国人の在留状況をより正確に把握するため下記制度を構築する。

- ① 上陸許可等各種許可に伴う在留カード（仮称）の交付
- ② 外国人から法務大臣への在留期間の途中における変更事項の届出（居住地は市区町村を経由した届出）
- ③ 外国人の留・就学先、研修先等から法務大臣への情報提供
- ④ 関係行政機関における情報の相互照会・提供

3 適法な在留外国人の台帳制度の整備

市区町村において、住民基本台帳制度を参考とした適法な在留外国人の台帳制度を整備する。特別永住者も対象とすべきとされている。法務大臣は、必要な情報を提供し、協力する。

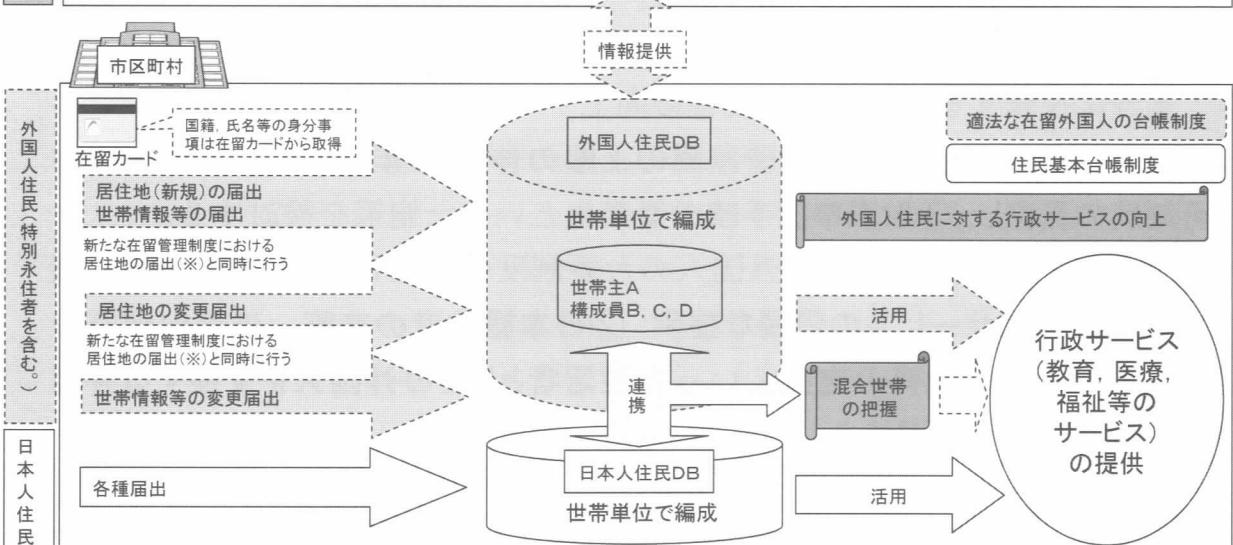
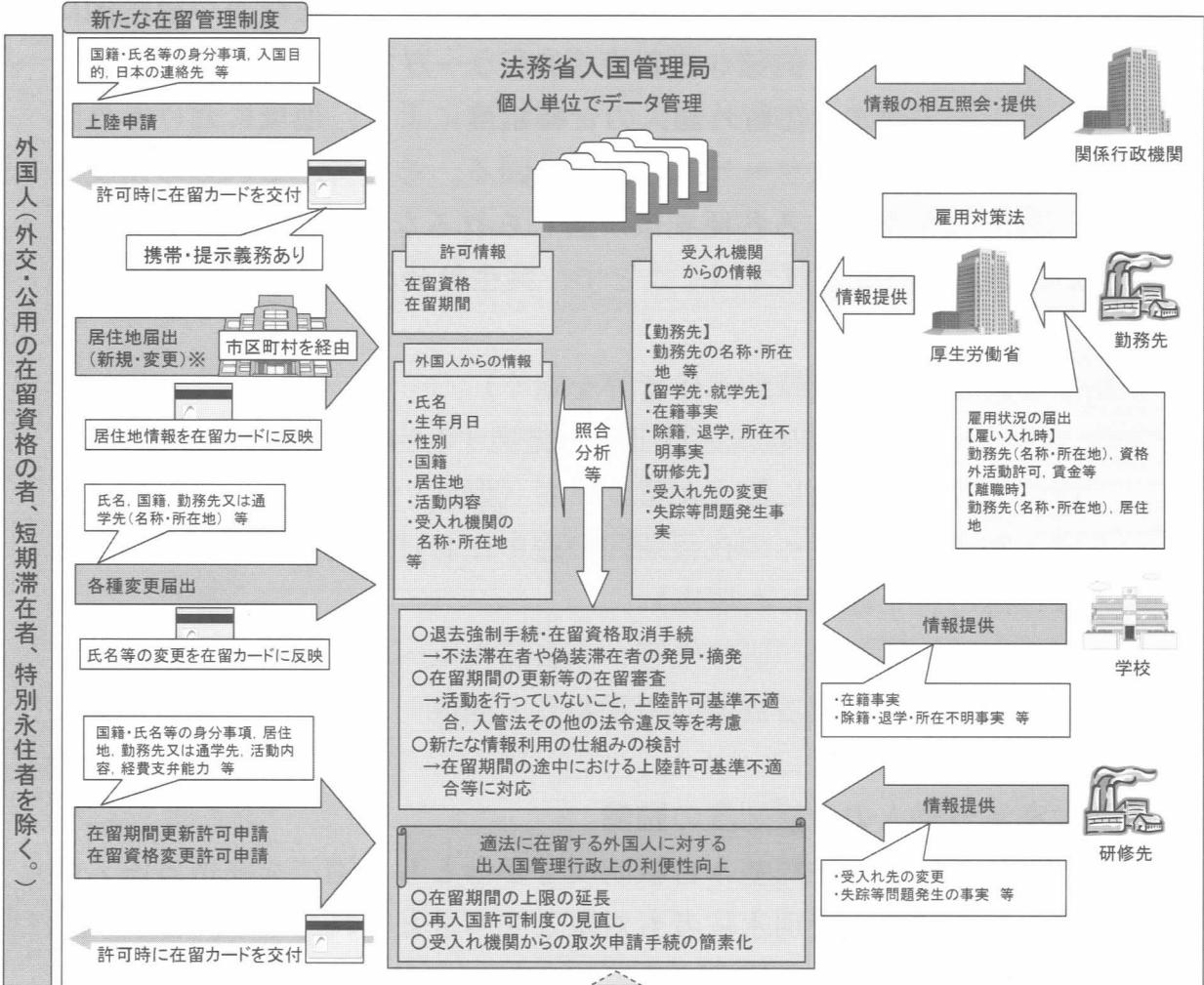
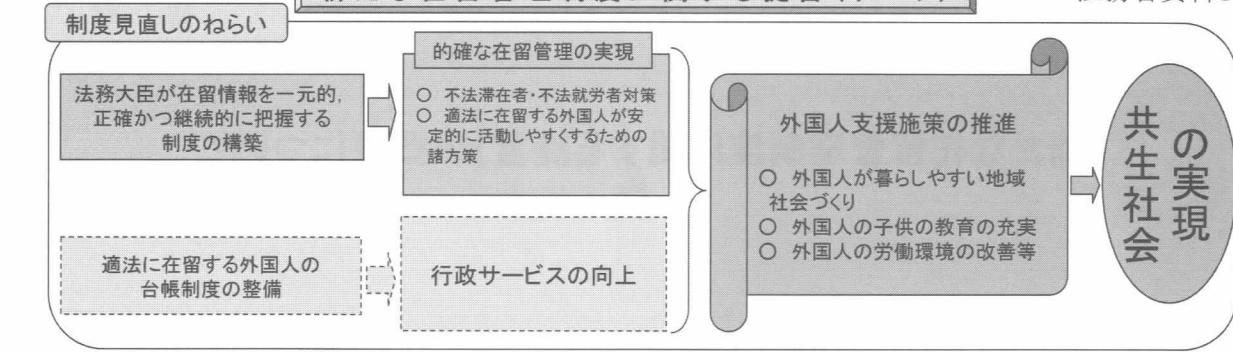
4 適法に在留する外国人の利便性の向上

出入国管理行政上、①在留期間の上限の伸長（3年→5年）、②再入国許可制度の見直し、③取次申請手続の簡素化といった施策を検討する。

そのほか、①適法な在留外国人の台帳制度の整備による教育、医療、福祉等各種行政サービスの円滑な提供、②日本語教育の充実、就学促進等の外国人の子供の教育の充実といった生活者としての外国人を支援する各種施策の推進などが期待される。

新たな在留管理制度に関する提言(イメージ)

法務省資料3



外国人受入れに関する主要な施策・事案及び海外における日本語教育等

平成20年10月
外務省領事局
外国人課

I. 外国人受入れに関する主要な施策・事案

意識啓発

1. 海外交流審議会

- (1) 平成14年10月から「領事改革と外国人問題」をテーマに検討を行い、平成16年10月、答申「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取り組み」を外務大臣に提出。同答申第二部では、在日外国人の直面する問題を具体的に例示し、省庁横断的な対策の必要性を提言。
- (2) 平成18年3月から、「我が国の発信力強化の施策と体制」をテーマに検討を始め、外国人問題については前交流審議会答申のフォローアップを行うことを目的として、「外国人問題作業部会」を設置。

2. 国際シンポジウム

諸外国における外国人の受入れについての知見を外国人集住都市を擁する日本国内の地方公共団体や有識者等に紹介し、今後の日本における外国人の受入れ政策（社会統合政策）のあり方についての議論を深め、国内の啓発に資することを目的として、平成17年より毎年2月ないし3月に開催。第1回から第3回は、国際移住機関（IOM）との共催により東京において開催。第4回は、静岡県及びIOMとの共催により静岡市において開催予定。

第5回となる平成21年は、静岡県同様外国人集住都市を抱える愛知県及びIOMとの共催により、2月28日に愛知県にて開催。

入国・在留手続における外国人の日本語能力の考慮

高村前外務大臣のイニシアチブにより、平和で豊かな社会を共に築いていくパートナーとして、外国人の日本社会への適応力を高めるため、日本語能力を有する外国人について、本邦への入国及び在留手続において優遇することを検討している。具体的な措置は、外務省と法務省の間で検討中であるが、外国人に付与する在留期間の延長や日本語を駆使する職種の受入れの円滑化が含まれる。

2008年1月の検討開始に際し、一部外国メディアにおいて、日本語能力を有さない外国人に対して新たな規制を課すものと受け止められたが、本件は、日本語能力を有する外国人の便宜を図るためのものであり、規制を強化するものではなく緩和するものである。

在日外国人支援（JICAによる青年海外協力隊の帰国隊員の活用）

1. 就職情報等の提供

外国人を支援している団体・企業からの就職情報及びボランティア活動への要請を定期的に帰国隊員専用ホームページに掲載している。

2. 自治体等への紹介

在日外国人問題を抱える自治体及び外国人子弟への対応に苦慮している教育委員会に対し、帰国隊員を紹介するなどしている。

3. NGOへの橋渡し支援

NGOの設立やNGOへの進路を希望する帰国隊員に対し、講座の開催等の帰国隊員支援プログラムを実施している。

4. 多文化共生関連

JICAでは、帰国隊員が中心となって活動している各組織と連携し、外国人支援のイベントやセミナーを開催するなどしている。

海外における事例調査（委託調査）

1. 諸外国における外国人受入れ政策について、国内の専門家に委託して調査を実施。結果は、海外交流審議会、関係省庁、外国人集住都市等にフィードバック。
2. 平成17年度は、ドイツ、英国、アイルランド、米国、カナダ、オランダ、フランスにおける外国人の在留管理の実情につき調査。
3. 平成19年度は、イタリア及び韓国における外国人政策につき調査。

経済連携協定（EPA）の締結

投資規制撤廃、人的交流の拡大（「人の移動」）、知的財産制度、競争政策の調和、各分野での協力など、幅広い経済関係の強化を目的とする協定の締結に取り組む。

2008年7月に発効したインドネシアとのEPAにより、国家資格の取得のための必要な知識及び技術の習得を目的として、インドネシアより、看護師・介護福祉士候補者を受入れている。

Ⅱ. 海外における日本語教育等

日本語教育等

1. 國際交流基金による日本語教育事業（注：海外における日本語学習者は約300万人）

（1）海外における日本語教育拠点「JFにほんごネットワーク」（通称「さくらネットワーク」）の整備

国際交流基金事務所 19箇所を始めとする日本語教育拠点のネットワーク化。（2008年10月現在31か国40箇所、2010年度末までに100箇所に拡充予定。）

(2) 日本語教育専門家等の派遣

各国教育省、国際交流基金事務所、教育機関等100箇所以上のポストに派遣。

(3) 日本語教材開発及び寄贈

2007年度は世界約100か国に1000件以上の寄贈を実施。

(4) 日本語教育専門家及び学習者等の訪日研修

(5) 日本語能力試験の実施

2. 日系人を対象としたJICA事業

(1) 日系社会へのボランティア派遣

中南米諸国における日系人社会及び地域社会の発展に協力するためのボランティアを派遣するもの。

2008年から「現職教員特別参加制度」を創設。同制度は、日本国内の国公立の小中高教員を中南米諸国の日系人団体等が運営する学校に派遣し、日本語・情操教育の指導、日本の歴史・文化・習慣の紹介及び学校行事の補助を行うものである。また、これら教員がその同活動を通じ、派遣先国の言語の習得及び社会・文化等について理解を深めることにより、帰国後、日本国内で日系人子弟の教育にその経験を活かすことが期待される。なお、派遣人数は、年間10人程度。派遣国は、当初はブラジル。ボランティアの募集先は、当初は在日ブラジル人の人口が5,000人以上を占める県及びその指定都市である。

(2) 日系研修員受入れ

中南米の日系人への技術協力を通じ、国造りに貢献することを目的として実施するもの。

(3) 日本語学校生徒研修

海外における日本語を学習する日系人子弟のうち、特に成績優秀な生徒を対象として、日本語、日本文化等の研修を行うもの。

(4) 日系社会リーダー育成事業

将来の日系社会を担い得るリーダーを育成することを目的に、修士の学位の取得を目的として日本の大学院に留学が決定又は留学を希望している中南米地域の日系人に対し、滞在費、学費等の手当を支給するもの。

外国人児童生徒教育の充実方策について(報告)

平成19年7月に「初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会」(座長:池上久雄東京大学総長室顧問)を設置し、今後の外国人児童生徒の在り方について検討。本年6月27日に標記の報告を取りまとめた。

主な提言事項のポイント

1. 外国人児童生徒の就学支援

- 外国人の子どもの就学状況に関する定期的・継続的な調査の実施
- 就学ガイドブックの活用等による外国語による就学案内や就学情報の提供の取組の推進
- 教育委員会と地域のボランティア団体、児童相談所、スクール・ソーシャルワーカー等の連携による就学促進活動の実施
- 地域の拠点校等を中心とした教員等の巡回指導などによる受入・指導体制の推進

2. 外国人児童生徒の適応指導・日本語指導

- 小・中学校への入学を予定する外国人の子どものための初期指導教室の普及
- JSL (Japanese as a second language: 第二言語としての日本語) カリキュラムの普及・定着のための教員研修や実践事例等の情報提供の実施
- 学校において活用可能な外国人児童生徒の日本語能力の測定方法や外国人児童生徒の体系的かつ総合的な日本語指導のガイドラインの開発
- 外国人児童生徒等の日本語指導に対応した教員の必要な定数の改善と学校への配置の推進
- 外国人児童生徒の支援員等の配置の促進
- 外国人児童生徒の指導にあたる教員や支援員等の養成・確保
 - ・教員養成系大学等の教職課程に在籍する学生等の日本語教育等の講座の履修促進
 - ・教員や支援員の採用・確保等における日本語教育等に関する知識・経験等の考慮
 - ・日本語指導、国際理解教育に関する専門的な研修の実施や様々な現職教員研修の活用
 - ・外国人児童生徒への日本語教育能力に関する資格・認定制度の検討
- 高等学校への入学者選抜に当たり、特別定員枠の設定等の措置の促進

3. 地域における外国人児童生徒等の教育の推進

- 外国人児童生徒も含めた放課後等の居場所づくりの推進
- 地域住民やNPOやボランティア団体等と学校の連携による地域を挙げた外国人児童生徒教育等を含む学校支援体制の構築
- 外国人の保護者、外国人学校在籍者等を対象とした地域の日本語教育の推進

外国人の生活環境適応加速プログラム 平成21年度概算要求額
638百万円(419百万円)

我が国に滞在する外国人が日本語能力が十分でないこと等による地域社会との軋轢や摩擦
不就学や日本語指導が必要な児童生徒の増加など、教育問題の増加

経済財政改革の基本方針2008等において外国人に対する日本語教育の充実や外国人子弟の
就学の促進など外国人の生活環境適応のための対策の充実を提言

外国人の生活環境適応加速プログラムの推進

- 調査研究委託(50百万円)【拡充】
・ブラジル人学校等の教育状況や管理運営体制の改善等に資するため、
・ブラジル人学校やブラジル人子弟等を取り巻く緊密の課題についての調査研究を実施
- 外国人児童生徒の日本語指導等の充実のための
総合的な調査研究(11百万円)【新規】
・適応指導・日本語指導に関する体系的・総合的なガイドラインや、
・外国人児童生徒の日本語能力の測定方法、現職教員等を対象とした実践的な研修マニュアルの開発に関する調査研究を実施
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業(169百万円)【拡充】
・日本に在留する外国人児童生徒の母国政府との協議会を開催
・日系人等を活用した日本語教室、日本語能力を有する外国人等を対象とした指導者養成、ボランティアの長期研修等を実施

外国人労働者問題関係省庁との連携

外国人の日本社会での生活環境適応の実現・加速

日系人の雇用対策

～日系人の雇用の安定と適正な雇用管理の実施を図る～

○ハローワークの外国人労働者専門官等による雇用管理改善

(労働基準監督署、社会保険事務所、入国管理局等との連携)

○外国人雇用状況届出制度により、外国人雇用状況をきめ細かに把握

○外国人指針に基づく雇用管理改善指導（社会保険等の加入促進、日本人と同等の待遇確保）

※ 平成21年度概算要求において、日系人を雇用する事業所に対する社会保険労務士や業界団体を活用した雇用管理改善指導を予定。

【太田、松本、大垣、美濃加茂、浜松、豊田、豊橋、刈谷、四日市のハローワーク】

○日系人就業支援事業（平成16年度～）

○不就学又は不就労の若年日系人にに対する職業ガイダンス等を実施（自治体や地元日系人コミュニティと連携して、職場のしきたり・マナー等、日系人から要望のあつたテーマについて日系人が集まる場に出向いてガイダンスを実施）

- ・キャリア形成相談員（※）、外国人労働者専門官等による職業意識啓発指導、職業相談等を行う。（※）地元の県国際交流協会の推薦や高校の日本語指導助手経験者等を採用
- ・成功した日系人を講師として招き、職業講話をを行う。

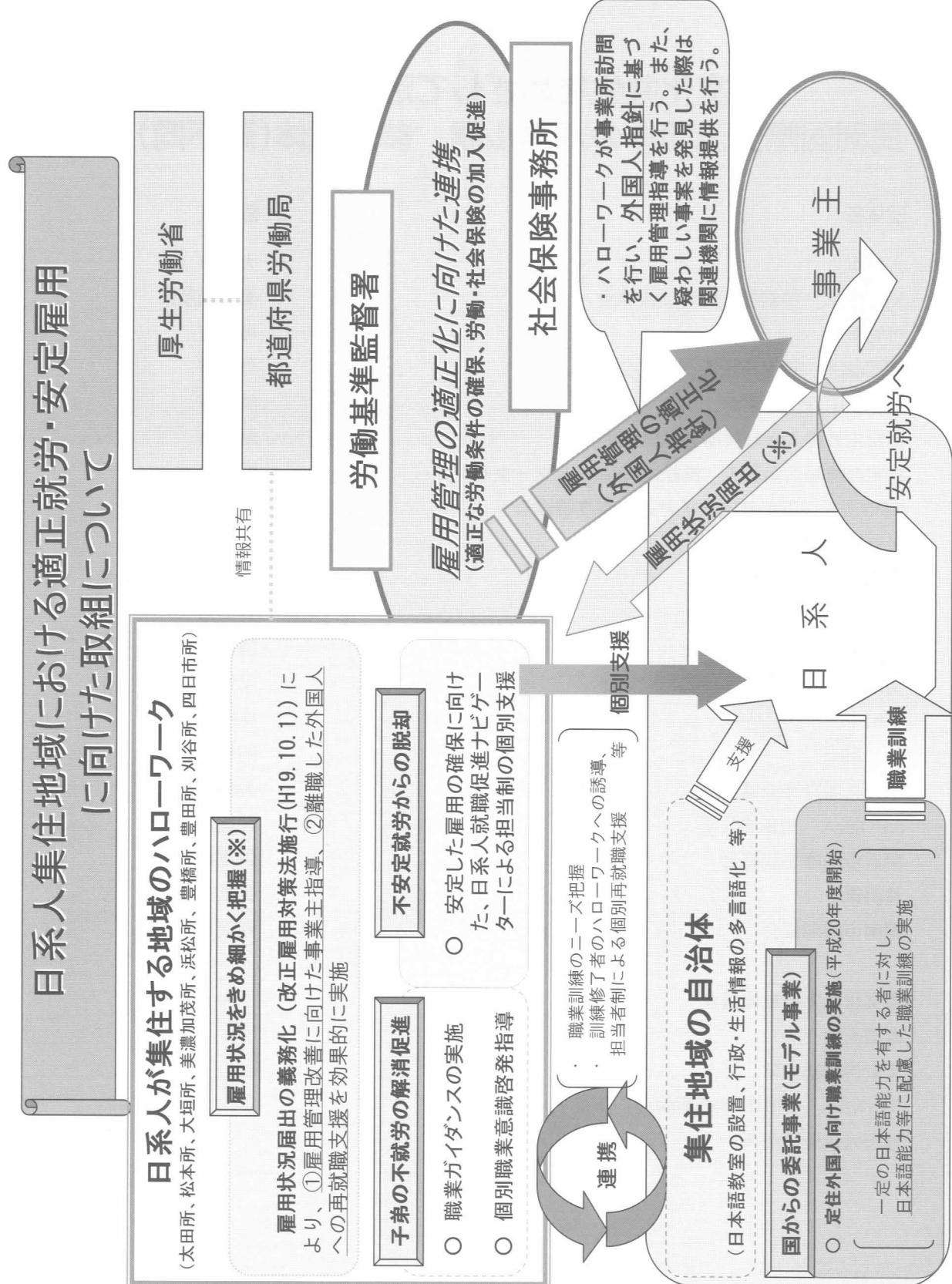
〔平成19年度ガイダンス等実績 147回 1,595人〕

○日系人就職支援プログラム（平成19年度～）

(日系人就職促進ナビゲーター（※）の担当者制による個別就職支援)

○就職者一人一人の問題点を分析し、就職に必要なメニュー（履歴書提出、面接等）の計画を立てる。その計画に基づき履歴書の書き方、面接の受け方等について相談、援助を行う。（※）日系人関係に通じたキャリアカウンセラー資格者等を採用

〔平成20年4月～8月プログラム修了者243人のうち163人が就職（就職率67%）〕



多文化共生をめざして活動する 民間国際交流団体のパネル展 参加団体(順不同)

| 団体名 | 都市名 |
|---------------------------|-------|
| 大垣市 | 大垣市 |
| NPO法人 美濃加茂国際交流協会 | 美濃加茂市 |
| 可児市 | 可児市 |
| NPO法人 可児市国際交流協会 | 可児市 |
| (財)浜松国際交流協会 | 浜松市 |
| 浜松市外国人医療援助会(MAF浜松) | 浜松市 |
| 特定非営利活動法人 浜松NPOネットワークセンター | 浜松市 |
| NPO法人 浜松外国人子ども教育支援協会 | 浜松市 |
| 浜松日本語ネットワーク | 浜松市 |
| 磐田国際交流協会 | 磐田市 |
| 磐田市多文化交流センター | 磐田市 |
| 掛川市 | 掛川市 |
| 菊川市 | 菊川市 |
| 豊田市 | 豊田市 |
| 四日市市 | 四日市市 |
| (財)鈴鹿国際交流協会 | 鈴鹿市 |
| NPO法人 愛伝舎 | 鈴鹿市 |
| 伊賀市国際交流協会 | 伊賀市 |
| 長浜市 | 長浜市 |
| 湖南市国際協会 | 湖南市 |
| | |
| 多文化共生推進協議会 | |
| 群馬大学 | |
| 東京外国語大学 | |
| NPO法人 全国日本語教師会 | |
| 外国人政策研究所 | |

外国人集住都市会議の概要

設立趣旨

外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立するものである。

また、外国人住民に係わる諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを検討していく。

こうした諸活動を通して、分権時代の新しい都市間連携を構築し、今後の我が国の諸都市における国際化に必要不可欠な外国人住民との地域共生の確立を目指していく。(2001年5月7日)

開催経緯

2001年5月7日、浜松市で第1回会議を開催し、設立趣旨を了承。その後、同年10月19日、「外国人集住都市公開首長会議」を浜松市で開催し、外国人住民との地域共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択。11月30日には、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、社会保険庁の5省2庁に「浜松宣言及び提言」の申し入れを行った。

2002年度は、前年と同じく浜松市で第1回会議を開催後、関係省庁と会員都市首長の意見交換の場となる会議の開催を決議し、11月7日には「外国人集住都市東京会議」を東京都内で開催し、「14都市共同アピール」を行った。

2003年度は、豊田市で第1回会議を開催後、11月11日に厚生労働省、日本経団連、JICA研修員を交え「外国人集住都市会議シンポジウムin豊田」を開催した。

2004年度は、前年同様豊田市で第1回会議を開催後、10月29日に豊田市で関係省庁ならびに日本経団連と会員都市首長の意見交換の場となる「外国人集住都市会議in豊田」を開催し、「豊田宣言及び部会報告」を採択し、日本経団連の奥田会長の記念講演を実施した。

2005年度は、多くの課題の中で最も緊急性の高い「子ども」に焦点をあて、四日市市が座長を務める2年間のテーマを「未来を担う子どもたちのために」とした。11月11日には「外国人集住都市会議よっかいち2005」を、外国人当事者やNPO代表の参加により開催した。11月には、豊田宣言をベースに「規制改革要望書」を提出し、要望内容に対して関係省庁からの正式な回答を得た。

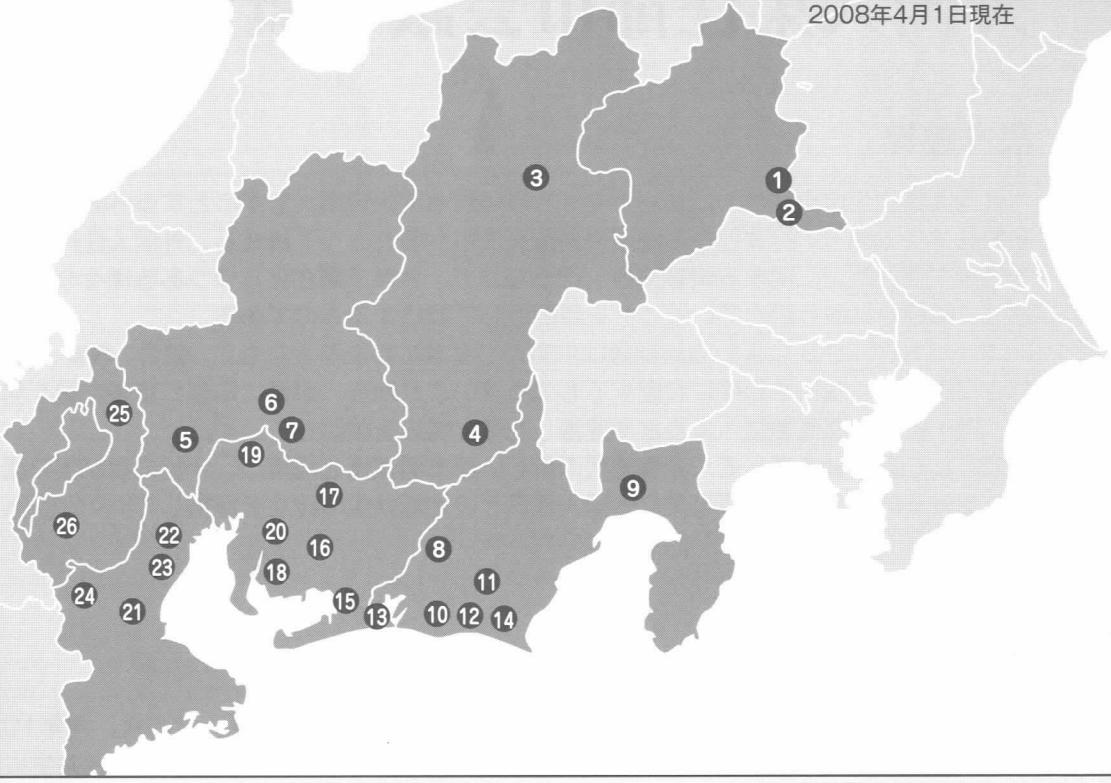
2006年度は、昨年度に引き続き、同じテーマで調査・研究を進め、6月と10月に「規制改革要望書」を提出するとともに、11月21日「外国人集住都市会議 東京2006」を開催し、「よっかいち宣言」を採択した。

2007年度は、3ブロックに分かれ、「地域コミュニティ」、「外国人の就労」、「外国人児童生徒の教育」について研究。規制改革要望を行った。国の在留管理制度の見直しに即時対応するためにプロジェクトチームを結成。職員間の情報交換や、諸制度や課題への理解を深めるため、太田市・大泉町にて担当職員研修会を開催した。11月28日に美濃加茂市で「外国人集住都市会議みのかも2007」を開催した。

2008年度は、昨年度に引き続き、同じテーマで調査、研究を進め、6月に規制改革要望を行うとともに、10月15日「外国人集住都市会議 東京2008」を開催。

外国人集住都市会議会員都市の外国人登録者データ

2008年4月1日現在



| | | |
|---|---|---|
| ①群馬県太田市 218,981人／8,727人(4.0%) ①ブラジル ②フィリピン ③中国 | ⑩静岡県磐田市 176,912人／9,885人(5.6%) ①ブラジル ②中国 ③フィリピン | ⑯愛知県小牧市 153,694人／9,583人(6.2%) ①ブラジル ②中国 ③ペルー |
| ②群馬県大泉町 42,113人／6,878人(16.3%) ①ブラジル ②ペルー ③中国 | ⑪静岡県掛川市 120,903人／5,542人(4.6%) ①ブラジル ②フィリピン ③中国 | ⑰愛知県知立市 69,553人／4,518人(6.5%) ①ブラジル ②中国 ③フィリピン |
| ③長野県上田市 165,990人／5,247人(3.2%) ①ブラジル ②中国 ③ペルー | ⑫静岡県袋井市 86,451人／4,087人(4.7%) ①ブラジル ②中国 ③フィリピン | ㉑三重県津市 291,880人／9,158人(3.1%) ①ブラジル ②中国 ③フィリピン |
| ④長野県飯田市 106,543人／3,014人(2.8%) ①ブラジル ②中国 ③フィリピン | ⑬静岡県湖西市 46,347人／3,857人(8.3%) ①ブラジル ②ペルー ③フィリピン・インドネシア | ㉒三重県四日市市 313,495人／9,693人(3.1%) ①ブラジル ②韓国・朝鮮 ③中国 |
| ⑤岐阜県大垣市 166,960人／7,370人(4.4%) ①ブラジル ②中国 ③韓国・朝鮮 | ⑭静岡県菊川市 49,729人／4,158人(8.4%) ①ブラジル ②フィリピン ③中国 | ㉓三重県鈴鹿市 203,716人／10,205人(5.0%) ①ブラジル ②ペルー ③中国 |
| ⑥岐阜県美濃加茂市 55,083人／5,927人(10.8%) ①ブラジル ②フィリピン ③中国 | ⑮愛知県豊橋市 383,945人／20,428人(5.3%) ①ブラジル ②韓国・朝鮮 ③フィリピン | ㉔三重県伊賀市 101,906人／4,848人(4.8%) ①ブラジル ②中国 ③ペルー |
| ⑦岐阜県可児市 102,858人／7,244人(7.0%) ①ブラジル ②フィリピン ③韓国・朝鮮 | ⑯愛知県岡崎市 375,067人／12,229人(3.3%) ①ブラジル ②韓国及び朝鮮 ③中国 | ㉕滋賀県長浜市 85,025人／4,177人(4.9%) ①ブラジル ②ペルー ③中国 |
| ⑧静岡県浜松市 823,628人／33,326人(4.0%) ①ブラジル ②中国 ③フィリピン | ⑰愛知県豊田市 420,816人／16,350人(3.9%) ①ブラジル ②中国 ③韓国・朝鮮 | ㉖滋賀県湖南市 56,264人／3,350人(6.0%) ①ブラジル ②韓国・朝鮮 ③ペルー |
| ⑨静岡県富士市 244,140人／4,812人(2.0%) ①ブラジル ②中国 ③フィリピン | ⑱愛知県西尾市 108,341人／5,871人(5.4%) ①ブラジル ②中国 ③フィリピン | 【凡例】 |

1. 外国人登録関係事務件数の推移

(単位：件)

| 年 | 1990年 (H2) | 1995年 (H7) | 2000年 (H12) | 2001年 (H13) | 2002年 (H14) | 2003年 (H15) | 2004年 (H16) | 2005年 (H17) | 2006年 (H18) | 2007年 (H19) |
|-------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 群馬 太田市 | — | — | 19,476 | 20,802 | 20,078 | 18,103 | 20,708 | 25,664 | 23,648 | 25,081 |
| 大泉町 | 8,467 | 12,273 | 22,157 | 22,433 | 21,083 | 23,004 | 23,694 | 24,597 | 26,823 | 23,874 |
| 上田市 | — | — | 20,669 | 19,381 | 19,324 | 20,134 | 19,900 | 21,248 | 23,123 | 19,276 |
| 長野 飯田市 | 2,950 | 8,180 | 13,037 | 11,347 | 11,264 | 14,486 | 14,472 | 13,089 | 12,505 | 13,070 |
| 大垣市 | 3,597 | 8,706 | 18,066 | 14,823 | 14,992 | 15,732 | 16,533 | 20,046 | 28,979 | 21,473 |
| 岐阜 美濃加茂市 | — | — | 13,132 | 10,434 | 12,032 | 14,262 | 17,641 | 19,976 | 21,010 | 21,279 |
| 可児市 | — | — | 15,767 | 13,465 | 15,668 | 21,844 | 21,485 | 22,685 | 25,572 | 25,259 |
| 浜松市 | 42,435 | 58,625 | 75,427 | 72,636 | 83,114 | 86,640 | 93,476 | 103,683 | 110,729 | 165,009 |
| 富士市 | 4,429 | 8,041 | 10,658 | 15,450 | 16,486 | 18,243 | 17,957 | 17,804 | 17,006 | 16,883 |
| 磐田市 | 4,077 | 10,142 | 14,966 | 15,484 | 17,069 | 16,584 | 21,103 | 35,452 | 40,467 | 38,644 |
| 掛川市 | — | 3,497 | 6,392 | 6,991 | 7,316 | 8,758 | 10,702 | 19,222 | 23,745 | 23,769 |
| 袋井市 | — | 2,995 | 4,569 | 5,272 | 5,429 | 6,362 | 7,890 | 14,077 | 11,801 | 11,606 |
| 湖西市 | 7,166 | 9,804 | 12,769 | 9,480 | 12,465 | 12,053 | 9,360 | 12,253 | 15,116 | 15,354 |
| 菊川市 | — | — | 14,266 | 13,985 | 13,847 | 15,044 | 16,710 | 17,963 | 17,588 | 24,322 |
| 豊橋市 | 42,084 | 42,607 | 56,168 | 47,505 | 55,438 | 56,862 | 63,238 | 64,755 | 68,424 | 72,525 |
| 岡崎市 | — | — | — | 17,173 | 21,314 | 26,496 | 30,018 | 31,858 | 33,096 | 36,623 |
| 豊田市 | 22,116 | 28,376 | 38,974 | 40,376 | 42,381 | 44,004 | 48,348 | 53,922 | 56,736 | 59,023 |
| 西尾市 | — | — | 7,390 | 7,893 | 9,067 | 10,893 | 12,979 | 15,608 | 21,537 | 22,574 |
| 小牧市 | — | — | 25,174 | 25,330 | 25,252 | 27,896 | 29,707 | 32,678 | 34,800 | 34,865 |
| 知立市 | — | — | — | — | — | — | — | — | 37,687 | 38,760 |
| 津市 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 四日市市 | 12,152 | 18,269 | 25,809 | 26,663 | 27,449 | 29,499 | 31,889 | 32,677 | 35,110 | 28,373 |
| 三重 鈴鹿市 | — | — | 33,019 | 34,658 | 29,949 | 33,299 | 40,581 | 40,213 | 43,717 | 45,879 |
| 伊賀市 | — | — | — | — | — | — | 9,823 | — | 13,971 | 14,693 |
| 長浜市 | — | — | — | — | — | — | — | 16,488 | 16,240 | 18,054 |
| 滋賀 湖南市 | — | — | — | — | — | — | — | 7,722 | 9,643 | 11,027 |

2. 永住者の推移

(単位:人)

| 年 | 2000年 (H12) | | | 2002年 (H14) | | | 2004年 (H16) | | | 2006年 (H18) | | | 2008年 (H20) | | |
|----------|----------------|-------|------|----------------|-------|-------|----------------|-------|-------|----------------|-------|-------|----------------|-------|--|
| | ブラジル | 総数 | ブラジル | 総数 | ブラジル | 総数 | ブラジル | 総数 | ブラジル | 総数 | ブラジル | 総数 | ブラジル | 総数 | |
| 群馬 太田市 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1,402 | - | - | 2,155 | |
| 群馬 大泉町 | - | 372 | - | 655 | - | 870 | - | - | - | - | 1,184 | - | - | 1,835 | |
| 長野 上田市 | 19 | 292 | 62 | 373 | 160 | 556 | 268 | 833 | 268 | 833 | 571 | 129 | 129 | 1,188 | |
| 長野 飯田市 | 78 | 250 | 76 | 348 | 94 | 525 | 80 | 571 | 1,340 | 827 | 1,652 | 1,360 | 1,360 | 842 | |
| 岐阜 大垣市 | - | - | - | - | - | 584 | - | - | - | - | - | - | - | 1,886 | |
| 岐阜 美濃加茂市 | - | - | - | - | - | 436 | 773 | 955 | - | - | 1,351 | 1,331 | 1,331 | 1,873 | |
| 岐阜 可児市 | - | - | - | - | - | - | 1,047 | - | - | - | 1,723 | - | - | 2,538 | |
| 岐阜 浜松市 | 109 | 1,992 | 677 | 3,074 | 2,211 | 5,301 | 4,319 | 8,453 | 693 | 1,388 | 955 | 955 | 955 | 1,819 | |
| 静岡 富士市 | - | - | - | - | - | 426 | 1,175 | - | - | - | 1,336 | 2,021 | 2,021 | 2,459 | |
| 静岡 蟹田市 | - | 89 | - | - | - | 408 | 648 | - | - | - | 1,112 | 1,291 | 1,291 | 1,748 | |
| 静岡 掛川市 | 4 | 25 | 64 | 117 | 188 | 309 | 794 | - | - | - | - | - | - | 1,152 | |
| 静岡 袋井市 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 静岡 湖西市 | - | 62 | 40 | 187 | 195 | 397 | 318 | 566 | - | - | 588 | 588 | 588 | 930 | |
| 静岡 菊川市 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 静岡 豊橋市 | 27 | 179 | 640 | 1,062 | 1,652 | 2,269 | 2,715 | 3,641 | - | - | 1,265 | 1,265 | 1,265 | 1,578 | |
| 静岡 岡崎市 | - | - | - | 897 | - | 1,425 | - | 1,667 | - | - | 4,393 | 4,393 | 4,393 | 5,646 | |
| 愛知 豊田市 | 25 | 1,941 | 836 | 3,068 | 1,700 | 4,108 | 2,375 | 5,103 | - | - | 3,444 | 3,444 | 3,444 | 5,229 | |
| 愛知 西尾市 | 20 | 529 | 293 | 842 | 517 | 1,084 | 725 | 1,306 | - | - | 1,169 | 1,169 | 1,169 | 1,855 | |
| 愛知 小牧市 | - | - | 397 | 789 | 1,000 | 1,673 | 1,453 | 2,357 | - | - | 2,097 | 2,097 | 2,097 | 3,322 | |
| 愛知 知立市 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1,496 | 1,496 | 1,496 | 1,846 | |
| 三重 四日市市 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1,706 | 1,706 | 1,706 | 1,904 | |
| 三重 鈴鹿市 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 三重 伊賀市 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 滋賀 長浜市 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 滋賀 滋賀湖南市 | 5 | 54 | 17 | 90 | 74 | 210 | 183 | 365 | 454 | 454 | 741 | 741 | 741 | 741 | |

(基準日は3月末ですが、都市によって若干異なります(以降のデータも同様))

* 富士市：2008年分は2009年1月15日現在の数値
** 豊田市：2008年分は2009年1月18日現在の数値
*** 豊田市：2008年分は2008年12月31日現在の数値

3. 国民健康保険加入状況

| 都 市 名 | 外 国 人 住 民 加 入 状 況 | | | 加 入 率 (外 国 人) | | | 加 入 率 (全 体) | | |
|------------|-------------------|---------|---------|---------------|---------|---------|-------------|---------|---------|
| | 人 員 (人) | 世 帯 (戸) | 人 員 (%) | 世 帯 (%) | 人 員 (%) | 世 帯 (%) | 人 員 (%) | 世 帯 (%) | 人 員 (%) |
| 群馬 太田 市 | 3,278 | 1,806 | 37.60 | 41.90 | 36.40 | 43.40 | 36.40 | 43.40 | 48.40 |
| 群馬 大泉 町 | 2,675 | 1,296 | 38.90 | 33.40 | 34.40 | 34.40 | 34.40 | 42.20 | 42.20 |
| 長野 上田 市 | 1,972 | 1,156 | 37.23 | 33.40 | 37.00 | 37.00 | 37.00 | 54.30 | 54.30 |
| 長野 飯田 市 | 582 | 1,062 | 35.20 | 43.10 | 25.80 | 25.80 | 25.80 | 39.80 | 39.80 |
| 岐阜 大垣 市 | 2,559 | 1,367 | 34.72 | 32.86 | 34.60 | 34.60 | 34.60 | 49.57 | 49.57 |
| 岐阜 美濃加茂 市 | 1,771 | 893 | 29.90 | 26.40 | 27.20 | 27.20 | 27.20 | 42.10 | 42.10 |
| 岐阜 可児 市 | 1,958 | 956 | 26.87 | 26.59 | 31.98 | 31.98 | 31.98 | 44.92 | 44.92 |
| 岐阜 浜松 市 | 10,214 | 5,476 | 30.65 | 28.39 | 35.94 | 35.94 | 35.94 | 47.32 | 47.32 |
| 岐阜 富士 市 | 1,846 | 1,191 | 38.36 | 54.21 | 27.79 | 27.79 | 27.79 | 41.60 | 41.60 |
| 岐阜 豊田 市 | 1,406 | 539 | 14.22 | 10.01 | 33.08 | 33.08 | 33.08 | 47.42 | 47.42 |
| 静岡 掛川 市 | 873 | 493 | 15.75 | 18.38 | 32.90 | 32.90 | 32.90 | 48.40 | 48.40 |
| 静岡 袋井 市 | 1,114 | 523 | 27.26 | 25.49 | 31.76 | 31.76 | 31.76 | 44.96 | 44.96 |
| 静岡 湖西 市 | 336 | 172 | 8.71 | 7.30 | 29.55 | 29.55 | 29.55 | 40.52 | 40.52 |
| 静岡 菊川 市 | 510 | 305 | 12.27 | 16.15 | 33.42 | 33.42 | 33.42 | 48.46 | 48.46 |
| 静岡 豊橋 市 | 5,350 | 2,911 | 26.20 | 24.70 | 32.42 | 32.42 | 32.42 | 42.80 | 42.80 |
| 静岡 岡崎 市 | 3,958 | 2,358 | 32.37 | 29.72 | 30.31 | 30.31 | 30.31 | 41.91 | 41.91 |
| 愛知 豊田 市 | 4,618 | 2,629 | 28.24 | 29.09 | 27.51 | 27.51 | 27.51 | 37.39 | 37.39 |
| 愛知 西尾 市 | 1,782 | 955 | 30.00 | 28.40 | 34.20 | 34.20 | 34.20 | 50.80 | 50.80 |
| 愛知 小牧 市 | 3,722 | 1,879 | 38.83 | 36.07 | 32.53 | 32.53 | 32.53 | 42.36 | 42.36 |
| 愛知 知立 市 | 1,340 | 641 | 29.66 | 27.17 | 26.61 | 26.61 | 26.61 | 35.97 | 35.97 |
| 三重 四日市 市 | 3,085 | 1,798 | 31.83 | 30.66 | 31.95 | 31.95 | 31.95 | 44.03 | 44.03 |
| 三重 鈴鹿 市 | 3,263 | 1,835 | 31.97 | 29.99 | 29.87 | 29.87 | 29.87 | 41.17 | 41.17 |
| 三重 伊賀 市 | 1,063 | 586 | 21.93 | 17.74 | 35.52 | 35.52 | 35.52 | 49.41 | 49.41 |
| 三重 長浜 市 | 1,600 | 804 | 38.31 | 30.68 | 32.94 | 32.94 | 32.94 | 48.36 | 48.36 |
| 滋賀 滋賀 湖南 市 | 1,212 | 511 | 36.18 | 28.53 | 28.35 | 28.35 | 28.35 | 38.66 | 38.66 |

(基準日 : 2008年3月末現在)

4. 国民年金加入状況

| 都市名 | 外国人住民 加入者数(人) | | 外国人 加入率(%) | 全 体 | 外国人の免除申請件数 |
|----------|------------------|------------------|---------------|-----|------------|
| | 都市名 | 外国人住民 加入者数(人) | | | |
| 群馬 太田市 | 579 | 0.47 | 27.98 | 361 | |
| 群馬 大泉町 | 291 | 5.81 | 22.31 | 101 | |
| 長野 上田市 | — | — | — | — | |
| 長野 飯田市 | — | — | 28.42 | — | |
| 岐阜 大垣市 | 552 | 9.64 | 24.91 | 146 | |
| 岐阜 美濃加茂市 | 272 | 5.62 | 22.37 | — | |
| 岐阜 可児市 | 390 | 7.05 | 21.67 | 24 | |
| 岐阜 浜松市 | 4,894 | 19.27 | 26.69 | — | |
| 岐阜 富士市 | 847 | 22.50 | 25.50 | 94 | |
| 岐阜 蟹田市 | 1,245 | 16.24 | 22.47 | 233 | |
| 静岡 掛川市 | — | — | 23.20 | — | |
| 静岡 袋井市 | 208 | 6.74 | 35.20 | 62 | |
| 静岡 湖西市 | — | — | — | — | |
| 静岡 菊川市 | — | — | — | — | |
| 静岡 豊橋市 | 2,742 | 18.37 | 26.99 | 508 | |
| 静岡 囲崎市 | 2,215 | 23.44 | 36.94 | 425 | |
| 愛知 豊田市 | 2,101 | 16.47 | 20.91 | — | |
| 愛知 西尾市 | 683 | 11.60 | 13.90 | 129 | |
| 愛知 小牧市 | 854 | 11.45 | 23.07 | — | |
| 愛知 知立市 | 389 | 11.42 | 18.56 | 33 | |
| 愛知 津市 | 674 | 8.96 | 16.41 | 227 | |
| 三重 四日市市 | 1,069 | 11.03 | 13.73 | — | |
| 三重 鈴鹿市 | 695 | 9.14 | 24.36 | 174 | |
| 三重 伊賀市 | 538 | 13.91 | 24.11 | 218 | |
| 滋賀 長浜市 | — | — | — | — | |
| 滋賀 滋賀湖南市 | 412 | 16.90 | 24.90 | — | |

(基準日：2008年3月末現在)
 ※大泉町：外国人住民加入者数は平成21年1月16日現在、加入率を算出する際の外国人登録者数は平成20年3月31日現在。

5. 市(町)内にある公営住宅等の外国人世帯入居状況

| 都市名 | 外国人世帯数(戸) | | | 全入居世帯数(戸) | | | 外国人世帯割合(%) | | |
|----------|-----------|-------|-----|-----------|-------|-------|------------|-------|-------|
| | 市・町営 | 県営 | その他 | 市・町営 | 県営 | その他 | 市・町営 | 県営 | その他 |
| 群馬 太田市 | 256 | 156 | — | 2,810 | 959 | — | 9.10 | 16.30 | — |
| 群馬 大泉町 | 56 | — | — | 577 | — | — | 9.70 | — | — |
| 長野 上田市 | 126 | 88 | — | 1,746 | 1,257 | — | 7.22 | 7.00 | — |
| 長野 飯田市 | 105 | 74 | — | 771 | 438 | — | 13.62 | 16.89 | — |
| 長野 大垣市 | 56 | 110 | — | 1,049 | 489 | — | 5.34 | 22.49 | — |
| 岐阜 美濃加茂市 | 27 | — | — | 266 | — | — | 10.15 | — | — |
| 岐阜 可児市 | 10 | — | — | 281 | — | — | 3.56 | — | — |
| 岐阜 浜松市 | 547 | — | — | 5,573 | — | — | 9.82 | — | — |
| 岐阜 富士市 | 125 | 150 | 55 | 2,093 | 916 | 550 | 6.00 | 16.40 | 10.00 |
| 岐阜 蟹田市 | 6 | 141 | 74 | 468 | 261 | 145 | 1.28 | 54.02 | 51.03 |
| 静岡 掛川市 | 29 | — | — | 427 | — | — | 6.79 | — | — |
| 静岡 袋井市 | 10 | — | — | 199 | — | — | 5.03 | — | — |
| 静岡 湖西市 | 20 | 49 | — | 179 | 126 | — | 11.17 | 38.89 | — |
| 静岡 菊川市 | 8 | 53 | — | 206 | 101 | — | 3.88 | 52.48 | — |
| 静岡 豊橋市 | 659 | 774 | 4 | 4,025 | 2,529 | 15 | 16.37 | 30.60 | 26.67 |
| 愛知 岡崎市 | 245 | — | — | 2,596 | — | — | 9.47 | — | — |
| 愛知 豊田市 | 118 | 1,191 | 720 | 2,231 | 5,180 | 978 | 5.29 | 22.99 | 73.62 |
| 愛知 西尾市 | 37 | 182 | 55 | 676 | 565 | 319 | 5.50 | 32.21 | 17.20 |
| 愛知 小牧市 | 2 | 620 | 138 | 93 | 3,155 | 461 | 2.15 | 19.65 | 29.93 |
| 愛知 知立市 | 3 | — | 741 | 103 | — | 1,950 | 2.91 | — | 38.00 |
| 三重 津市 | 144 | 224 | 38 | 2,236 | 1,524 | 133 | 6.44 | 14.70 | 28.57 |
| 三重 四日市市 | 97 | 40 | 866 | 2,691 | 756 | 1,726 | 3.60 | 5.29 | 50.17 |
| 三重 鈴鹿市 | 201 | 98 | — | 1,731 | 344 | — | 11.61 | 28.49 | — |
| 三重 伊賀市 | 41 | — | — | 1,500 | — | — | 2.73 | — | — |
| 滋賀 長浜市 | 1 | 24 | — | 290 | 193 | — | 0.34 | 12.40 | — |
| 滋賀 滋賀湖南市 | 18 | 13 | — | 244 | 55 | — | 7.30 | 23.60 | — |

(基準日：2008年5月1日現在)

※「その他」は、都市再生機構住宅など
 ※豊田市：市営は2008年4月1日現在
 ※小牧市：その他の内、都市再生機構住宅は基準日が2008年1月9日 法人契約のなかの外国人入居者は把握していない。
 ※四日市市：市営は2008年3月31日現在

6. 市(町)営住宅外国人入居世帯数の推移

| 年 度 | 1995年度 (H7) | | 2000年度 (H12) | | 2001年度 (H13) | | 2002年度 (H14) | | 2003年度 (H15) | | 2004年度 (H16) | | 2005年度 (H17) | | 2006年度 (H18) | | 2007年度 (H19) | | | | | | | | | | |
|-----|----------------|-----|-----------------|-----|-----------------|-----|-----------------|-----|-----------------|-----|-----------------|-----|-----------------|-----|-----------------|-----|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| | 群馬 | 太田市 | 大泉町 | 上田市 | 飯田市 | 大垣市 | 美濃加茂市 | 可児市 | 浜松市 | 富士市 | 磐田市 | 掛川市 | 袋井市 | 湖西市 | 菊川市 | 豊橋市 | 岡崎市 | 豊田市 | 愛知 | 小牧市 | 知立市 | 津市 | 三重 | 鈴鹿市 | 伊賀市 | 長浜市 | 滋賀 |
| 群馬 | — | 235 | 231 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 長野 | 群馬 | 7 | 61 | 68 | 69 | 62 | 63 | 63 | 62 | 63 | 62 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | |
| 岐阜 | 太田市 | — | — | — | 122 | 136 | 130 | 130 | 136 | 130 | 136 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 | |
| 静岡 | 大泉町 | — | — | 78 | 79 | 76 | 86 | 86 | 76 | 78 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 | |
| 愛知 | 上田市 | — | — | 28 | 31 | 39 | 44 | 44 | 31 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | |
| 三重 | 飯田市 | — | — | 23 | 26 | 27 | 28 | 28 | 26 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | |
| 滋賀 | 大垣市 | — | — | 2 | 4 | 8 | 10 | 10 | 4 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | |
| 滋賀 | 美濃加茂市 | — | — | 354 | 404 | 396 | 421 | 421 | 354 | 404 | 396 | 396 | 396 | 396 | 396 | 396 | 396 | 396 | 396 | 396 | 396 | 396 | 396 | 396 | 396 | 396 | |
| 滋賀 | 可児市 | — | — | 56 | 118 | 120 | 122 | 120 | 56 | 118 | 120 | 122 | 120 | 122 | 120 | 122 | 120 | 122 | 120 | 122 | 120 | 122 | 120 | 122 | 120 | 122 | |
| 滋賀 | 浜松市 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 滋賀 | 富士市 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 滋賀 | 磐田市 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 滋賀 | 掛川市 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 滋賀 | 袋井市 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 滋賀 | 湖西市 | 6 | 16 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 16 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | |
| 滋賀 | 菊川市 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 滋賀 | 豊橋市 | — | 373 | 449 | 482 | 528 | 568 | 568 | 373 | 449 | 482 | 528 | 568 | 568 | 568 | 568 | 568 | 568 | 568 | 568 | 568 | 568 | 568 | 568 | 568 | 568 | |
| 滋賀 | 岡崎市 | — | 177 | 195 | 205 | 224 | 240 | 240 | 177 | 195 | 205 | 205 | 205 | 205 | 205 | 205 | 205 | 205 | 205 | 205 | 205 | 205 | 205 | 205 | 205 | 205 | |
| 滋賀 | 豊田市 | — | 55 | 86 | 92 | 103 | 105 | 105 | 55 | 86 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | |
| 滋賀 | 愛知 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 滋賀 | 小牧市 | — | — | 1 | 3 | 3 | 4 | 3 | — | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| 滋賀 | 知立市 | 1 | 1 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 滋賀 | 津市 | — | 73 | 77 | 87 | 90 | 90 | 90 | 73 | 77 | 87 | 87 | 87 | 87 | 87 | 87 | 87 | 87 | 87 | 87 | 87 | 87 | 87 | 87 | 87 | 87 | |
| 滋賀 | 三重 | — | 37 | 51 | 61 | 67 | 138 | 138 | 37 | 51 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | |
| 滋賀 | 鈴鹿市 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 滋賀 | 伊賀市 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 滋賀 | 長浜市 | — | — | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 滋賀 | 湖南市 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |

(基準日：3月末現在)

外国人集住都市会議 規制改革要望書

(1)2008(平成20)年6月 提出分

| | | |
|---|------|--|
| ① | 要望事項 | 外国人の生活・就労に必要な日本語等を習得する機会を保障する制度の創設 |
| | 要望内容 | <p>外国人の滞在・就労などに際しては、国の制度にのっとり「在留資格」が認定されているが、当該外国人が、わが国の法令や制度などに関する基礎的な知識を得たり、生活・就労したりするために必要な最低限度の日本語を習得する機会は保障されていない。</p> <p>わが国に合法的に滞在が認められている外国人が、その権利の行使及び義務の履行を支障なく行うためには、法令・制度などを周知させる必要がある。このため、生活・就労のために必要な日本語及び日本に関する知識を習得するための機会を保障すること。</p> <p>生活・就労のために必要な日本語及び知識の水準については、国において定め、認定制度を設けること。その上で、日本語能力のレベルに応じて、在留資格の取得、更新、変更などの際に、優遇措置が受けられるようにすること。</p> |
| | 要望理由 | <p>在留が認められた外国人であっても、日本語の習得、あるいは、レベルアップの機会を得ることが困難なことが現状としてある。</p> <p>各地域・自治体では、様々な取り組みを行っているが、依然として、日本語能力の公的な定義や基準を判定するための実用的な方法が確立されていない。</p> <p>外国人の定住化の流れの中、国において指針を示し、支援をすることは、彼らの自立及び日本社会における共生を促進すると共に、地域社会の安定と発展のために不可欠である。</p> |

| | | |
|---|------|--|
| ② | 要望事項 | 外国人の子どもが小学校に入学する前の保護者に対する支援 |
| | 要望内容 | <p>学校教育法の就学義務は外国人には適用されないため、外国人の子どもの保護者に対する小学校入学に関する情報提供や入学準備の支援を適切に実施することが困難となっている。</p> <p>国際人権規約A規約等を批准し、日本で生活するすべての子どもが、就学の機会を逸しないようにするのであれば、学校教育法施行令第1条 学齢簿の編成を「住民基本台帳や外国人登録原票に基づいて行う」と改める。また、外国人の子どもが日本の小学校へ入学する前に、学校生活体験教室などを開催すると共に、保護者に対する情報提供やオリエンテーションを行う。保護者の就学意識を高める啓発のあり方についての方策を推進する。また、外国人労働者を雇用する事業主からも外国人労働者に対して、日本の生活習慣、文化、風習などとともに、日本の教育制度についても理解を深めるための指導を行うようとする。</p> |
| | 要望理由 | <p>学校教育法の就学義務は外国人には適用されない上、小学校入学前の外国人の子どもの保育実態は、外国人学校や外国人経営の託児所など多様であり、日本の公立学校入学に関する情報が十分に提供されていない。学校側が準備する入学期日等の通知も、住民基本台帳に基づいて行われているため、</p> |

| | |
|------|---|
| 要望理由 | 外国籍の子どもには届かないことがある。それにより保護者による公立学校への入学準備が不十分となり子どもの学校への適応が遅れ、場合によっては不就学になるなど、外国人の子どもが教育を受ける権利が保障されていない。一部の地域では入学前のオリエンテーションを行っているが、その内容も各地域でそれぞれ工夫はされているが統一性はない。テキストの作成や内容など担当者に任せられているため、負担となっており、効果的な実施が必要である。また、外国人労働者を雇用している事業主の協力を得る事により、日本の教育制度の周知に努める。 |
|------|---|

| | |
|--------|--|
| ③ 要望事項 | 公立小中学校における外国人児童生徒の受入れ体制の整備 |
| 要望内容 | 日本で生活する外国人児童生徒が増加している中、外国人児童生徒に関する教育方針が示されていない。また、外国人児童生徒担当教員や加配もまだ不足しており、予算措置も十分ではない。 外国人児童生徒に関する明確な教育方針を策定し、教育振興基本計画においても外国人児童生徒教育の充実方策を明記する。外国人児童生徒担当教員の加配を増やすと共に、一人でも日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校への日本語指導等協力者の配置を推進する。大学の教員養成課程に外国人児童生徒に対する日本語指導や多文化共生に関する内容を含めた授業科目を追加し、教員免許取得の必須科目とする。また、日本語を免許教科とした免許状の設置を検討する。外国人の集住する地域において初期指導を行う教室の設置を推進する。日本語指導の目標を示し、日本語能力の測定・評価の方法を開発する。 |
| 要望理由 | 外国人児童生徒への教育の指導については、学習指導要領の総則「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」において「海外から帰国した児童などについては…」とあるが、その背景が全く異なる外国人児童生徒の教育の基本方針については別項に定めるべきである。また、教育振興基本計画でも外国人児童生徒教育についての言及が必要である。一部の自治体が行っている初期指導教室・国際教室等の取組の有効性を検証し、学校教育法の中での位置づけを検討し、教員を配置するべきである。さらに、一人でも日本語指導が必要な児童生徒が存在する学校現場には、メンタル面での支援も含め、児童生徒の文化的な背景を理解する日本語指導等協力者の支援が必要とされる。日本語指導の目標が示されていないため、生活言語と学習言語の習得に関する判断が難しいため、日本語能力の測定・評価の方法を開発する必要がある。 |

| | |
|--------|---|
| ④ 要望事項 | 外国人学校の学校教育法上の位置づけの改善 |
| 要望内容 | 昨年8月1日付けで文部科学省が公表された「外国人の子どもの不就学の実態調査の結果について」では、就学者の内訳に『外国人学校等』があり、この調査では、文部科学省自体が外国人学校を教育機関と十分承認しており、外国人児童生徒の教育上の受皿としての役割を担う組織として、事実上取り扱っていることを示している。しかし外国人学校は、学校教育法第1条に定める教育機関には該当していない。各種学校として法的地位を得ている学校もまだまだ少ない上に、 |

| | |
|------|---|
| 要望内容 | 各種学校の地位を得ても卒業後、日本の高等学校等への進学に結びつかない。一定の要件を満たす外国人学校を学校教育法第1条に定める教育機関に準ずる教育機関と位置づけ、外国人学校へ通う児童生徒の教育を受ける権利を保証する。 |
| 要望理由 | 「経済的、社会的、文化的権利に関する条約(国際人権規約A規約)」及び「児童の権利に関する条約」等に基づき、国籍や民族などの違いにかかわらず、日本に暮らす全ての子どもの教育を受ける権利が保障されなければならない。外国人学校は、学校教育法第1条に定める教育機関に該当していないため、外国人学校を卒業したとしても、日本の公立学校等への受験資格が得られず、卒業後の進路保障が充実していない。また、外国人学校が各種学校として法的地位を得たとしても、公立高等学校等への受験資格や進学に関して十分に保障されるものではない。 一定の要件を満たす外国人学校を学校教育法第1条に定める教育機関に準ずる教育機関と位置づけ、外国人学校を選択する外国人児童生徒の権利を保障する。 |

| | | |
|-----|------|---|
| (5) | 要望事項 | 働く外国人若年者に対する支援の強化 |
| | 要望内容 | 外国人学校の卒業生や公立中学を中退した外国人が、中学校の卒業資格を得るためにには、中卒認定試験を受けるか、夜間中学を卒業するしか方法がない。中学の卒業資格を得るための手段として、夜間中学の設置、あるいは同様の機能を持ち、かつ中学の卒業資格を得られる教育施設の新設が求められる。 |
| | 要望理由 | 現在の若年雇用対策はフリーターの正規雇用促進が大きな柱となっており、中学・高校を卒業することが、若年層の自立を促進する上で不可欠である。中学を卒業していない就学年齢を過ぎた青年が、中学校卒業資格を得るためにには、中卒認定試験を受けるか、夜間中学を卒業するかである。公立の夜間中学は関東、関西の一部に見られるが、全国でも8都府県35校しかなく、中部圏には存在しない。このため、学習希望者の要望に応えていない。生涯学習、社会教育の面での学習はNPOなどの協力により、現状でもかなり多くの機会が設けられているが、「中学卒業」という条件を満たすための手段は限定されている。広域で通学が可能となる夜間中学の設置、あるいは同様の機能をもち、かつ中学の卒業資格を得られる教育施設の新設を検討されたい。 |

| | | |
|-----|------|--|
| (6) | 要望事項 | 外国人雇用状況報告データへの市町村からのアクセスについて |
| | 要望内容 | 雇用対策法によって把握された外国人雇用状況のデータは、法務省入国管理局に提供されるのみで、市町村には提供されない。外国人登録の就業場所などは、証明等に基づかないため、情報が誤りである場合が多く、また、永住者には登録の必要もないことから、市町村は正確な情報を入手できない。その結果として、地方税の徴税や国民健康保険などへの加入の適否などの判断の際、外国人の就業や所得の状況に関して十分な情報を得ることができない。 外国人住民の台帳制度を創設する際は、法務省入国管理局が厚生労働省から入手した外国人雇用状況に関する情報を、市町村が持つ外国人住民に関するデータ(氏名、生年月日、性別、住所)と一致させて、外国人住民の勤務場所に関する正確なデータとして、市町村がアクセスできるようにするべきである。 |

| | |
|------|--|
| 要望理由 | 外国人登録データの就業場所に関する情報は、証明等に基づかないため、必ずしも正確ではない。そのため、外国人雇用状況から得られたデータを介し、市町村が正確な情報を入手できるようにすることは極めて重要である。内容が誤ったままでは、外国人住民に対する地方税の課税や国民健康保険などの保険料の徴収も困難になり、的確な行政サービスの提供ができない。この問題に対する解決策としては、市町村が外国人雇用状況データへアクセスする仕組みを設けることが不可欠である。 |
|------|--|

| | | | | | | | |
|------|--|------|--|------|---|------|--|
| ⑦ | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">要望事項</td><td>「定住者」の在留資格により入国をしようとする外国人の査証発行に対する審査及び入国審査について</td></tr> <tr> <td>要望内容</td><td>母語による読み書きができない、自らの氏名を書くことすらできない外国人が定住者の在留資格で入国をしている。また、来日に当たり多額の借金を抱えた状態で入国した直後に生計の不安を訴える外国人が増えている。日本で滞在するにあたり、生計の維持が可能であるかなど、査証発行時の審査及び入国審査を厳密に行なうことが求められる。 日本での生計維持能力に関しては、より厳格な入国の審査が求められる。また、保証人についても、その果たす役割について見直す必要がある。</td></tr> <tr> <td>要望理由</td><td>自分の名前すら書けない人が、異国の地で生計を維持して行けるのかは大きな疑問である。現状では渡航費用を借金して入国てくる人も多く、実際に職を失った定住資格の外国人も増加しつつあり、当地に、親族の少ない外国人の場合、このままでは生活保護の申請等自治体の負担が懸念される。そのため、日本での生計維持能力に関しては、より厳格な入国の審査が求められる。保証人については、「滞在費、帰国旅費、法令の遵守」を保証するものと明記されているものの、実質的には機能しておらず、実際に地方自治体の負担となっているケースが現状としてあることから、役割についての見直しが必要である。</td></tr> </table> | 要望事項 | 「定住者」の在留資格により入国をしようとする外国人の査証発行に対する審査及び入国審査について | 要望内容 | 母語による読み書きができない、自らの氏名を書くことすらできない外国人が定住者の在留資格で入国をしている。また、来日に当たり多額の借金を抱えた状態で入国した直後に生計の不安を訴える外国人が増えている。日本で滞在するにあたり、生計の維持が可能であるかなど、査証発行時の審査及び入国審査を厳密に行なうことが求められる。 日本での生計維持能力に関しては、より厳格な入国の審査が求められる。また、保証人についても、その果たす役割について見直す必要がある。 | 要望理由 | 自分の名前すら書けない人が、異国の地で生計を維持して行けるのかは大きな疑問である。現状では渡航費用を借金して入国てくる人も多く、実際に職を失った定住資格の外国人も増加しつつあり、当地に、親族の少ない外国人の場合、このままでは生活保護の申請等自治体の負担が懸念される。そのため、日本での生計維持能力に関しては、より厳格な入国の審査が求められる。保証人については、「滞在費、帰国旅費、法令の遵守」を保証するものと明記されているものの、実質的には機能しておらず、実際に地方自治体の負担となっているケースが現状としてあることから、役割についての見直しが必要である。 |
| 要望事項 | 「定住者」の在留資格により入国をしようとする外国人の査証発行に対する審査及び入国審査について | | | | | | |
| 要望内容 | 母語による読み書きができない、自らの氏名を書くことすらできない外国人が定住者の在留資格で入国をしている。また、来日に当たり多額の借金を抱えた状態で入国した直後に生計の不安を訴える外国人が増えている。日本で滞在するにあたり、生計の維持が可能であるかなど、査証発行時の審査及び入国審査を厳密に行なうことが求められる。 日本での生計維持能力に関しては、より厳格な入国の審査が求められる。また、保証人についても、その果たす役割について見直す必要がある。 | | | | | | |
| 要望理由 | 自分の名前すら書けない人が、異国の地で生計を維持して行けるのかは大きな疑問である。現状では渡航費用を借金して入国てくる人も多く、実際に職を失った定住資格の外国人も増加しつつあり、当地に、親族の少ない外国人の場合、このままでは生活保護の申請等自治体の負担が懸念される。そのため、日本での生計維持能力に関しては、より厳格な入国の審査が求められる。保証人については、「滞在費、帰国旅費、法令の遵守」を保証するものと明記されているものの、実質的には機能しておらず、実際に地方自治体の負担となっているケースが現状としてあることから、役割についての見直しが必要である。 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------|--|------|-----------------------------|------|--|------|--|
| ⑧ | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">要望事項</td><td>在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの修正</td></tr> <tr> <td>要望内容</td><td>出入国管理及び難民認定法第20条及び第21条にかかる在留資格の変更及び在留期間の更新に関するガイドラインには、「雇用・労働条件の適正」や「納税義務の履行」については、適合・不適合の考慮要素として明記されているが、社会保険(健康保険・厚生年金保険などの職域保険、あるいは、国民健康保険・国民年金などの地域保険)への加入や、被雇用者にあっては、労働保険(労働者災害補償保険・雇用保険)への加入については、明確に言及されていない。 いずれかの社会保険への加入(被雇用者にあっては、労働保険への加入)を、在留資格の変更、在留期間の更新にかかる確認要件とする。その上で、保険未加入の場合は、所轄の社会保険事務所・自治体と調整した上、一定の猶予期間を与えるものとし、期日までに当該裁可を行うものとする。</td></tr> <tr> <td>要望理由</td><td>外国人の社会保険・労働保険への加入を確認せずに、在留資格の変更や在留期間の更新が許可されている現状では、老齢・疾病・傷害・失業などの事態に直</td></tr> </table> | 要望事項 | 在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの修正 | 要望内容 | 出入国管理及び難民認定法第20条及び第21条にかかる在留資格の変更及び在留期間の更新に関するガイドラインには、「雇用・労働条件の適正」や「納税義務の履行」については、適合・不適合の考慮要素として明記されているが、社会保険(健康保険・厚生年金保険などの職域保険、あるいは、国民健康保険・国民年金などの地域保険)への加入や、被雇用者にあっては、労働保険(労働者災害補償保険・雇用保険)への加入については、明確に言及されていない。 いずれかの社会保険への加入(被雇用者にあっては、労働保険への加入)を、在留資格の変更、在留期間の更新にかかる確認要件とする。その上で、保険未加入の場合は、所轄の社会保険事務所・自治体と調整した上、一定の猶予期間を与えるものとし、期日までに当該裁可を行うものとする。 | 要望理由 | 外国人の社会保険・労働保険への加入を確認せずに、在留資格の変更や在留期間の更新が許可されている現状では、老齢・疾病・傷害・失業などの事態に直 |
| 要望事項 | 在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの修正 | | | | | | |
| 要望内容 | 出入国管理及び難民認定法第20条及び第21条にかかる在留資格の変更及び在留期間の更新に関するガイドラインには、「雇用・労働条件の適正」や「納税義務の履行」については、適合・不適合の考慮要素として明記されているが、社会保険(健康保険・厚生年金保険などの職域保険、あるいは、国民健康保険・国民年金などの地域保険)への加入や、被雇用者にあっては、労働保険(労働者災害補償保険・雇用保険)への加入については、明確に言及されていない。 いずれかの社会保険への加入(被雇用者にあっては、労働保険への加入)を、在留資格の変更、在留期間の更新にかかる確認要件とする。その上で、保険未加入の場合は、所轄の社会保険事務所・自治体と調整した上、一定の猶予期間を与えるものとし、期日までに当該裁可を行うものとする。 | | | | | | |
| 要望理由 | 外国人の社会保険・労働保険への加入を確認せずに、在留資格の変更や在留期間の更新が許可されている現状では、老齢・疾病・傷害・失業などの事態に直 | | | | | | |

| | |
|------|---|
| 要望理由 | 面しても保険の給付を受けることができない。ガイドラインへの明記及び具体的な手続きの整備によって、在留外国人の生活保障、就労にかかるリスクの軽減となることが期待される。 |
|------|---|

| | |
|--------|---|
| ⑨ 要望事項 | 永住許可に関するガイドラインの修正 |
| 要望内容 | <p>出入国管理及び難民認定法第22条の永住資格の付与に関するガイドラインには、「素行が善良であること」とし、「法律遵守」の要件が記載されている。具体的には、社会保険(健康保険・厚生年金保険などの職域保険、あるいは、国民健康保険・国民年金などの地域保険)への加入や、被雇用者にあっては、労働保険(労働者災害補償保険・雇用保険)への加入についての明確な言及がされていない。</p> <p>また、「独立生計を営むに足りる資産」を永住資格要件としている中で、「日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること」とあるものの、永住権を取得した直後に生活の困窮を訴える外国人が存在する。</p> <p>いずれかの社会保険への加入(被雇用者にあっては、労働保険への加入)を、永住許可にかかる確認要件とする。その上で、保険未加入の場合は、所轄の社会保険事務所・自治体と調整した上、一定の猶予期間を与えるものとし、期日までに当該裁可を行うものとする。</p> <p>また、何をもって「将来において安定した生活が見込まれること」を確認しているのか明らかにすると共に、より厳正な審査を望む。更には、現在検討されている在留カードを発行する際に、在留実績と共に永住要件を引き続き満たしているかの状況を確認する。</p> |
| 要望理由 | 外国人の社会保険・労働保険への加入を確認せずに、永住資格が許可される現状では、老齢・疾病・傷害・失業などの事態に直面しても、社会保険や雇用保険の給付を受けることができない。このままでは、無保険のまま老齢・疾病状態に陥り、生活保護を受ける永住者が増加する危険性が高い。 |

| | |
|--------|---|
| ⑩ 要望事項 | 労働者を社会保険・雇用保険に加入させない事業主に対する措置 |
| 要望内容 | <p>事業主が、労働者に厚生年金や健康保険ないし雇用保険に加入させる義務があるにもかかわらず加入させない場合の事業主に対する罰則がない。このため、脱法的に、外国人労働者を社会保険や雇用保険に加入させない事例が後を絶たない。また、外国人の社会保険の加入状況と加入率の実態が把握されておらず、効果的な加入促進が図られていない。</p> <p>厚生年金保険法、健康保険法及び雇用保険法において、事業主が本来加入させるべき労働者をこれらの制度に加入させていない場合には、罰金又は過料を設けて、その加入を促進すべきである。また、社会保険庁が行っている外国人の社会保険加入状況の実態調査の結果とそれによる成果についての具体的な実績を公表すべきである。</p> |
| 要望理由 | 外国人労働者のなかには、社会保険や雇用保険加入を避けるために、あえて2 |

| | |
|------|--|
| 要望理由 | ヶ月の雇用契約とし、1日の空白のあとに同様の契約を繰り返している場合が少なくない。こうした行為が横行していることから、加入のインセンティブを考えられると良いが、考えられない場合はこれらの行為に対する罰則を新設すべきである。外国人の社会保険加入の実態が把握されていないために、効果的な加入促進対策が取れない。社会保険事務所や公共職業安定所では取り組みを行っているという回答をいただいているが、具体的に何件くらいの事業所に対し、どのような働きかけが行われたのかが見えてこない。 |
|------|--|

| | |
|--------|--|
| ⑪ 要望事項 | 外国人学校に対する感染症予防の徹底と健康増進の指導及び支援 |
| 要望内容 | 学校教育法第12条による健康の保持増進を図るため必要な措置は、外国人学校に対しては行われていない。そのため、定期的な健康診断はもとより感染症の予防対策と、まん延防止の措置等についても、行われていないことが多い。外国人学校を学校教育法第1条に定める教育機関での取り扱いに準じて、子どもたちの健康の保持増進を図るために支援をする。また、外国人学校に対する感染症の予防とまん延防止の指導及びそのために必要な支援を行う。 |
| 要望理由 | 学校教育法で定める、健康診断や保健に必要な措置について、外国人学校に関しては講じられていないため、健康の保持に関する懸念がある。また、集団で学校生活を営んでいるにもかかわらず、外国人学校に対してはインフルエンザや結核などの感染症に対する情報が行き届いておらず、予防とまん延防止の適切な措置や支援等が行われていない。 |

(2)2008(平成20)年11月 提出分

| | |
|--------|---|
| ① 要望事項 | 外国人雇用状況届の情報を有効に活用できるシステムの構築について |
| 要望内容 | 雇用対策法第28条に基づく外国人雇用状況届の周知・履行の確保を強力に進め、同法第9条に基づく「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」に沿い、外国人の雇用管理の実態を広範に調査するとともに、外国人の権利・義務関係を正確に把握するため、市町村を含め当該届の情報を有効に活用できるシステムの構築を行う。 |
| 要望理由 | 雇用対策法によって把握された外国人雇用状況のデータは、法務省入国管理局に提供されるのみで、市町村には提供されない。現在、総務省では「適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想」により外国人台帳制度について検討中である。その中では情報の正確性を確保するための措置として転出届などの制度化についても検討をしている。市町村においては、適法な在留外国人への各種行政サービスは現行の外国人登録制度に基づいて行うが、正確性を確保するためには、雇用対策法によって把握された情報に市町村がアクセスできるようにするべきである。 |

| | | |
|---|------|---|
| ② | 要望事項 | 外国人の生活・就労に必要な日本語等を習得する機会を保障する制度の創設 |
| | 要望内容 | 外国人の生活や就労に必要な日本語の習得機会の保障と学習成果の認定や日本語能力の基準の設定及び能力判定方法の開発を関係省庁間で検討する。また、日本語能力のレベルに応じて在留資格の取得や期間の変更・更新において優遇措置を導入する。文化庁等で行われている日本語学習支援において、生活言語としての日本語の習得支援を充実させると共に、習得の機会を地域やNPOに頼るのみではなく、国として日本語習得機会を保障する制度の創設をするべきである。実施のための人材育成や配置などを含めた、日本語習得機会の仕組みの構築を行い、その普及を図る必要がある。 |
| | 要望理由 | 外国人が日本で自立し、共生していくためには、生活や就労に必要な日本語を習得する必要がある。現行の法制度では、外国人の日本語を習得する機会は保障されておらず、言葉の壁が外国人の自立を妨げ、地域社会での様々な課題を生む根本原因となっている。 |

| | | |
|---|------|---|
| ③ | 要望事項 | 在留資格の変更、在留期間の更新許可ガイドラインの修正 |
| | 要望内容 | 出入国管理及び難民認定法第20条及び第21条の在留資格の期間更新・変更に関するガイドラインに、労働・社会保険への加入を確認する規定を加える。 |
| | 要望理由 | 出入国管理及び難民認定法の在留資格の変更、在留期間の更新に関するガイドラインには、「雇用・労働条件の適正」や「納税義務の履行」については、適合・不適合の考慮要素として明記されているが、社会保険(健康保険・厚生年金保険などの職域保険、あるいは国民健康保険・国民年金などの地域保険)への加入や被雇用者にあっては、労働保険(労働者災害補償保険・雇用保険)への加入については、明言されていない。 |

| | | |
|---|------|--|
| ④ | 要望事項 | 外国人の子どもが小学校に入学する前の保護者に対する支援 |
| | 要望内容 | 外国人の子どもの保護者に対して、就学の啓発や情報提供など就学への基本的かつ具体的なガイドラインを示す。保育所などにおいて、外国人の子どもの母語や文化的背景を理解できる人材を育成・配置できるよう支援を行う。 |
| | 要望理由 | 外国人の子どもの多くは保育所や幼稚園に預けられているが、外国人の子どもの母語を話せる保育士や教諭の配置がなされていることはほとんどなく、子どもや保護者とのコミュニケーションがスムーズに行われていない。これら外国人の子どもの多くが日本にとどまり、暮らすことが予想され、そのためには、日本社会で自立する必要があるが、日本の学校への入学に関する情報が十分に行き届いていないのが現状である。日本が批准した「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約」に明記されているように、日本に暮らすすべての子どもたちに教育を受ける権利が保証されなければならない。 |

| | | |
|---|------|--|
| ⑤ | 要望事項 | 公立小中学校における外国人児童生徒の受け入れ体制の整備 |
| | 要望内容 | 外国人児童生徒の教育に関する基本方針を早急に策定し、学習指導要領に外国人児童生徒への配慮事項を盛り込む。外国人児童生徒の日本語能力を測定する方法を開発するとともに、学力保障をめざした体系的な日本語指導のガイドラインを策定する。 |
| | 要望理由 | 日本が批准した「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約」に明記されているように、日本に暮らすすべての子どもたちに教育を受ける権利が保証されなければならないが外国人の子どもの教育について国は明確な方針を示していない。国籍の如何に関わらず、すべての子どもの教育を受ける権利を保障するためにも国は外国人の子どもの教育のあり方を根本的に見直す必要がある。 |

| | | |
|---|------|--|
| ⑥ | 要望事項 | 日本語指導や多文化共生教育に関する教員等の育成・配置について |
| | 要望内容 | 日本語指導の能力に関する資格・認定制度のあり方を検討する。日本語指導や多文化共生教育に関する授業を教員免許取得の必須科目とする。また、日本語指導に関する教員及び支援員の研修を全国各地で実施する。支援体制の充実をはかるため、外国人児童生徒担当教員の加配を増やす。外国人児童生徒の文化的背景を理解したスクールソーシャルワーカーを配置する。外国人児童生徒の生活指導、特別支援、不登校等に関するカウンセラーを配置する。LD・ADHDなど発達障害に対応するための調査研究を実施し、対応できる人材を育成・配置する。 |
| | 要望理由 | あじさい要望では、「現行では『日本語』は『教科』として位置づけられていない以上、『日本語』の免許状を創設する事は適当ではない」という回答であったが、日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加という現状に合わせ、専門性や資質の向上のためにも、学校教育法施行規則に定める「教科」の見直しをするなど、日本語指導の能力に関する資格・認定制度のあり方の検討が必要である。また、外国人児童生徒の受け入れには、学校全体の取り組みが必要となるため、すべての教員に日本語指導や多文化共生教育に関する理解が必要となる。日本語指導や多文化共生教育に関する教員及び支援員に対する専門研修を全国各地で開催して、知識・技能の習得や資質の向上の場を提供することが必要である。外国人児童生徒の増加により、日本語指導のほかにも、LD・ADHDなど様々な支援が求められており、調査・研究をおこなうとともに、対応が可能な人材の育成・配置が必要である。 |

| | | |
|---|------|--|
| ⑦ | 要望事項 | 外国人学校の学校教育法上の位置づけの改善 |
| | 要望内容 | 一定の設置基準・教育内容の認定基準を満たす外国人学校を学校教育法第1条に定める教育機関に準ずる教育機関と位置付ける新しい体系を創設する。 |
| | 要望理由 | 外国人学校の大半は、私塾扱いであり、国、地方自治体からの助成を受けることができず、また、本国政府からの支援もなく就学環境は不十分であり、授業 |

| | |
|------|--|
| 要望理由 | 料は高額なものとなっている。文部科学省のあじさい要望時の回答は「外国人学校の地位については、法令上規定されていません。なお、一部の外国人学校が学校教育法上の各種学校としての地位を得ています」というものであったが、外国人の増加、滞在期間の長期化を考慮した時に、法律上の規定がない今まで、すべてのこどもの教育環境が適切に提供されているかは疑問である。また、各種学校を卒業しても、公立高等学校等への受験資格や進学に関して、子どもたちの権利が十分に保障されているわけではない。 |
|------|--|

| | |
|--------|---|
| ⑧ 要望事項 | 外国人学校に対する感染症予防の徹底と健康増進の指導及び支援 |
| 要望内容 | 外国人学校に対して、定期的な健康診断はもとより感染症の予防対策と、まん延防止の措置等については行われていないことが多い。外国人学校の法的位置付けを行い、外国人学校の現状把握を行う必要がある。外国人学校を学校教育法第1条に定める教育機関での取り扱いに準じて、子どもたちの健康の保持増進を図るための支援をする。 また、外国人学校に対する感染症予防(教育)の徹底とまん延防止の指導及びそのために必要な支援を行う。 |
| 要望理由 | 学校教育法第12条による健康の保持増進を図るために必要な措置は、外国人学校に対しては行われていない。外国人学校へも3万人程度の子どもが在籍しているといわれているが、各種学校として認定されていない外国人学校や認可外保育施設などの把握は十分にできておらず、保健に関する情報の周知についても、充分に徹底ができていないと思われる。外国人学校に対しても定期的な健康診断はもとより感染症の予防対策と、まん延防止の措置等が求められる。一条校と同様に健康診断を学校保健法のような法律の下で位置づける事が必要である。 |

| | |
|--------|--|
| ⑨ 要望事項 | 外国人学校での日本語教育の拡充 |
| 要望内容 | 外国人学校での日本語教育の拡充の支援や、外国人学校への教員派遣や助成など本国政府に支援を要請するよう働きかけるなど、外国人学校で学ぶ子どもたちの学習環境を整備する。 |
| 要望理由 | 外国人学校を卒業した子どもの多くは、日本にとどまり、日本で就業することとなり、日本で生活するためには日本語が必要となるにもかかわらず、外国人学校での日本語授業の時間は短く、日本で生活、就学、就労するために必要な日本語力を身につけるには不十分である。 |

| | |
|--------|---|
| ⑩ 要望事項 | 中学校卒業程度認定試験制度の見直し |
| 要望内容 | 中学校卒業程度認定試験制度において、日本語力が不十分な外国人を対象にした試験を新たに実施する。 |

| | |
|------|---|
| 要望理由 | 外国人の子どもの高等学校進学率は、中学校卒業者全体の進学率と比較すると依然として低く、十分に進学や就職に必要な日本語力や学力が得られていない状況である。高学年で来日した場合等には、日本語力の不足により現行の中学校卒業程度認定試験では学力の判定が困難な場合もあるため、日本語力が不十分な外国人を対象とした試験制度を新たに実施する必要がある。 |
|------|---|

| | |
|--------|--|
| ⑪ 要望事項 | 夜間中学校の拡充や働きながら学べる環境づくり |
| 要望内容 | 義務教育年齢を超えた義務教育未修了者のために開設されている夜間中学を拡充するなど就学機会を増やす仕組みについて検討する。また、義務教育課程の卒業機会を逸した子どもが、日本の社会で生活していくため、職業訓練や働きながら学べるような環境づくりの支援を行う。 |
| 要望理由 | 公立の夜間中学は全国でも関東、関西の一部には見られるが、全国でも8都府県35校しかなく、中部圏には存在しない。「二部授業」の形態で、市町村教育委員会の判断が可能という事であるが、ひとつの市町村で夜間学校を設置する事は難しく、例えば広域での開設など就学の機会を増やす仕組みが必要である。また、義務教育課程の卒業機会を逸した子どもが日本の社会で生活していくための職業訓練や働きながら学べる環境づくりの支援を行う。 |

| | |
|--------|--|
| ⑫ 要望事項 | 外国人労働者の社会保険・雇用保険加入に関する措置 |
| 要望内容 | 外国人労働者を意図的に労働・社会保険に加入させない悪質な企業に対し、健康保険法第208条および厚生年金保険法第102条に定める罰則を積極的に発動するか、新たな罰金又は過料を設けて、その加入を促進する。また、社会保険庁が行っている外国人の社会保険加入状況の実態調査結果と、その成果の具体的な実績を早期に公表するなどして、社会保険加入の促進を図る。 |
| 要望理由 | 雇用主は、労働者に厚生年金や健康保険ないし雇用保険に加入させる義務があるにもかかわらず守られていない。このため、脱法的に外国人労働者を社会保険や雇用保険に加入させない事例が後を絶たない。 |

| | |
|--------|---|
| ⑬ 要望事項 | 外国人を視野に入れた社会保障制度の充実 |
| 要望内容 | 短期滞在、定住、永住等、外国人の滞在形態の実状も視野に入れ、誰もが理解しやすい社会保障制度を検討する。また、入国時や在留資格・期間更新時に税制度や社会保障制度を正しく理解してもらえるようにオリエンテーションを実施する。 |
| 要望理由 | 現行の社会保障制度は、被用者保険では、雇用主と労働者が折半で保険料を負担し、国民健康保険では、自治体ごとに「料」「税」に分かれ、賦課方式、算定方法が異なるなど、複雑な制度となっているが、外国人に十分に理解してもらうための措置もほとんどとられておらず、永住を前提としない外国人住民の実 |

| | |
|------|---|
| 要望理由 | 状に即していない。将来、社会保障協定の締結が行われることを視野に入れて、外国人にも理解しやすい社会保障制度について検討するべきである。 |
|------|---|

| | | |
|------|------|--|
| (14) | 要望事項 | 国の制度の多言語化による周知の徹底 |
| | 要望内容 | 全国共通の行政情報は国で多言語化を行う。また、行政情報の多言語化は、外国人にもわかりやすい、やさしい日本語を使用するガイドラインを策定する。行政情報の正確性を保つため、国において行政通訳の研修を行うなど、育成を図る。 |
| | 要望理由 | 各市町村では、外国人住民に対し行政情報を翻訳して確実に届けるよう業務を行っているが、全国共通の行政情報に関しては、国が責任を持って多言語化をするべきである。また、日本国籍を保持していても、日本語の理解が不十分な人の存在もあり、日本で暮らす全ての人にいきわたるべき情報についての多言語化は国が責任を持って行うべきである。また、外国人の増加に伴い、多様な言語への対応が必要となっているが、すべての言語への対応には限界があるため、やさしい日本語を使用するようガイドラインを設けて取り組む必要がある。その一方で、各市町村が配置する通訳の知識・質の向上は欠かせないため、国において行政通訳の育成を行う。 |

| | | |
|------|------|---|
| (15) | 要望事項 | 個人住民税等の課税制度の見直しの検討 |
| | 要望内容 | 個人住民税の現年課税、所得税と個人住民税の一括源泉徴収など、外国人ばかりではなく誰にでもわかりやすい税制度を検討する。 |
| | 要望理由 | 間接雇用など不安定な就労状況にあり、移動の多い外国人住民は、収入が不安定な場合も多く、前年所得についての課税分を翌年に納入する事が難しく、滞納の一因となっている。そこで、個人住民税についても国税と同じように現年課税の方式を取り入れる。また、所得税と個人住民税の一括源泉徴収などについても検討をして、誰にでもわかりやすい税制度を検討する必要がある。 |

| | | |
|------|------|---|
| (16) | 要望事項 | 企業のサプライチェーン(下請・孫請等関連会社)にわたる法令遵守 |
| | 要望内容 | 企業のサプライチェーン(下請・孫請等関連会社)にわたる法令遵守について、法令を遵守することは当然のことではあるが、社会保険の未加入など、依然として遵守されていない現実がある。国際標準化機構の定めるISO26000では、企業にかかるすべての利害関係者の社会的責任を求めてこととしており、同様に労働関係法令においても、この考えを取り入れ、企業が下請・孫請会社の法令遵守に対して責任を持って対応するように関係法令の改正等の対策を講じる。 |
| | 要望理由 | 企業が雇用対策法、労働基準法等の労働関係法令及び社会保険関係法令の遵守を行うことは当然であるが、さらにサプライチェーン(下請・孫請等関連会社)にわたっても法令遵守を行うよう、企業が積極的に取り組むための仕組みを構築する。 |

外国人住民の台帳制度の創設に関する要望書

平成2年の改正「出入国管理及び難民認定法」改正以来、日本における外国人登録者は年々増加の一途をたどっており、平成18年末現在の外国人登録者数は約208万人で、平成17年末に比べ約7万人(3.6%)増加し、直近の10年間をみてもその数は約1.5倍に拡大しています。

また、ブラジルやペルーからの日系人を中心に、外国人の日本での定住化が進んでおり、単なる労働者としてではなく、生活者・地域住民として各種権利義務関係を明確にしたうえでの行政サービスの提供が求められています。その分野は、日本人住民と同様に、教育、保険、年金、税金、福祉、保健および防災対策面等々、多岐にわたっています。

しかし、現行の外国人登録制度では、市区町村が外国人の所在情報を迅速かつ正確に把握することは極めて困難であり、また、日本人と外国人が同一の住所に居住して混合世帯を構成していても、日本人と外国人に関する記録はそれぞれ別の制度にて管理されているため、ひとつの世帯として確認することが不可能となっています。さらに混合世帯を把握する統一的な方向性が示されていないことから、各市区町村によって個々に運用せざるを得ない状況に置かれています。

外国人住民は全国各地域で増加を続けており、現在、外国人集住都市で顕在化している課題は一部特定地域における特別な課題ではなく、全国の自治体において発生している重要な課題であります。したがって、外国人の厳正な在留管理を基本としつつ、同時に地域における多文化共生推進の観点から、外国人住民に関する記録を迅速かつ正確に把握できる制度を構築していただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

「規制改革推進のための3か年計画」では「外国人の在留に係る情報の相互照会・提供と外国人登録制度の見直し」については「遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出」としている。現在、法務省を中心に「在留管理一元化」を柱とした新たな在留管理制度に関する検討を行っているところであるが、在留管理のみに視点を置いた法改正ではなく、地方自治体が外国人への行政サービスを適切に行うことができるよう、国が現行の住民基本台帳制度を参考とし、外国人住民の台帳制度を創設し、課題の抜本的解決を図る。

平成19年10月4日
外国人集住都市会議

提出先：全国市長会

新たな外国人台帳制度等に関する要望

権利の尊重と義務の履行を基本とした眞の共生社会の実現に向け、国に対して以下のように要望する。

- 1 市町村における在留外国人の正確な情報の把握及び合理的な行政サービスの提供に資するため、外国人登録制度を抜本的に見直し、住民行政の基礎とするための外国人台帳制度に係る法制度を整備すること。その際、外国人登録制度から外国人台帳制度への移行に係る経費に対する財政措置を行うとともに、新制度へ円滑に移行できるよう必要な支援措置を講じること。
- 2 多文化共生推進プログラムの実行に努め、各種事業を拡充するとともに、国の外国人政策を総合的に企画、立案し、省庁間の連絡調整に必要な権限を有する組織を設置すること。
- 3 外国人住民が、自立し、地域で円滑なコミュニケーションを図り、まちづくりに参画できるよう、生活や就学・就労に必要な日本語を習得するための機会を保障すること。

平成20年11月7日

外国人集住都市会議

座長 渡辺直由

提出先：舛添要一 厚生労働大臣
塩谷 立 文部科学大臣

経済情勢の悪化を背景とする外国人住民に係る緊急要望書

米国金融危機の影響が全世界に拡大する中、日本においても、自動車産業をはじめとする多くの企業が、減産、雇用調整等、現下の経済危機を乗り切るべく対策に追われているところである。

1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改正を契機として、外国人登録者数は増加の一途をたどり、平成19年末現在215万人余を数えるに至った。なかでも、外国人集住都市会議に参加している26の都市には、ブラジルをはじめとする南米系外国人が集住し、外国人登録者数のおよそ1割にあたる22万人が生活者として暮らしている。

現在の急激な景気低迷に伴う雇用情勢の悪化は、その多くが派遣や請負で就労する外国人住民の生活をも脅かす深刻な状況となっている。

こうしたことから外国人集住都市会議は、日本人住民と同じように、外国人住民の権利の尊重と義務の履行を基本とした真の共生社会の実現に向け、最近の経済情勢の悪化を背景とする外国人住民の状況に関して、下記のとおり、緊急に要望をするものである。

記

1. 主な雇用対策として

- ア) 休業手当や教育訓練経費の助成などにあてる雇用調整助成金を拡充すること
- イ) 1999年に実施された「緊急地域雇用特別交付金」事業などを参考とした雇用機会の創出支援策について、外国人を含めて拡充すること

2. 主な生活支援策として

- ア) 失業給付を受給する外国人に対する、就労のための教育訓練としての集中的な日本語教育の実施に伴う支援をすること
- イ) 保護者の失業は、外国人児童生徒の教育環境の悪化をもたらしかねず、母語を理解する教員や指導員の増員を行う等、外国人児童生徒の受け入れ体制を強化すること

平成20年12月17日
外国人集住都市会議

提出先：小渕優子 内閣府特命担当大臣

緊急要望書

世界的な経済情勢の悪化を背景とした、雇用、住居、子どもの教育等、在住外国人の生活不安に対応すべく、内閣府に定住外国人施策推進室を設置され、さらに去る1月30日には、「定住外国人支援に関する当面の対策について」を発表されたことについて、大いに期待がされているところであるが、それと同時に、この対策が着実に実行されるよう、関係省庁に対する働きかけを強く望むものである。

外国人集住都市会議では、この「定住外国人支援に関する当面の対策について」がより効果的に実行され、現下の厳しい情勢において、定住外国人が眞の「生活者」として地域社会で安心して暮らすことができるよう、下記のように緊急に要望をする。

記

1. 「定住外国人支援に関する当面の対策」について、より具体的に要望する。

- (1) 解雇された外国人を通訳として税務署等で雇用するなど、国の出先機関においても、長期的な視点による雇用創出を行う。
- (2) ハローワーク等において、就労支援として職業や就労に関する日本語学習機会が提供できるよう措置を講じる。
- (3) ハローワークによるワンストップサービスのさらなる効果的な運営のために、情報端末を整備して、職業紹介・保険・住宅などの各種相談に対応できるようにする。
- (4) 厚生労働省や国土交通省、文部科学省などがそれぞれ行っている、国の生活支援対策に関する情報発信窓口を一本化するとともに、多言語による広報を行うなど、情報伝達の強化を図る。
- (5) 本国政府に対して帰国希望者のための支援に加え、外国人の子どもの教育に関する支援についても要請する。
- (6) 財政支援として、特別交付税措置ではなく、交付金または補助金等による財源措置を要望する。

2. 抜本的な対策として要望する。

- (1) 国としての外国人政策の基本方針を示されたい。
- (2) 国としての外国人の子どもの教育に関する基本方針を示されたい。

平成21年2月23日

外国人集住都市会議

外国人集住都市会議東京2008 報告書

2009年(平成21年)3月発行

- ◆ 編集・発行 外国人集住都市会議
<http://homepage2.nifty.com/shujutoshi/>
- ◆ 事務局／美濃加茂市役所経営企画部地域振興課
多文化共生室
(2007年4月～2009年3月)
- ◆ 電 話／0574-25-2111

※この事業は岐阜県からの補助金を受けて実施しました

